資料４－３

日本学生支援機構の平成２６年度の業務実績に関する評価書（案）

平成２７年〇月〇日
文部科学省

様式１　中期目標管理法人　年度評価　評価の概要

１．評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人日本学生支援機構	
評価対象事業年度	年度評価	平成２６年度（第１期）
	中期目標期間	平成２６～３０年度

２．評価の実施者に関する事項				
主務大臣		文部科学大臣		
	法人所管部局	高等教育局	担当課、責任者	学生・留学生課　渡辺　正実
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	政策課　板倉　周一郎

３．評価の実施に関する事項
政策評価に関する有識者会議　日本学生支援機構ワーキングチームに評価結果案を諮り、意見を聴取した。

４．その他評価に関する重要事項
・「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）平成 26 年度フォローアップ結果」（平成 26 年 8 月 29 日内閣官房行政改革推進本部事務局）において、東京国際交流館及び兵庫国際交流会館は、日本学生支援機構が引き続き保有し、収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として活用すること、及び札幌、金沢、福岡、大分の各国際交流会館については引き続き売却交渉を進めることが決定されたことを受け、中期目標を変更した。

５．日本学生支援機構ワーキングチーム　委員名簿	
荒　張　　健	新日本有限責任監査法人　シニアパートナー　公認会計士
加　藤　泰　建	埼玉大学名誉教授
佐　藤　　淳	名古屋工業大学大学院工学研究科　教授
高　石　恭　子	甲南大学文学部　教授
山　本　　清	東京大学大学院教育学研究科　教授

様式２　中期目標管理法人　年度評価　総合評定

１．全体の評定						
評定 （Ｓ、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ）	Ｂ：中期目標における所期の目標を達成していると認められる。	（参考）本中期目標期間における過年度の総合評定の状況				
		平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度
		Ｂ				
評定に至った理由	個別の評定は業務の一部がＡ，Ｃであるもののおおむね Ｂであり、また全体の評定を引き下げる事象もなかったため、本省の評価基準に基づきＢとした。					

２．法人全体に対する評価	
法人全体の評価	奨学金貸与の的確な実施及び返還金の回収促進、留学生支援事業及び学生生活支援事業の充実、一般管理費の削減、外部委託の推進、内部統制・ガバナンスの強化など、業務運営の一層の効率化等を図るとともに、それぞれの事業部門におけるサービス向上のために積極的に取り組んでいると認められる。 具体的には、奨学金貸与事業については、最新のデータに基づく家計基準の見直しや厳格な適格認定の実施により、真に支援を必要とする者に貸与が行われるよう事業実施を行った。また、新規返還開始者への啓発、延滞初期における督促や回収委託及び委託終了後の速やかな法的処理により、当年度分回収率が計画値を達成するとともに、総回収率も前期を上回り計画値を達成した。留学生支援事業については、海外留学支援制度、文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度の着実な実施により、留学生への経済的援助を適切に推進するとともに、官民協働海外留学支援制度の創設により海外留学の促進及び支援の充実を図った。学生生活支援事業については、障害学生修学支援に関する実態調査の実施及び分析の推進等により障害学生の修学支援の充実に寄与した。また、地域におけるインターンシップ推進の取組への支援等により、大学等における就職・キャリア支援の効果的な取組の実施を支援した。
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

３．項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	・要返還債権数に占める当該年度に新たに３か月以上延滞債権となった債権数の割合について、平成 25 年度末における割合と比較して改善はみられるものの、年度計画値を下回っていることから、貸与中の指導の充実等により奨学生の返還意識の涵養を図るとともに、事務処理等の運用上の見直しを行うなど一層の延滞発生防止に努め、削減率を改善することが求められる。（Ｐ３３参照） ・兵庫国際交流会館について、入居率が前年度を下回り、この結果収支状況が悪化し、年度計画値を下回っていることから、入居率改善のための方策を検討し、収支を改善することが求められる。（Ｐ７２参照） ・個人情報漏えいの再発防止に向けて様々取組を行っているものの昨年度に引き続き漏えい事案が発生していることから、職員一人一人の個人情報保護に対する意識のさらなる向上を図るとともに、さらなる効果的な再発防止策を策定し実施する必要がある。（Ｐ１２９参照）
その他改善事項	特になし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし

【ＷＴ委員からのコメント】（本ページの各項目についてコメント等ございましたらご記載ください。）

４．その他事項	
監事等からの意見	
その他特記事項	

様式３　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定総括表

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別評価	備考
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置							
1　共通的事項							
（1）透明性及び公平性の確保	**B**					Ⅰ-1-(1)	
運営評議会の実施状況	B						
外部評価の実施状況	B						
（2）広報・広聴の充実	**B**					Ⅰ-1-(2)	
広報活動の実施状況	B						
広聴活動の実施状況	B						
（3）学生支援に関する調査・分析・研究の実施	**B**					Ⅰ-1-(3)	
学生支援に関する調査・分析・研究の実施状況	B						
（4）情報セキュリティ対策の実施	**B**					Ⅰ-1-(4)	
情報セキュリティ対策の実施状況	B						
2　奨学金貸与事業							
（1）奨学金貸与の的確な実施	**B**					Ⅰ-2-(1)	
奨学金貸与の的確な実施状況	B						
（2）適格認定の実施	**B**					Ⅰ-2-(2)	
適格認定の実施状況	B						
（3）返還金の回収促進	**B**					Ⅰ-2-(3)	
①返還金回収状況の把握と分析							
回収状況の把握・分析等の実施状況	B						
②回収の取組							
当年度分回収率	A						
要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合の削減率	C						
総回収率	A						
リレーロ座の加入徹底及び返還相談に係る取組状況	B						
初期延滞における督促の実施状況	B						
中長期延滞における督促の実施状況	B						
法的処理の実施状況	B						
延滞者の実態調査の実施状況	B						
住所調査の実施状況	B						
個人信用情報機関の活用状況	B						

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別評価	備考
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
③機関保証制度の運用						Ⅰ-2-(3)	
機関保証制度の運用状況	B						
④減額返還・返還期限猶予及び返還免除 制度の適切な運用							
減額返還・返還期限猶予及び返還免除制度の運用状況	B						
⑤所得連動返還型奨学金制度の導入							
所得連動返還型奨学金制度の導入に向けた準備状況	B						
（4）情報提供等の充実	**B**					Ⅰ-2-(4)	
情報提供等の実施状況	B						
（5）学校との連携強化	**B**					Ⅰ-2-(5)	
学校との連携の実施状況	B						
3　留学生支援事業							
（1）日本への留学前の学生に対する支援	**B**					Ⅰ-3-(1)	
①日本留学に関する情報提供等の充実							
日本留学に関する情報提供の実施状況	B						
②日本留学試験の適切な実施							
日本留学試験の実施状況	B						
年間応募者数	B						
収支改善に係る検討状況	B						
③日本語教育センターにおける教育の実施							
質の高い教育の実施状況	B						
留学生受入れに係る取組状況	B						
卒業予定者の満足度	A						
（2）外国人留学生に対する在学中の支援	**B**					Ⅰ-3-(2)	
①外国人留学生に対する学資金の支給							
外国人留学生に対する学資金支給に係る実施状況	B						
②外国人留学生に対する宿舎の支援等							
札幌、金沢、福岡、大分の各国際交流会館の売却に向けた取組状況及び運営状況	B						
東京国際交流館における収支の改善状況	B						
兵庫国際交流会館における収支の改善状況	C						
東京国際交流館、兵庫国際交流会館における国際交流拠点としての活用に係る実施状況	B						
留学生借り上げ宿舎支援事業の実施状況	B						

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別評価	備考
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
③外国人留学生等の交流推進						Ⅰ-3-(2)	
国際交流事業の実施状況	B						
(3)外国人留学生に対する卒業・修了後の支援	**B**					Ⅰ-3-(3)	
①外国人留学生に対する就職支援							
外国人留学生に対する就職支援の実施状況	B						
②外国人留学生に対するフォローアップ							
外国人留学生に対するフォローアップの実施状況	B						
(4)日本人留学生の海外留学に関する情報提供等の充実	**B**					Ⅰ-3-(4)	
海外留学に関する情報提供の実施状況	B						
(5)日本人留学生に対する学資金の支給	**B**					Ⅰ-3-(5)	
日本人留学生に対する学資金支給に係る実施状況	B						
(6)日本人留学生に対する留学前後の支援	**B**					Ⅰ-3-(6)	
日本人留学生に対する留学前・留学後の研修等の実施状況	B						
4 学生生活支援事業							
(1)学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供の充実	**B**					Ⅰ-4-(1)	
学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供の実施状況	B						
(2)障害のある学生等に対する支援の充実	**B**					Ⅰ-4-(2)	
障害のある学生の修学支援に関する実態調査・分析等の充実のための取組状況	B						
障害のある学生等の支援に係る事業の実施状況	B						
(3)キャリア・就職支援の実施	**B**					Ⅰ-4-(3)	
キャリア・就職支援の実施状況	B						
5 その他の附帯業務							
(1)高校生等に対する学資金貸与事業への協力	**B**					Ⅰ-5-(1)	
高校奨学金事業の円滑な実施のための協力状況	B						
(2)寄附金事業の実施	**B**					Ⅰ-5-(2)	
寄附金事業の実施状況	B						
項目評定	**B**						
Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置							
1 業務の効率化							
(1)一般管理費等の削減	**B**					Ⅱ-1-(1)	
一般管理費（人件費、公租公課及び土地借料を除く。）削減の進捗状況	A						
業務経費（人件費、奨学金貸与業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）削減の進捗状況	A					Ⅱ-1-(1)	
奨学金貸与業務における事業規模の推移を踏まえた費用の効率化の状況	B						
政府の方針等を踏まえた総人件費の見直し及び給与水準の適正化に係る実施状況	B						
(2)外部委託等の推進	**B**					Ⅱ-1-(2)	
外部委託の実施状況	B						
(3)契約の適正化	**B**					Ⅱ-1-(3)	
契約の適正化に係る実施状況	B						
(4)情報システムの活用	**B**					Ⅱ-1-(4)	
業務効率化に資する情報システムの運用状況	B						
2 組織の効果的な機能発揮							
組織改善の状況	**B**					Ⅱ-2	
3 内部統制・ガバナンスの強化							
(1)事業の確実な実施	**B**					Ⅱ-3-(1)	
ガバナンス確保の状況	B						
(2)監査の実施	**B**					Ⅱ-3-(2)	
内部監査の実施状況	B						
(3)コンプライアンスの推進	**B**					Ⅱ-3-(3)	
コンプライアンス職員研修の実施状況	B						
個人情報保護の徹底に係る実施状況	C						
情報公開の実施状況	B						
項目評定	**B**						
Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画							
(1)収入の確保等	**B**					Ⅲ-(1)	
収入の確保等の状況	B						
(2)奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施	**B**					Ⅲ-(2)	
適切な債権管理及び貸倒引当金計上に係る実施状況	B						
(3)予算	**B**					Ⅲ-(3)	
予算の執行状況	B						
(4)収支計画	**B**					Ⅲ-(4)	
計画と実績の対比	B						
(5)資金計画	**B**					Ⅲ-(5)	
計画と実績の対比	B						
項目評定	**B**						

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別評価	備考
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
Ⅳ　短期借入金の限度額							
短期借入金の調達状況	B					Ⅳ	
項目評定	B						
Ⅴ　独立行政法人通則法第三十条第二項第四の二号で定める不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分等に関する計画							
国際交流会館の売却に向けた取組状況及び売却による収入の国庫納付等手続きの取組状況	B					Ⅴ	
項目評定	B						
Ⅵ　独立行政法人通則法第三十条第二項第五号で定める重要な財産の処分等に関する計画							
職員宿舎の処分に係る実施状況	－					Ⅵ	
項目評定	**－**						
Ⅶ　剰余金の使途							
剰余金の活用状況	－					Ⅶ	
項目評定	**－**						
Ⅷ　その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項							
1　施設及び設備に関する計画	B					Ⅷ-1	
施設及び設備の整備に係る実施状況	B						
2　人事に関する計画	B					Ⅷ-2	
（1）方針							
人材の確保、適正配置、育成のための取組状況	B						
（2）人事に係る指標							
業務量に応じた適正な人員配置の実施状況	B						
3　中期目標の期間を超える債務負担							
※中期目標期間を超える債務負担はないため割愛。							
4　積立金の使途	**－**					Ⅷ-4	
積立金の利用状況	－						
項目評定	B						

様式４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報					
Ⅰ―１―（１）	共通的事項　（１）透明性及び公平性の確保				
当該事業実施に係る根拠	―	当該事業実施に係る根拠	―	当該事業実施に係る根拠	―

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等		達成目標	前中期目標期間最終年度値	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
	計画値							
	実績値							
	達成度							

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
決算額（千円）	57,765				
従事人員数（人）	8				

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価 業務実績	法人の業務実績・自己評価 自己評価	主務大臣による評価（案） 評定	主務大臣による評価（案） B
	機構全体の業務について、透明性及び公平性の確保を図るため、法令、規程等を遵守するとともに、外部 WT 委員からのコメントを得る等、適切な運営を図る。	① 外部有識者の参画を得た業務運営 外部有識者から構成される会議等を通じ、機構の事業運営に関する重要事項について助言を得る。	① 外部有識者の参画を得た業務運営 外部有識者から構成される会議等を通じ、機構の事業運営に関する重要事項について助言を得ることを通じて業務の適切性を確保する。	<1> 運営評議会の実施状況 ＜主な定量的指標＞ 特になし （定量的な指標はそぐわないため） ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ －	＜実績報告書等参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書Ｐ1 〇運営評議会の開催 平成 16 年度設置の「政策企画委員会」について、平成 26 年度より委員定員を増員するなどの拡充を図るとともに、名称を「運営評議会」に改め、機構の運営又は業務の実施に関する重要事項について審議を行い、外部有識者から、高度な見識と知見に基づく客観的な助言を頂いた。 ①日程：平成 27 年 3 月 13 日 ②議題：日本学生支援機構事業の現状と課題 ③審議内容：機構が実施する 3 事業（奨学金貸与事業、留学生支援事業及び学生生活支援事業）の現状と今後の課題に係る助言	＜自己評価書参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書Ｐ1 〈評定〉 B 〈評定根拠〉 委員の増員など会議体の改革を通じて、外部有識者からより効果的な助言を得られる仕組みを整備し、機構の事業運営に関する重要事項について助言を得たことは評価できる。	＜評定に至った理由＞ 平成 16 年度設置の「政策企画委員会」について平成 26 年度より委員を増員するとともに、名称を「運営評議会」に改め外部有識者からより効果的な助言を得られる仕組みを整備し、機構の事業運営に関する重要事項について高度な見識と知見に基づく客観的な助言を得ており目標を達成したと認められる。 以上のことから当該評定をＢとする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 【ＷＴ委員からのコメント】	
		② 外部評価の実施 外部有識者により構成する評価委員会において、厳格かつ客観的な評価を実施し、その結果をホームページにおいて公表するとともに、事業の改善に活用する。	② 外部評価の実施 自己評価を踏まえ、外部有識者による評価委員会において、厳格かつ客観的な評価を実施し、その結果を効率的・効果的な事業の実施に向けた改善に活用する。評価の結果は、ホームページにおいて公表する。	<2> 外部評価の実施状況 ＜主な定量的指標＞ 特になし （定量的な指標はそぐわないため） ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ －	〇外部有識者による評価委員会の開催 平成 26 年 4 月～5 月に、平成 25 年度及び第 2 期中期目標期間業務実績について、厳格かつ客観的な評価に資するよう定量的な把握に努めつつ取りまとめ、自己評価を実施した。これを踏まえ、外部有識者による独立行政法人日本学生支援機構評価委員会（第 1 回）を平成 26 年 6 月 13 日に開催し、業務実績の評価を行った。評価結果については、ホームページに公開した。 また、独立行政法人日本学生支援機構評価委員会（第 2 回）を開催し、平成 26 年度業務実績に係る評価の観点（評価指標）について審議した。その際、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）を踏まえつつ、平成 26 年度計画及び第 3 期中期計画に沿った適切な評価指標を設定することにより、評価内容の更なる改善を図った。	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 ・厳格かつ客観的な評価を行うため、業務実績の定量的な把握に努め、外部有識者による評価を実施したことは評価できる。 ・評価結果を公表するとともに、各部にフィードバックした上で、平成 26 年度の業務の進捗状況の把握を行い、適宜改善を促すなど、評価結果を事業の改善に生かしたことは評価できる。	＜評定に至った理由＞ 厳格かつ客観的な評価を行うため、業務実績の定量的な把握に努め、外部有識者による評価を実施したことは評価できる。 また、評価結果を公表するとともに、機構内の各部署に結果をフィードバックした上で、平成 26 年度の業務の進捗状況の把握を行い、適宜改善を促すなど、評価結果を事業の改善に生かしたことは評価できる。 以上のことから当該評定をＢとする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞	

					○評価結果の事業の改善への活用状況 評価結果について各部にフィードバックの上、評価における PDCA サイクル（計画・実行・評価分析・改善のサイクル）に基づき、平成 26 年 9 月～11 月に、評価結果における指摘事項が、どのように平成 26 年度業務に反映されているかにも留意しつつ、ヒアリング等を通じて各部等における平成 26 年度計画等の進捗状況を把握し、計画の実行に課題が検出された場合は改善等を促した。	【ＷＴ委員からのコメント】

４．その他参考情報
特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報					
Ⅰ－１－（２）	共通的事項（２）　広報・広聴の充実				
当該事業実施に係る根拠	－	当該事業実施に係る根拠	－	当該事業実施に係る根拠	－

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等		達成目標	前中期目標期間最終年度値	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
	計画値							
	実績値							
	達成度							

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
決算額（千円）	56,923				
従事人員数（人）	5				

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価 業務実績	法人の業務実績・自己評価 自己評価	主務大臣による評価（案） 評定：B
事業全般にわたり、国内外の学生等に対する情報発信機能を強化する観点を踏まえ、広報・広聴の充実を図る。	① 各年度策定する広報計画の下で国内外の学生や関係機関等に対して、機構の事業等に関する情報を様々な広報手段を用いて、見やすさ、わかりやすさに留意しつつ、迅速かつ正確に提供する。	① 広報計画を策定し、その下で国内外の学生や関係機関等に対して、機構の事業等に関する情報を様々な広報手段を用いて、見やすさ、わかりやすさに留意しつつ、迅速かつ正確に提供する。	＜3＞ 広報活動の実施状況 ＜主な定量的指標＞ 特になし （定量的な指標はそぐわないため） ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ ―	＜実績報告書等参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P2～4 ○広報基本計画に基づく各種取組 機構各部等の長から指名された職員を構成員とする広報企画委員会において、平成 26 年度広報活動基本計画を策定し、これに基づき、ホームページ、電子メール、各種印刷物、主催イベント等の機構が有する媒体を活用した広報、さらには、他団体主催のイベントへの参加、雑誌等への寄稿、報道機関による取材への対応等、外部媒体を活用した情報発信を積極的に実施した。 ○報道対応 (1)「報道について」の新設（ホームページ） 機構の事業について、誤解に基づく論調や事実と異なる内容の報道等があった場合は、まずは報道機関に訂正の申入れを行っているが、事業に与える影響等を考慮した上で必要であると判断した場合は、速やかに問題箇所を指摘するとともに正しい理解のための説明を行うため、「報道について」をホームページのトップページに新設した（平成 26 年 4 月）。 (2)プレスリリース 報道機関に対し、プレスリリースを34件行った。 ○奨学金ガイド及び奨学金ガイドブック 奨学金希望者への全般的な概要案内としての「奨学金ガイド 2015」、進学を希望する高校生に奨学金制度を分かりやすく説明することを目的とした「奨学金ガイドブック 2015」を作成・配布するとともにホームページに掲載した。国内奨学金の説明を基本としつつ、海外留学の奨学金制度についても紹介し、説明の流れに留意するなどの改善を図った（平成 27 年 3 月中旬より順次発送、高校等約 55 万部）。 ○ホームページの改善・充実 ホームページにおける情報更新については、利用者に対し、機構の事業等に関する情報を迅速かつ正確に提供するよう努めるとともに、以下のとおり利用者の利便性向上等に取り組んだ。 (1)利用者の利便性向上のための取組 ①利用ニーズの高い「調査」のページへの導線を確保するため、全ページに共通設置されるグローバルメニューに「各種調査」を追加した（平成26年4月）。	＜自己評価書参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P2～4 ＜評定＞ B ＜評定根拠＞ ・広報企画委員会を設置し、広報基本計画に基づいて機構全体で多様な広報・広聴活動に取り組んだことは評価できる。 ・誤解等を含む報道への迅速な対応を行い、利用者に正確な情報を提供する取組を行ったこと、奨学金ガイド・奨学金ガイドブックの改善やホームページにおける利用者の利便性向上等のために様々な改善を行ったことは、分かりやすく、迅速かつ正確な広報という観点から評価できる。	＜評定に至った理由＞ 広報企画委員会を設置し、広報基本計画に基づいて機構全体で多様な広報・広聴活動に取り組んだことは評価できる。 また、報道への迅速な対応を行い、利用者に正確な情報を提供する取組を行ったことや奨学金ガイド・奨学金ガイドブックの改善やホームページにおける利用者の利便性向上等のために様々な改善を行ったことは、分かりやすく、迅速かつ正確な広報という観点から評価できる。特に誤報や真実と異なる内容があった場合に直ちに報道機関に訂正の申入れを行うとともにホームページ上で正しい理解のための説明を行っていることは評価できる。 以上のことから当該評定をＢとする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞ 【ＷＴ委員からのコメント】

②総合案内・奨学金・留学生支援・学生生活支援の各カテゴリートップページのメニュー構成やデザインを刷新し、各カテゴリー内の情報取得の効率化と各事業の一層の PR を図った（平成 26 年 5 月）。
③サイト内検索における検索頻度の高いキーワードを把握し、適切なページを表示させるなど、ニーズに合った情報を提供するよう適時対応した（平成 26 年 9 月～）。

(2)アクセシビリティの向上
障害のある利用者等の需要に配慮し、アクセシビリティの向上に努めた。
①ページ作成・更新におけるチェック
ページ公開前に入念にチェックし必要な修正を行った。
②外部からの評価
「A.A.O.ウェブサイトクオリティ実態調査　中央省庁・独法・特別民間法人編」(アライドブレインズ、平成 26 年 5 月～6 月実施）において、アクセシビリティについて A～E の 5 段階評価で A 評価を受けた。
（調査対象となった独立行政法人 98 法人中 A 評価を受けたのは 23 法人。）

〈ホームページ年間アクセス件数〉　（単位：件）

平成26年度	(参考)平成25年度	前年度比
50,387,439	41,226,441	22.2%増

〇メールマガジンの配信
メールマガジンを学校の教職員を中心とする読者へ月1回（毎月15日）、合計12回発信し、奨学金・留学生支援・学生生活支援業務の最新情報を提供した。

---

② 幅広く国民や関係者の声を施策に生かすため、広聴モニターの活用等により、広聴の充実を図る。

② 幅広く国民や関係者の声を施策に生かすため、広聴モニターの活用・アンケート調査等により、機構及び機構の事業についての広聴を行う。

〈4〉 広聴活動の実施状況

＜主な定量的指標＞
特になし
（定量的な指標はそぐわないため）

＜その他の指標＞
特になし

〇広聴調査
今後の業務改善の参考となるよう、高等教育への進学や留学に関する高校生及び高校生の親への広報の検討、機構の事業の理解促進のための訴求力のある情報発信の検討の資料とすることを目的として、広聴モニターを活用した調査を実施した（平成 26 年 11 月調査実施、平成 27 年 4 月ホームページにて結果公表）。

[調査概要]
① 旨及び目的：今後の広報活動に生かすため、高等教育への進学時の状況、留学予定及び機構に関する認知度等について調査
②調査対象：全国の大学生と、大学生の親（親子関係ではない）の男女

〈評定〉 B

〈評定根拠〉
・今後の業務及び情報提供の改善の参考となるよう、高校生及び高校生の親への広報の検討等、具体的な対象や目的を定めて広聴調査を実施したことは評価できる。
・意見投稿フォームにより寄せられた意見等を関係する部署と情報共有して、具体的な業務改善の参考としたことは評価できる。

＜評定に至った理由＞
今後の業務及び情報提供の改善の参考となるよう、広聴モニターを活用した調査の実施や、ホームページ閲覧者のニーズについて調査を開始するなど具体的な対象や目的を定めて広聴調査を実施したことは評価できる。
また、意見投稿フォームにより寄せられた意見等を関係する部署と情報共有して、具体的な業務改善の参考としたことは評価できる。
以上のことから当該評定をＢとする。
＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞

＜その他事項＞

				＜評価の視点＞ ―	② 査方法：インターネットモニター調査により、大学 1・2 年生 400 名、大学 1・2 年生の子供をもつ親 400 名を確保する方法で実施 ④調査時期：平成 26 年 11 月 6 日から 11 月 8 日 ⑤有効回答数：800 名 〇アンケート調査 広報活動に資する情報収集を目的として、ホームページに「日本学生支援機構（JASSO）についての広聴調査」のアンケートフォームを設置し、ホームページ閲覧者のニーズについて調査を開始した（平成 26 年 7 月～）。 〇意見投稿フォームの運用 ホームページ上で運用している意見投稿フォームに投稿された意見について、役員及び各部等の長が出席する運営会議で報告するとともに、関係部署に情報共有を図り、スカラネット・パーソナルのログイン画面の改修等、業務改善の参考とした。		【ＷＴ委員からのコメント】

４．その他参考情報
特になし

様式４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報					
Ⅰ－１－（３）	共通的事項（３）学生支援に関する調査・分析・研究の実施				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人日本学生支援機構法第 13 条第１項第９号	業務に関連する政策・施策	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号　0162

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等		達成目標	前中期目標期間最終年度値	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
	計画値							
	実績値							
	達成度							

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
決算額（千円）	81,438				
従事人員数（人）	9				

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価（案）	
				業務実績	自己評価	評定	B
機構や国の施策等に反映させるため、学生支援に関する調査研究を実施する。	機構や国の施策等に反映させるため、学生の生活実態、奨学金貸与事業の実情、外国人留学生の在籍状況など、学生支援に関する調査・分析・研究を、関係機関との連携を図りつつ実施する。	機構や国の施策等に反映させるため、学生生活調査、奨学事業実態調査、外国人留学生在籍状況調査等の学生支援に関する調査・分析・研究に取り組む。	〈5〉学生支援に関する調査・分析・研究の実施状況 ＜主な定量的指標＞ 特になし （定量的な指標はそぐわないため） ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ －	＜実績報告書等参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P5～6 ＜主要な業務実績＞ ○学生支援に関する調査・分析・研究の実施 (1)「学生生活調査」 学生の経済状況等を把握するため、全国の大学、短期大学、大学院の学生を対象として、隔年で実施している。 平成 26 年度は、学生生活調査実施検討委員会による審議を踏まえ調査項目の追加を行い、平成 26 年 11 月に調査を実施した。 [平成 26 年度学生生活調査の主な変更点] ①国立教育政策研究所との共同による「大学生等の学習状況に関する調査」を追加した（学生等の経済状況と学習状況との関連を分析予定）。 ②文部科学省の「産業界ニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業【テーマ B】」の全国的なインターンシップ推進組織として、大学生等のインターンシップの経験に関する調査項目を追加した。 (2)奨学事業実態調査等 奨学事業実態調査は、奨学事業の発展に資するため、学校、地方自治体、団体等の行う奨学事業の事業内容等を把握するため、平成 23 年度以降 3 年ごとに実施することとしており、平成 26 年度は調査を実施した。 各大学の奨学金制度については、平成 23 年度からホームページに掲載している調査結果を最新情報に更新した（平成 27 年 1 月）。 また、地方自治体・奨学金事業団体の奨学金制度の情報については、各団体等か	＜自己評価書参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P5～6 ＜評定と根拠＞ 〈評定〉 B 〈評定根拠〉 ・学生生活調査、奨学事業実態調査、外国人留学生在籍状況調査を計画的に実施したことは評価できる。 ・学生生活調査において「大学生等の学習状況に関する調査」を追加したことは、今後の分析を通じてより効果的な学生支援の検討に資することが期待されるものであり、評価できる。 ・国際シンポジウムの開催や「イギリスにおける奨学金制度等に関する調査報告書」の刊行を行い、各国の高等教育改革や奨学金制度に関する調査や情報提供に努めたこと、日本人学生の海外留学生数に関する調査の精度を高めるための情報収集を行ったことは、機構や国の施策の検討に役立つものであり、評価できる。 ・調査分析に係る情報の共有及び横断的な課題の検討を行い、また、調査データの散逸防止のため集中保管を行ったことは、今後の調査分析機能の充実に向けた取組として評価できる。	＜評定に至った理由＞ 学生生活調査、奨学事業実態調査、外国人留学生在籍状況調査を計画的に実施したことは評価できる。 学生生活調査において「大学生等の学習状況に関する調査」を追加したことは、精度の高い分析が可能となると考えられ、より実態に即した効果的な学生支援の検討に資することが期待されるものであり、評価できる。 国際シンポジウムの開催や海外の訪問調査の報告書を作成するなど、各国の高等教育改革や奨学金制度に関する調査や情報提供に努めたことや日本人学生の海外留学生数に関する調査の精度を高めるための情報収集を行ったことは、機構や国の施策の検討に役立つものであり、評価できる。 調査分析に係る情報の共有及び横断的な課題の検討を行い、また、調査データの散逸防止のため集中保管を行ったことは、今後の調査分析機能の充実に向けた取組として評価できる。 以上のことから当該評定をＢとする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞

【ＷＴ委員からのコメント】

					ら更新の依頼があった場合に、随時、ホームページの当該情報を更新した。 (3)外国人留学生在籍状況等調査 外国人留学生の在籍状況（5 月 1 日現在）を把握するため、毎年実施しており、平成 26 年 7 月に調査を依頼し、平成 27 年 2 月に調査結果のプレスリリースを行うとともに、機構のホームページ上で公表した。 また、留学生交流の現状把握及び留学情報提供機能の強化、改善に役立てるため、留学生交流及び留学情報提供に関する次の調査を実施し、公表した。 ①外国人留学生進路状況調査 ②外国人留学生学位授与状況調査 ③日本人学生留学状況調査 ④外国人留学生年間短期受入れ状況調査 ⑤短期教育プログラムによる外国人学生受入れ状況調査 このほか、平成 25 年度に実施した私費外国人留学生生活実態調査の結果を公表した。 〇調査分析機能の充実に向けた取組 (1)各部の調査分析に係る情報の共有及び各部横断的な課題に対する検討を行うため、調査分析室定例会議を開催した（年間 4 回）。 (2)各国の高等教育の専門家を招聘し、各国の高等教育改革の状況を一般に紹介するとともに、日本との比較から日本の高等教育改革に対する有益な示唆を得ることを目的として、国際シンポジウム「高等教育の費用負担と学生支援－日本への示唆」を東京大学大学総合教育研究センターと共催で開催した（平成 27 年 3 月 9 日）。 (3)より柔軟な「所得連動返還型奨学金制		

					度」の導入に向け、平成 26 年 3 月に実施したイギリスにおける奨学制度等の状況についての訪問調査の報告書「イギリスにおける奨学制度等に関する調査報告書」を作成した（平成 27 年 3 月）。 (4)平成25年度に実施した日本人海外留学生数に関する調査の結果の精度をより高めるため、調査実施時に着手できなかった聞き取りによる情報収集等について実施した（平成 27 年 3 月）。 (5)過去に実施した調査データの散逸防止のため、集中保管を行った。		

４．その他参考情報
特になし

様式４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報					
Ⅰ－１－（４）	共通的事項（４）情報セキュリティ対策の実施				
当該事業実施に係る根拠	－	業務に関連する政策・施策	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等		達成目標	前中期目標期間最終年度値	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
	計画値							
	実績値							
	達成度							

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
決算額（千円）	98,756				
従事人員数（人）	9				

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価（案）	
				業務実績	自己評価	評定	B
業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進するため、政府の方針を踏まえ、情報システム環境を整備する。	大量の個人情報を取扱う組織であるという特殊性を踏まえ、最新の動向及び政府のセキュリティ対策における方針を踏まえ、適切なセキュリティ対策を推進する。	情報セキュリティに関する最新動向及び政府の方針を踏まえつつ、情報セキュリティポリシーに基づくセキュリティ対策の向上を図る。	〈6〉情報セキュリティ対策の実施状況 ＜主な定量的指標＞ 特になし （定量的な指標はそぐわないため） ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ －	＜実績報告書等参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P7～8 情報セキュリティに関する最新動向及び政府の方針を踏まえ、機構が保有する情報資産の安全及び信頼を確保するために情報セキュリティポリシーに基づくセキュリティ対策の向上を図るため、以下の対応を行った。 ○情報セキュリティ政策会議における新たな統一基準群の決定（平成 26 年 5 月 19 日）及び「『独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備』について（通知）」（平成 26 年 11 月 28 日総務省）を踏まえ、情報セキュリティ委員会を開催し、情報セキュリティポリシーの改定を行った。 ［主な改定事項］ (1)「統一基準の実効性の向上」 ①統一基準群を構成する文書類の再編成 ②情報セキュリティ対策に係るＰＤＣＡサイクルの見直し (2)「新たな脅威・技術への対応」 ①標的型攻撃対策等の急激な変化への対応 ②ソーシャルメディアを始めとする外部サービス利用等 ○脆弱性に対する対策 (1) Web アプリケーションプログラムやミドルウェア等の Web システムに対する脆弱性診断を実施し、ミドルウェアのバージョンアップ等の対策を講じた。 (2) ファイアウォールに加えて、Web アプリケーションプログラムに特化したファイアウォール（WAF）を導入し、Web アプリケ	＜自己評価書参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P7～8 〈評定〉 B 〈評定根拠〉 政府の方針を踏まえ情報セキュリティポリシーの改定を行うとともに、情報セキュリティに関する最新動向を踏まえ、大量の個人情報を扱う組織としての責任体制を強化する観点からも、様々なセキュリティ対策を講ずるとともに、標的型メール攻撃訓練、研修及び全職員を対象とした自己点検の実施により役職員の意識向上を図ったことは評価できる。	＜評定に至った理由＞ 政府の方針を踏まえ情報セキュリティポリシーの改定を行うとともに、情報セキュリティに関する最新動向を踏まえ、ミドルウェアのバージョンアップを行うなど様々なセキュリティ対策を講じたことや、標的型メール攻撃訓練、研修及び全職員を対象とした自己点検の実施により役職員の意識向上を図ったことは大量の個人情報を扱う組織としての責任体制を強化するものであり評価できる。 以上のことから当該評定をＢとする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞	

【ＷＴ委員からのコメント】

					ーションプログラムの脆弱性を狙ったサイバー攻撃からブロックする対策を行った。 〇ウィルス対策 コンピュータウィルス対策として専用の管理サーバーを設置し、毎日最新のウィルス情報を取得して、ファイルの参照及び更新時にリアルタイムでウィルスチェックを実施するとともに、毎週１回全ファイルのウィルスチェックを実施した。 〇情報セキュリティに対する役職員の意識向上のための取組 (1)役職員の情報セキュリティ意識を向上させることを目的として、標的型メール攻撃の訓練を実施した。 (2)情報セキュリティ対策を周知徹底するため、以下の研修を実施した。 ①主任級を対象とした研修（コンプライアンス・個人情報保護と同時に開催：参加者40名） ③ キュリティ管理者及び係長層を対象とした研修（支部職員含め参加者 19名） ③新規採用職員を対象とした研修（参加者17名） (3)情報セキュリティに対する理解の浸透度を確認するため、全職員を対象とした情報セキュリティ自己点検を実施した。 〇個人情報保護に係る対策 「総務省指針改正に伴う規程の見直しについて（依頼)」(平成26年12月26日総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）による個人情報保護規程の改正を踏まえ、以下の対策を実施した。		

					(1)業務用パソコンに対する情報漏洩対策としてUSBの利用を集中的にコントロールする「ウィルス対策ソフト集中管理システム」の機能追加をした。 (2)個人情報保護規程の改訂に伴い、「アクセス状況の監視」として一定数以上の保有個人情報がダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能について、調査研究を始め、対応の準備を開始した。		

４．その他参考情報
特になし

様式４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報					
Ⅰ－２－（１）	奨学金貸与事業（１）奨学金貸与の的確な実施				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人日本学生支援機構法第 13 条第１項第１号	業務に関連する政策・施策	政策目標５　奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進 施策目標５－１　意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号　0161

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等		達成目標	前中期目標期間最終年度値	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
	計画値							
	実績値							
	達成度							

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
決算額（千円）	875,122				
従事人員数（人）	31				

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価（案）	
				業務実績	自己評価	評定	B
真に支援を必要とする者に貸与が行われるよう、奨学生に関する家計調査等を行い、調査で得られたデータを基に奨学金の対象となる世帯所得の根拠を明確にしつつ収入基準の見直しを図る。	１８歳人口が減少していく一方で、１８歳人口の約8割が高等教育機関へ進学していることや、今後の経済状況などを踏まえつつ、意欲と能力がある学生が経済的な理由により進学を断念することがないようにするために、国における今後の貸与基準等の検討に資することを目的として、奨学生の生活実態や家計の実態等について最新のデータを基に奨学金の対象となる世帯所得の根拠を明確にしつつ調査・分析を行うことにより収入基準の見直しを図る。 また、貸与基準の見直しに際しては、貸与額が高額となる奨学金の併用貸与者が、修学を行う上で真に必要な額の貸与となるよう、貸与基準の細分化及び貸与上限額の引下げについて検討するとともに、より厳格な審査を行うものとする。	収入基準の見直しを図るため、奨学生の生活実態や家計の実態等について最新のデータを基に奨学金の対象となる世帯所得の根拠を明確にしつつ調査・分析を行う。 また、貸与基準の見直しに際しては、貸与額が高額となる奨学金の併用貸与者が、修学を行う上で真に必要な額の貸与となるよう、貸与基準の細分化及び貸与上限額の引下げについて検討するとともに、より厳格な審査を行うよう取り組む。	〈7〉奨学金貸与の的確な実施状況 ＜主な定量的指標＞ 特になし （定量的な指標はそぐわないため） ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ –	＜実績報告書等参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P9～11 ＜主要な業務実績＞ 〇家計基準の見直し 平成27年度事業予算の策定に係る、文部科学省・財務省との協議内容を踏まえ、最新の「家計調査年報」や無利子奨学金適格者の収入分布等のデータに基づき、各世帯の教育費負担の実態に合わせた適切な基準となるよう、以下の見直しを行った（平成28年度入学の予約採用者から適用予定）。 [見直し内容] (1) 大学等第一種（無利子）奨学金の収入基準額の引下げ 教育費負担が平均以下となる収入階層（650万円～700万円）の消費支出から、教育費、教養娯楽費、その他消費支出（こづかい等）を控除した金額を、大学等の無利子奨学金収入基準額として設定 (2) 特別控除（就学者控除額）の見直し 直近の教育費に係る調査を踏まえ、就学者に係る控除額（中学校以外のすべての学校種に係る控除額）を改定 〇貸与上限額の引下げ等の検討 貸与額が高額となることが延滞発生に与える影響等を勘案し、併用貸与者における貸与月額の選択や第二種奨学金の同一学種での再貸与に際して一定の制約を設けること等について、文部科学省と連携して検討を進めた。 〇日本人学生の海外留学のための奨学金制度の充実 海外留学を促進し、各領域でリーダーシップを発揮する多様な人材育成を図ることを目的として、日本人学生等が海外留学をする際の経済的負担を軽減するため、「海外留学支援制度（長期派遣）」による給付を受けてもなお、経済的支援を必要とする者について、無利子奨学金の貸与対象とした。 〇平成26年度奨学生採用状況	＜自己評価書参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P9～11 〈評定〉 B 〈評定根拠〉 ・奨学生の生活実態や家計実態に応じた家計基準の見直しを行ったことは評価できる。 ・貸与額が延滞発生に与える影響等を勘案した施策及び厳格な審査について文部科学省と連携して検討を進めたことは評価できる。 ・海外留学促進のために海外留学奨学金制度の充実を図るとともに、所得連動返還型無利子奨学金や東日本大震災復興枠の採用を行うなど、意欲ある学生・生徒が進学・就学の機会を失わないよう制度を運用したことは評価できる。	＜評定に至った理由＞ 奨学生の生活実態や家計実態等、データに基づく具体的な根拠により家計基準の見直しを行ったことは評価できる。また、貸与額が延滞発生に与える影響等を勘案した施策及び厳格な審査について検討を進めたことは評価できる。 海外留学促進のために海外留学奨学金制度の充実を図ったことや、所得連動返還型無利子奨学金や東日本大震災復興枠の採用を行うなど、意欲ある学生・生徒が進学・就学の機会を失わないよう制度を運用したことは評価できる。 以上のことから当該評定をＢとする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞
						【ＷＴ委員からのコメント】	

奨学生の新規採用、また平成27年度大学等進学予定者の予約採用を以下のとおり行った。

(1)平成26年度奨学生採用状況

①全体の採用状況

平成26年度採用者数は454,892人であり、うち予約採用285,986人、うち所得連動返還型無利子貸与奨学金採用45,340人であった。

（単位：人）

区分	採用者数	（うち予約採用）	（うち所得連動）
総数	454,892	285,986	45,340
第一種計	173,489	94,454	45,340
大学・短期大学	115,773	66,034	33,254
大学院	28,740	9,293	—
高等専門学校	1,224	448	481
専修学校（専門課程）	27,709	18,664	11,605
海外留学奨学金	43	15	—
第二種計	281,403	191,532	—
大学・短期大学	198,743	137,329	—
大学院	7,477	2,205	—
高等専門学校	224	—	—
専修学校（専門課程）	74,263	51,302	—
海外留学奨学金	696	696	—

②所得連動返還型無利子奨学金制度の採用状況

家計状況が厳しい世帯（年収300万円以下）の学生等が安心して教育を受けられるよう、平成25年度に引き続き、選考において条件を満たした被推薦者を確実に採用した。

〈平成26年度第一種（所得連動）採用者数〉　（単位：人）

第一種採用者	（うち所得連動）	所得連動の割合
144,706	45,340	31.3%

③東日本大震災復興枠の採用状況

東日本大震災の被災世帯の学生等が進学・修学の機会を失わないよう、定期採用において「第一種奨学生（震災復興枠）」を設け、学校に推薦基準を満たす該当者全員を推薦するよう依頼し、推薦された全員を採用した。また、平成 26 年度予約採用候補者のうち東日本大震災の被災世帯の学生等については「第一種奨学生（震災復興枠）」として採用した。

〈平成 26 年度東日本大震災復興枠（無利子）採用者数〉

（単位：人）

第一種採用者	（うち新規）	（うち継続）
7,333	1,246	6,087

(2)平成27年度大学等進学予定者に係る採用候補者の決定状況

平成27年度大学等進学予定者に係る採用候補者は341,754人であり、うち所得連動返還型無利子貸与奨学金の該当者は37,030人であった。

（単位：人）

区分	採用候補者決定数	（うち所得連動）
第一種奨学金	110,003	37,030
第二種奨学金	231,751	—
計	341,754	37,030

○「財政融資資金本省資金融通先等実地監査について」（平成27年2月12日財務省理財局長通知）指摘への対応

奨学生に対する貸与の適切性確保に係る貸与時の年齢制限等に関する指摘を踏まえ、

					対処方針を決定した(平成27年3月)。※平成27年度以降随時取り組む予定。		

４．その他参考情報
特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報					
Ⅰ－２－（２）	奨学金貸与事業（２）適格認定の実施				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人日本学生支援機構法第 13 条第１項第１号	業務に関連する政策・施策	政策目標５　奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進 施策目標５－１　意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号　0161

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等		達成目標	前中期目標期間最終年度値	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
	計画値							
	実績値							
	達成度							

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
決算額（千円）	146,800				
従事人員数（人）	18				

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価 業務実績	法人の業務実績・自己評価 自己評価	主務大臣による評価（案） 評定	主務大臣による評価（案） B
大学等との一層の連携により、奨学金の必要性等を奨学生自ら判断させるための指導を行うとともに、大学等が適切な適格認定を行うことができるよう、「適格基準の細目」をより明確化、具体化し、大学等への周知を徹底する。 また、継続的に不適切な認定を行った学校名の公表等再発の防止を図る仕組みを導入する。	大学等との連携によって、奨学生としての資格を確認するとともに、奨学金の貸与を受けて修学している者としての自覚を一層促し、あわせて奨学金の必要性等を自ら判断させるための指導を行う等、厳格な適格認定の実施を図る。「適格基準の細目」を明確化、具体化し、大学等への周知を徹底する。 また、継続的に不適切な認定を行った学校名の公表等再発の防止を図る仕組みを導入する。	大学等との連携によって、奨学生としての資格を確認するとともに、奨学金の貸与を受けて修学している者としての自覚を一層促し、あわせて奨学金の必要性等を自ら判断させるための指導を行う等、厳格な適格認定の実施を図る。「適格基準の細目」については、認定に係る基準値の見直しを行うとともに、平成２５年度に明確化した内容と併せて大学等への周知を徹底する。 また、適格認定に係る調査を引き続き実施し、不適切な認定を防止するための方策を検討する。	〈8〉適格認定の実施状況 ＜主な定量的指標＞ 特になし （定量的な指標はそぐわないため） ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ －	＜実績報告書等参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P12～13 〇適格認定の実施状況 (1)適格認定による奨学生処置状況 （単位：件） 区分 ／ 平成26年度実績（939,937 件中） ／ （参考）平成25年度実績（943,809 件中） 奨学金廃止（学業成績不振者等） ／ 14,189（1.5%） ／ 12,677（1.3%） 奨学金停止（学業成績不振者等） ／ 9,558（1.0%） ／ 11,044（1.2%） 警告（学修評価が著しく劣る者等） ／ 15,516（1.7%） ／ 13,624（1.4%） 激励（学修評価が劣る者） ／ 42,490（4.5%） ／ 34,645（3.7%） 合計 ／ 81,753（8.7%） ／ 71,990（7.6%） (2)適切な貸与月額の指導 ①平成 26 年 11 月に開催した学校担当者向け研修会で、奨学金の必要性を判断させることや適切な貸与月額の指導等について周知を図った。 ②平成 25 年度適格認定において、各学校が実施した「適切な貸与月額への『指導』」結果をとりまとめ、奨学金事務担当者ホームページに公表した（平成 27 年 1 月）。 ③必要最小限の貸与月額を選択させる「指導」の徹底については、抽出した学校（39 校）に対し、「指導」時に使用した面接用紙の提出を求め（平成 26 年 9 月）、個別の内容について点検を行った。 (3)「奨学金継続願」提出を踏まえた適格認定実施時の業務繁忙期に特設電話を設置し、学校からの照会に対するスムーズな対応に努めた（特設電話設置期間：平成 26 年 12 月 15 日～平成 27 年 4 月 22 日）。 〇適格認定基準の見直し及び周知 平成25年度適格認定より段階的に実施するとしていた「適格基準の細目」の見直しについては、学校での運用実態等を踏まえ「警告」及び「激励」の基準値の引き上げ等、平成 26 年度適格認定の実施に向けて改定し、奨学金事務担当者ホームページを通じて周知を図った（平成 26 年 11 月）。	＜自己評価書参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P12～13 〈評定〉 B 〈評定根拠〉 ・適切な貸与月額の指導等について研修会で周知を図り、各学校が実施した指導の結果をとりまとめ奨学金事務担当者ホームページに公表したことは、大学等との連携により奨学生に対して自覚を促し奨学金の必要性等を自ら判断させるという観点から、評価できる。 ・「警告」及び「激励」の基準値の改定を行い、大学等に対して周知を図ったことは評価できる。 ・「警告」及び「激励」の認定者全員について実態調査を行い、調査結果を公表するとともに、不適切な認定のあった学校への対応や防止策の周知を行い、制度の適正な運用に努めたことは評価できる。	＜評定に至った理由＞ 適切な貸与月額の指導等について研修会で周知を図るとともに、各学校が実施した指導の結果をとりまとめ奨学金事務担当者ホームページに公表したことは、奨学事務担当者に適切な事務の実施を促すとともに、大学等との連携により奨学生に対して自覚を促し奨学金の必要性等を自ら判断させるという観点から、評価できる。 「警告」及び「激励」の基準値を改定するとともに、「警告」及び「激励」の認定者全員について実態調査を行い、調査結果の公表を行ったことや、不適切な認定のあった学校への対応や防止策の周知を行い、制度の適正な運用に努めたことは評価できる。 以上のことから当該評定をＢとする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞ 【ＷＴ委員からのコメント】

					○適格認定実態調査 (1)平成25年度適格認定による「警告」及び「激励」認定者について、以下の調査を実施した(平成26年7月)。 ①平成25年度適格認定「警告」認定実態調査(全件調査) 「警告」と認定した全件(13,549件831校)の中に、本来「廃止」と認定すべき「卒業延期確定者」がいないかを調査し、その結果113件27校の不適切な認定事例を確認した。 ②平成25年度適格認定「激励」認定実態調査(全件調査) 「激励」と認定した全件(34,473件1,277校)の中に、本来「廃止」と認定すべき「卒業延期確定者」がいないかを調査し、その結果76件28校の不適切な認定事例を確認した。 また、上記①及び②の調査結果をとりまとめて一般用及び奨学金事務担当者ホームページに公表した(平成27年3月)。 (2)調査結果に対する対応 ①改善計画書による確認 不適切な認定のあった学校全校に対して改善計画書の提出を求め、「卒業延期確定者」を「廃止」と認定しなかった理由及び改善事項等について確認した。 ②訪問調査の実施 不適切な認定が2回目あるいは3年連続となった学校の中から、必要に応じて機構職員及び文部科学省職員による訪問調査を実施し、事務の実施状況を確認した。 ④ 成26年度適格認定における取扱い 奨学金振り込み中の者については、平成26年度中の貸与を認めるものの平成26年度適格認定においては「廃止」又は「停止」と認定するよう学校へ要請した。 (3)不適切な認定の防止 平成25年度適格認定実態調査の結果に基づいて実施した訪問調査の結果を踏まえ、不適切な認定事例の発生を防止するため、平成26年度適格認定において、適格認定期間に卒業予定期が確定しない者に係る認定処理方法等をまとめ、各学校あてに通知した(平成27年3月)。 ○「奨学金貸与事業における振込超過金の取扱い等について」(平成26年10月30日会計検査院長)指摘への対応 適格認定が適切でなかったことが判明した奨学生の取扱いに関する指摘を踏まえ、以下の対応を行った。 [対応内容] 平成26年度適格認定より学校における認定が適切でなかったことが判明した場合には、遡って認定の変更を求めることとし、適格認定実施に係る学校宛通知及び本人への配付物等に明記するとともに、平成26年11月及び平成27年3月に開催した学校担当者向け研修会や27年2月に開催した業務連絡協議会においても、資料を配付の上周知を図った。 また、27年度「奨学事務の手引」や奨学生として採用決定した際に本人に配付する「奨学生のしおり」にも掲載するなど、機会を捉えて周		

					知を図った。		

４．その他参考情報
特になし

様式４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報					
Ⅰ－２－（３）	奨学金貸与事業（３）返還金の回収促進				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人日本学生支援機構法第 13 条第１項第１号	業務に関連する政策・施策	政策目標５　奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進 施策目標５－１　意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号　0161

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等		達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度
(1) 当年度分回収率	計画値	中期目標期間中に 96%とする。	—	95.82%以上				
	実績値	—	95.75%	96.4%				
	達成度	—	—	928.6%				
(2) 返還債権に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合の削減率	計画値	平成 25 年度実績に対して中期目標期間中に 20%以上削減する。	—	6.02%以上				
	実績値	—	0.921%	0.876% ※対 25 年度削減率 4.89%				
	達成度	—	—	81.2%				
(3) 総回収率	計画値	中期目標期間中に 83%以上とする。	—	82.75%以上				
	実績値	—	82.56%	84.8%				
	達成度	—	—	1,178.9%				

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度
決算額（千円）	5,462,466				
従事人員数（人）	193				

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価 業務実績	法人の業務実績・自己評価 自己評価	主務大臣による評価（案） 評定	主務大臣による評価（案） B
① 返還金回収状況の把握と分析 奨学金貸与事業は返還金をその原資の一部としていることから、返還金を確実に回収し、奨学金貸与事業の健全性を確保する観点から、返還者に関する情報の調査・分析を実施・強化し、これを踏まえた適切な返還金の回収促進を図る。	① 返還金回収状況の把握と分析 毎年度、返還金の回収状況について、貸与規模や経済状況等の影響も含めた定量的な把握・分析を実施するとともに、返還促進方策の効果等を検証し、次年度の取組を効果的に行うために必要な改善を図る。	① 返還金回収状況の把握と分析 外部有識者で構成する委員会において、返還金の回収状況について、貸与規模等の影響も考慮しつつ、定量的な把握・分析を実施するとともに、次年度の取組を効果的に行うため、返還促進方策の効果を検証する。 また、前年度の検証結果に基づき必要な改善を図る。	〈9〉回収状況の把握・分析等の実施状況 ＜主な定量的指標＞ 特になし （定量的な指標はそぐわないため） ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ －	＜実績報告書等参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P14～27 〇平成 26 年度債権管理・回収等検証委員会における回収状況の定量的把握・分析、返還促進方策の効果の検証 債権回収の適切性等を検証するとともに必要な改善策等を検討することを目的として、外部有識者及び金融機関関係者で構成される「債権管理・回収等検証委員会」を平成 26 年度に 4 回開催した。 本委員会では、直近の回収状況や各種回収施策の効果等について、外部シンクタンクの定量的な分析結果等を参考に審議を行った。その結果、機構における返還金の回収状況は、回収促進の取組や業務改善等の効果もあり、着実に改善しているとの結論を得た。 〇平成 26 年度債権管理・回収等検証委員会報告書（提言概要） 機構における返還金の回収状況は、これまでに実施した返還促進の取組や業務改善等の効果もあり、着実に改善している。 今後の返還促進策を考える上で、これらの取組を継続していくことは重要であるが、更なる返還促進を図るべく、次のような視点に基づき各種施策を行うことが必要であると考える。 (1)返還者全体に対して行うべき施策として、次の事項について検討すべき。 ①返還意識の涵養 機構のホームページやスカラネット・パーソナルの機能拡充に加え、卒業後もホームページ等の閲覧が促進される方策。 ②適正な貸与月額選択の指導 ・奨学金申込時に適正な貸与月額を選択できるよう指導の機会を設けること。 ・返還シミュレーションの機能拡充及び利用が動機付けられるような仕組み。 ③学校との連携 ・学校からの返還の働きかけ。（機構と全学校が取り組める仕組み） ・高等学校との連携（高等学校等教職員への一層の協力の働きかけ） ④学校別返還状況の公開に向けた取組 ・各学校における返還指導に用いやすいものとなるような工夫。 ⑤減額返還の一層の利用促進 ・返還シミュレーションの機能拡充 ⑥現行の督促スキームの強化 ・回収委託の仕様の見直し。 ・機関保証債権の請求に係る催告書の記載内容見直し。 (2)重点的に働きかけるべきグループを抽出して行う施策として、次の事項について検討すべき。 ①在学猶予中の者への返還意識の涵養 ・返還シミュレーションやスカラネット・パーソナルの閲覧動機付けのための方策。 ②猶予制度の長期利用者に対する実態調査 ③減額返還の一層の利用促進 ④機関保証債権の連絡先照会の活用 ・「その他連絡」への本人連絡先照会の早期化	＜自己評価書参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P14～27 〈評定〉 B 〈評定根拠〉 ・外部有識者で構成する債権管理・回収等検証委員会において、返還金の回収状況について定量的な把握・分析を実施し、回収促進の取組や業務改善等の効果について検証を行ったことは評価できる。 ・同委員会において、今後の更なる返還促進に向けた施策提言をとりまとめたことは評価できる。 ・平成 25 年度債権管理・回収等検証委員会における検証結果に基づき、学校と連携して、奨学金の返還意識の涵養のための新たな取組を実施したことは評価できる。	＜評定に至った理由＞ 外部有識者で構成する「債権管理・回収等検証委員会」において、返還金の回収状況について定量的な把握・分析を実施し、回収促進の取組や業務改善等の効果について検証を行うとともに、今後の更なる返還促進に向けた施策提言をとりまとめたことは評価できる。 前年度の同委員会における検証結果に基づき、学校と連携して、奨学金の返還意識の涵養のための新たな取組を実施したことは評価できる。 以上のことから当該評定を B とする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞		

【ＷＴ委員からのコメント】

⑤学校との連携
・学校の学籍事務担当者、奨学金事務担当者及び機構の連携強化。
⑥東日本大震災の災害救助法適用地域に係る延滞者への対応

(参考)平成 26 年度債権管理・回収等検証委員会審議経過
・第 1 回 平成 26 年 8 月 5 日
・第 2 回 平成 27 年 1 月 19 日
・第 3 回 平成 27 年 2 月 18 日
・第 4 回 平成 27 年 3 月 18 日

〇平成 25 年度債権管理・回収等検証委員会における検証結果を踏まえた平成 26 年度の新しい取組

(1)学校における在学中の返還指導の延長となる内容の文書を卒業生(新規返還者)に送付するという働きかけを行うよう学校に要請した。

(2)大学等予約採用候補者向けのガイダンスビデオを新たに作成し、各高等学校等に配付するとともに、一般向けホームページに掲載した。また、平成27年度の実施に向けて、申込者向けのガイダンスビデオを作成した(配付・公開は平成 27 年 4 月実施)。

② 回収の取組
返還金を確実に回収し、奨学金貸与事業の健全性を確保するため、今中期目標期間中の当年度分(当該年度に返還期日が到来するもの)の回収率を中期目標期間中に96%とする。

② 回収の取組
返還金を確実に回収し、奨学金貸与事業の健全性を確保するため、今中期目標期間中の当年度分(当該年度に返還期日が到来するもの)の回収率を中期目標期間中に96%とする。

② 回収の取組
返還金を確実に回収し、奨学金貸与事業の健全性を確保するため、今中期目標期間中の当年度分(当該年度に返還期日が到来するもの)の回収率を中期目標期間中に96%とすることを目指す。

〈10〉 当年度分回収率
＜主な定量的指標＞

A:95.83%以上
B:95.82%以上95.83%未満
C:95.81%以上95.82%未満
D:95.81%未満

＜その他の指標＞
特になし

＜評価の視点＞
-

〇当年度分回収率
新規返還開始者等への啓発、延滞初期における督促や回収委託及び委託終了後の速やかな法的処理により、当年度分の確実な回収に努めた。この結果、当年度分回収率は96.4%となった。

要回収額(千円)	回収額(千円)	回収率	
		26年度	(参考)25年度
507,056,195	488,633,252	96.4%	96.0%

〈新規返還者の回収率〉

区分	平成26年度	(参考)平成25年度	前年度比
要回収額	23,979百万円	22,837百万円	1,143百万円増
回収額	23,306百万円	22,150百万円	1,157百万円増
回収率	97.2%	97.0%	0.2ポイント増

〈評定〉 A

〈評定根拠〉
新規返還開始者等への啓発、初期延滞者への督促や回収委託及び委託終了後の速やかな法的処理により、当年度分回収率が96.4%に達したことは、年度計画値 95.82%を大きく上回るものとして評価できる。

【ＷＴ委員からのコメント】

＜評定に至った理由＞
新規返還開始者等への啓発、初期延滞者への督促や回収委託及び委託終了後の速やかな法的処理により、前年度比で要回収額の増分より回収額の増が上回り、当年度分回収率が96.4%に達したことは、年度計画値95.82%を大きく上回るものとして評価できる。
以上のことから当該評定を A とする。
＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞

＜その他事項＞

	また、要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合を前中期目標期間最終年度における割合と比較し中期目標期間中に20%以上改善する。	要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合を前中期目標期間最終年度における割合と比較し中期目標期間中に20%以上改善する。	要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合を前中期目標期間最終年度における割合と比較し中期目標期間中に20%以上改善することを目指す。	<11> 要返還債権数に占める当該年度に新たに3 ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合の削減率 ＜主な定量的指標＞ A:7.22%以上 B:6.02%以上7.22%未満 C:4.82%以上6.02%未満 D:4.82%未満 ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ –	○要返還債権数に占める当該年度に新たに 3 か月以上延滞債権となった債権数の状況 回収委託等の初期延滞者に対する返還金回収促進策等を引き続き講じた結果、平成26年度に新たに 3 か月以上延滞債権となった債権数の年度末における要返還債権数に占める割合は、平成 25 年度末における割合と比較して 4.89%改善(0.921%→0.876%)した。 区分 / 平成26年度 / (参考) 平成25年度 要返還債権数(A) / 3,998,668 / 3,788,801 新たに3か月以上延滞債権となった債権数(B) / 35,031 / 34,890 割合 (B÷A) / 0.876% / 0.921% 対平成25年度削減率 / 4.89% / —	<評定> C <評定根拠> 初期延滞者に対する返還金回収促進策等を引き続き実施し、新たに 3 か月以上延滞債権となった債権数の要返還債権数に占める割合を対平成 25 年度 4.89%削減したものの、年度計画値 6.02%を下回っており、今後、計画達成に向けて改善が必要である。 ＜今後の改善策等＞ 貸与中の指導の充実等により奨学生の返還意識の涵養を図るなど、一層の延滞発生防止に努める。	＜評定に至った理由＞ 回収委託等の初期延滞者に対する返還金回収促進策等を講じた結果、新たに3か月以上延滞債権となった債権数の要返還債権数に占める割合は、平成 25 年度末における割合と比較して 4.89%改善(0.921%→0.876%)したものの、年度計画値 6.02%を下回っており、今後、計画達成に向けて相当程度の改善が必要である。 以上のことから当該評定を C とする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 貸与中の指導の充実等により奨学生の返還意識の涵養を図るとともに、事務処理等の運用上の見直しを行うなど一層の延滞発生防止に努め、削減率を改善することが求められる。 ＜その他事項＞ 【ＷＴ委員からのコメント】

総回収率（当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合）を中期目標期間中に83％以上にする。

総回収率（当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合）を中期目標期間中に83％以上にする。

総回収率（当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合）を中期目標期間中に83％以上にすることを目指す。

〈12〉総回収率

＜主な定量的指標＞

A：82.79％以上
B：82.75％以上82.79％未満
C：82.71％以上82.75％未満
D：82.71％未満

＜その他の指標＞

特になし

＜評価の視点＞

－

○総回収率

新規返還開始者等への啓発、初期延滞者への督促や回収委託及び委託終了後の速やかな法的処理等により、返還金の確実な回収に努めた。

この結果、当年度分及び延滞分ともに回収状況が改善され、総回収率は84.8％となり、第3期中期目標・計画における目標値の83.0％を上回ることとなった。

区分	総回収率	当年度分	延滞分
平成26年度	84.8％	96.4％	14.9％
(参考)平成25年度	82.8％	96.0％	14.0％

〈全体の回収率〉

区分	平成26年度	(参考)25年度	前年度比
要回収額	590,929百万円	557,768百万円	33,160百万円増
回収額	501,100百万円	462,102百万円	38,998百万円増
回収率	84.8％	82.8％	2.0ポイント増

〈繰上返還額を考慮した場合の回収率〉

前年度までに行われた繰上返還によって返還済みとなっている額及びこれを加えた回収率は以下のとおりである。

区分	平成26年度	(参考)平成25年度
繰上額	906億円	814億円
回収率	86.8％	85.0％

〈参考：割賦の区分別回収実績〉　（単位：千円、％）

割賦の区分（期首）	要回収額	回収額	回収率	
			26年度	(参考)25年度
8年以上延滞	17,602,065	1,359,119	7.7	7.0
1年以上8年未満	49,779,936	5,250,169	10.5	11.1
7年以上8年未満	3,391,190	252,770	7.5	9.5
6年以上7年未満	4,391,202	295,476	6.7	9.1
5年以上6年未満	5,431,476	432,253	8.0	10.0
4年以上5年未満	7,139,591	705,982	9.9	9.9
3年以上4年未満	8,376,997	918,382	11.0	11.3
2年以上3年未満	9,877,399	1,103,318	11.2	11.7
1年以上2年未満	11,172,080	1,541,989	13.8	12.8
1年未満	16,490,310	5,857,149	35.5	30.5
3月以上1年未満	10,263,808	2,380,314	23.2	19.3
3月未満	6,226,502	3,476,836	55.8	50.3
延滞計	83,872,311	12,466,438	14.9	14.0
当年度	507,056,195	488,633,252	96.4	96.0
総計	590,928,506	501,099,689	84.8	82.8

（注）総計は四捨五入の都合上、一致しない場合がある。

〈評定〉　A

〈評定根拠〉

新規返還開始者等への啓発、初期延滞者への督促や回収委託及び委託終了後の速やかな法的処理により、総回収率が84.8％に達したことは、年度計画値 82.75％を大きく上回るものとして評価できる。

＜評定に至った理由＞

新規返還開始者等への啓発、初期延滞者への督促や回収委託及び委託終了後の速やかな法的処理等の結果、総回収率が 84.8％に達したことは、年度計画値 82.75％を大きく上回るものとして評価できる。

以上のことから当該評定を A とする。

＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞

＜その他事項＞

【ＷＴ委員からのコメント】

		回収の取組として、以下の施策を推進する。 ア．リレー口座（口座振替）の加入を徹底する取組を行うほか、コールセンターによる返還相談を実施する。	回収の取組として、以下の施策を推進する。 ア．リレー口座（口座振替）の加入を徹底する取組を行うほか、コールセンターによる返還相談を実施する。	〈13〉リレー口座（口座振替）の加入徹底及び返還相談に係る取組状況 ＜主な定量的指標＞ 特になし （定量的な指標はそぐわないため） ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ －	○新規返還開始者に係るリレー口座（口座振替）加入率 平成27年3月満期者についても、引き続きリレー口座（口座振替）加入時期を平成26年12月末とした。新規返還者に係るリレー口座（口座振替）加入率は次のとおりであった。 区分 / 平成26年度 / (参考)平成25年度 総合 / 99.7% / 99.7% 無利子 / 99.8% / 99.8% 有利子 / 99.6% / 99.7% 平成27年3月満期者については、平成27年1月、2月に口座未加入者リストを作成し、学校に対して口座未加入者への個別指導を依頼し、リレー口座（口座振替）加入の徹底に努めた。 ○返還者全体に係るリレー口座（口座振替）加入率 全体のリレー口座（口座振替）加入率は次のとおりであった。 区分 / 平成26年度 / (参考)平成25年度 総合 / 97.2% / 96.9% 無利子 / 96.6% / 96.2% 有利子 / 97.5% / 97.4% ○コールセンターによる返還相談 コールセンターを適切に運営するため、受託業者と適宜情報交換しながら、オペレータ向けマニュアルを更新し、内容を充実させた。 文書発送時等の繁忙期にはオペレータを増員する等、適時適正な人員を確保するよう努めた。	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 ・新規返還開始者のリレー口座（口座振替）加入率を前年度実績と同水準に保つとともに、全体のリレー口座（口座振替）加入率を前年度比で0.3ポイント改善させ、リレー口座（口座振替）加入率が順調に向上しており、評価できる。 ・受託業者と連携して、適宜必要な体制を確保しながらコールセンターを運営し返還相談を実施しており、評価できる。	＜評定に至った理由＞ 学校に対し口座未加入者への個別指導を依頼するなど口座振替加入の徹底に努めた結果、新規返還開始者のリレー口座（口座振替）加入率を前年度実績と同水準に保つとともに、全体のリレー口座（口座振替）加入率を前年度比で0.3ポイント改善させ、リレー口座（口座振替）加入率の向上に努めており、評価できる。 また、コールセンターについては、時期により受電率が低下することがあったものの必要な体制が確保できるよう改善を行いつつ返還相談を実施しており、評価できる。 以上のことから当該評定をBとする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞ 【ＷＴ委員からのコメント】

<table>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td>イ. 初期段階の延滞者に対しては、早期における督促の集中実施を行うほか、民間委託を活用し返還金回収を行う。</td>
<td>イ. 原則として、延滞4ヶ月となった初期延滞債権について、回収業務をサービサーに委託する（期間は約5ヶ月間）。回収委託の結果、延滞解消または法的処理移行しない者については、引き続き回収業務を委託する。</td>
<td>〈14〉 初期延滞における督促の実施状況

＜主な定量的指標＞
特になし
（定量的な指標はそぐわないため）

＜その他の指標＞
特になし

＜評価の視点＞
－</td>
<td>○初期延滞債権の回収委託実施状況
早期における督促の集中的実施を図るため、延滞者のうち振替不能 4 回目（延滞 3 か月以上）となった初期延滞者に係る回収業務をサービサーに委託した。
また、一部入金があってもなお延滞解消しない者について、回収委託を継続して実施した（9,281 件）。
初期延滞債権の回収委託実施状況は以下のとおり（平成 27 年 3 月末現在）。

<table>
<tr><td>実施期間</td><td>平成26年4月～平成27年3月</td></tr>
<tr><td>委託件数</td><td>77,235件</td></tr>
<tr><td>請求金額</td><td>4,563,147千円</td></tr>
<tr><td>回収件数</td><td>35,249件　（ 45.6%）</td></tr>
<tr><td>回収金額</td><td>2,322,276千円　（ 50.9%）</td></tr>
<tr><td>猶予件数</td><td>5,197件　（ 6.7%）</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>40,446件　（ 52.4%）</td></tr>
</table>
(注 1)件数は債権数である。
(注 2)「請求金額」とは平成 26 年度当初委託請求金額である。
(注 3)「回収金額」とは委託期間中に債権回収会社に入金された金額と直接機構に入金された金額の合計である。
(注 4)「回収金額」には繰上返還となった入金を含む。

〈東日本大震災への対応〉
東日本大震災の災害救助法適用地域居住者のうち、東北 3 県の沿岸部及び原発被災地を除いた地域の居住者については、「被災状況調査票」の送付及びサービサーを活用した架電による状況確認を踏まえ、督促を再開した。東北 3 県の沿岸部居住者については、状況確認を踏まえ、督促再開に向け適宜対応した。

○督促架電の状況
<table>
<tr><td>区分</td><td>平成26年度</td><td>(参考)平成25年度</td></tr>
<tr><td>架電件数</td><td>1,617,116件</td><td>1,502,785件</td></tr>
</table>
〈東日本大震災への対応〉
登録住所が東日本大震災における被災地域（原発被災地を除いた地域）となっている者については、架電時に状況確認を行い、確認後、適宜対応した。</td>
<td>〈評定〉 B

〈評定根拠〉
東日本大震災の被災者に配慮しつつ、初期延滞債権について、回収業務をサービサーに委託するとともに、延滞解消しない者についても継続して回収業務を委託して督促を実施したことは評価できる。</td>
<td>＜評定に至った理由＞
東日本大震災の被災者に配慮しつつ、初期延滞債権について、回収業務をサービサーに委託するとともに、延滞解消しない者についても継続して回収業務を委託して督促を実施したことは評価できる。
以上のことから当該評定を B とする。
＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞

＜その他事項＞

【ＷＴ委員からのコメント】</td>
</tr>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td>ウ. 中長期段階の延滞者に対しては、民間委託を活用した回収を行うほか、法的処理による督促及び回収を行う。</td>
<td>ウ. 中長期段階の延滞債権について、回収業務をサービサーに委託するほか、計画的に法的処理を行う。</td>
<td>〈15〉 中長期延滞における督促の実施状況

＜主な定量的指標＞
特になし
（定量的な指標はそぐわないため）</td>
<td>○中長期延滞債権の回収委託実施状況
中・長期延滞債権については、延滞 3 年以上 8 年未満かつ 6 月以内入金無しである債権及び延滞 2 年半以上 8 年未満かつ 6 月以上入金無しである債権の回収業務をサービサーに委託した。当初委託期間中に延滞解消せず、入金のあるものについては委託を継続実施した。

①委託時延滞3年以上8年未満の回収委託
<table>
<tr><td>実施期間</td><td>平成25年8月～27年2月</td></tr>
<tr><td>委託件数</td><td>8,418件</td></tr>
<tr><td>請求金額</td><td>6,759,135千円</td></tr>
<tr><td>回収件数</td><td>3,660件　（43.5%）</td></tr>
<tr><td>回収金額</td><td>596,571千円　（8.8%）</td></tr>
</table></td>
<td>〈評定〉 B

〈評定根拠〉
東日本大震災の被災者に配慮しつつ、中・長期延滞債権について回収業務をサービサーに委託するとともに、延滞解消しない者についても継続して回収業務を委託して督促を実施したことは評価できる。</td>
<td>＜評定に至った理由＞
東日本大震災の被災者に配慮しつつ、中・長期延滞債権について回収業務をサービサーに委託するとともに、延滞解消しない者についても継続して回収業務を委託して督促を実施したことは評価できる。
以上のことから当該評定を B とする。

＜指摘事項、業務運営上の課題及び</td>
</tr>
</table>

＜その他の指標＞
特になし

＜評価の視点＞
－

猶予件数	189件　（2.2%）
合計	3,849件　（45.7%）

②委託時延滞3年以上8年未満の回収委託

実施期間	平成26年2月～27年2月
委託件数	7,948件
請求金額	6,123,494千円
回収件数	3,550件　（44.7%）
回収金額	677,810千円　（11.1%）
猶予件数	423件　（5.3%）
合計	3,973件　（50.0%）

③委託時延滞2年半以上8年未満の回収委託

実施期間	平成26年8月～28年2月
委託件数	5,374件
請求金額	3,221,043千円
回収件数	3,129件　（58.2%）
回収金額	476,098千円　（14.8%）
猶予件数	232件　（4.3%）
合計	3,361件　（62.5%）

④委託時延滞2年半以上8年未満の回収委託

実施期間	平成27年2月～28年8月
委託件数	7,828件
請求金額	6,028,929千円
回収件数	608件　（7.8%）
回収金額	78,434千円　（1.3%）
猶予件数	26件　（0.3%）
合計	634件　（8.1%）

⑤委託継続分

実施期間	平成26年3月～29年3月
委託件数	6,185件
請求金額	5,106,636千円
回収件数	5,754件　（93.0%）
回収金額	894,022千円　（17.5%）
猶予件数	73件　（1.2%）
合計	5,827件　（94.2%）

⑥委託継続分

実施期間	平成26年3月～27年2月
委託件数	6,385件
請求金額	4,656,650千円

改善方策＞
＜その他事項＞

【ＷＴ委員からのコメント】

回収件数	4,830件	（75.6%）
回収金額	658,745千円	（14.1%）
猶予件数	104件	（1.6%）
合計	4,934件	（77.3%）

(注1)平成26年度（平成26年4月～平成27年3月）の実施結果である。
(注2)件数は、債権数である。
(注3)「請求金額」とは、平成26年度当初委託請求金額である。
(注4)「回収金額」とは、委託期間中に債権回収会社に入金された金額と直接機構に入金された金額の合計である。
(注5)「回収金額」には、繰上返還となった入金を含む。

〈東日本大震災への対応〉
東日本大震災の災害救助法適用地域居住者のうち、東北3県の沿岸部及び原発被災地を除いた地域の居住者については、「被災状況調査票」の送付及びサービサーを活用した架電による状況確認を踏まえ、督促を再開することとした。具体的には、回収業務並びに状況が確認できていない者の状況確認及び被災等が認められる場合の猶予指導について、サービサーに委託した。

東日本大震災に係る災害救助法適用地域（内陸部）

実施期間	平成26年4月～27年10月	
委託件数	3,104件	
請求金額	1,631,664千円	
回収件数	1,355件	（43.7%）
回収金額	277,885千円	（17.0%）
猶予件数	478件	（15.4%）
合計	1,833件	（59.1%）

(注1)平成26年度（平成26年4月～平成27年3月）の実施結果である。
(注2)件数は、債権数である。
(注3)「請求金額」とは、平成26年度当初委託請求金額である。
(注4)「回収金額」とは、委託期間中に債権回収会社に入金された金額と直接機構に入金された金額の合計である。
(注5)「回収金額」には、繰上返還となった入金を含む。

			〈16〉 法的処理の実施状況 ＜主な定量的指標＞ 特になし （定量的な指標はそぐわないため） ＜その他の指標＞ 特になし	○法的処理実施状況 法的処理の対象や処理計画件数等を定めた「平成 26 年度法的処理実施計画」基づき、計画的に法的処理を実施した。また、返還者本人が住所不明等のため法的処理の条件が整わない場合には、「延滞債権に係る法的処理の方針について」に基づき、連帯保証人又は保証人に対して法的処理を実施した。 (1)初期延滞債権 振替不能回数4回目となり延滞3か月以上となった者に対して順次回収委託業務を実施、それでもなお、原則として入金がなく延滞9か月以上となった者に対して、回収委託終了後順次「支払督促申立予告」から法的処理を実施した。 (2)中長期延滞債権 平成25年度回収委託業務を実施した延滞3年以上8年未満（6月以上入金なし）のうち、応答がなく延滞7年以上（回収委託後入金なし）となった者を対象に法的処理を実施した。	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 法的処理実施計画において法的処理の対象や処理計画件数等を定め、初期延滞債権・中長期延滞債権について計画的に法的処理を実施したことは評価できる。	＜評定に至った理由＞ 「平成 26 年度法的処理実施計画」基づき、初期延滞債権・中長期延滞債権について計画的に法的処理を実施したことは評価できる。 以上のことから当該評定を B とする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞

＜評価の視点＞
－

また、時効中断を目的とした法的処理の対象者を、平成25年度の延滞7年以上かつ7年以上入金のない者から、平成26年度は延滞7年以上かつ6年以上入金のない者とし、法的処理を早期化した。
さらに、未入金期間が短い者の返還を促すため、対象者を平成25年度の延滞9年以上かつ5年以上入金のない者から延滞8年以上かつ5年以上入金のない者に変更して法的処理を実施した。

〈法的処理実施状況〉 （単位：件）

区分	平成26年度	(参考)25年度	前年度比
支払督促申立予告	16,707	15,575	7.3%増
支払督促申立	8,495	9,043	6.1%減
仮執行宣言付支払督促申立	1,960	2,553	23.2%減
強制執行予告	4,436	4,069	9.0%増
強制執行申立	646	546	18.3%増
強制執行	320	291	10.0%増
和解	4,551	5,525	17.6%減

（注）件数は、債権数である。

〈平成 26 年度支払督促申立予告処理の実施結果〉
平成 26 年度に支払督促申立予告を実施した債権の、平成 26 年度末における状況は以下のとおりである。

（単位：件）

区分	件数	率
応答があったもの（入金・猶予等）	6,587	39.4%
対応中（支払督促申立準備中等）	4,843	29.0%
支払督促申立実施	5,277	31.6%
実施総数	16,707	100.0%

（注）支払督促申立予告については、平成26年度（平成26年4月～27年3月）毎月発送した。

【ＷＴ委員からのコメント】

<table>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td>エ．延滞者の実態調査を実施し、その結果を回収促進施策へ反映させる。</td>
<td>エ．延滞者の実態調査を実施し、その結果を回収促進施策へ反映させる。</td>
<td>〈17〉 延滞者の実態調査の実施状況

＜主な定量的指標＞
特になし
（定量的な指標はそぐわないため）

＜その他の指標＞
特になし

＜評価の視点＞
－</td>
<td>〇延滞者の実態調査の実施
平成26年度においても平成25年度同様、延滞3か月以上の者に請求書とは別途単独でアンケート用紙を20,000件発送し、記名式で実施した（平成26年11月）。期日までに回答のないものについて督促を行った結果、アンケートの回答率は、19.3%であった。平成27年度中の公表に向け、集計等を実施しているところである。
なお、平成25年度実施分については、集計・分析結果をホームページに公表した（平成27年3月公表）。

<table>
<tr><th>区分</th><th>平成26年度</th><th>(参考)平成25年度</th></tr>
<tr><td>対象者</td><td>19,518件</td><td>19,431件</td></tr>
<tr><td>回答者</td><td>3,764件</td><td>4,116件</td></tr>
<tr><td>回答率</td><td>19.3%</td><td>21.2%</td></tr>
</table>

〇回収促進策への反映
延滞者の中には返還期限猶予制度を知らない者もいることから、平成25年度に引き続き各学校に対して、在学猶予手続の周知徹底を依頼した（平成26年9月）。
また、奨学業務連絡協議会において、返還説明会の確実な実施、返還方法等の説明、延滞した場合の督促に関する周知等を行い、各学校における返還指導に役立ててもらうよう依頼した。
さらに、平成25年度に引き続き各学校に対して在学猶予中の者のデータ提供をし（平成26年9月）、在学猶予期間終了後に返還を始める者への返還指導の強化を依頼した。</td>
<td>〈評定〉 B

〈評定根拠〉
・延滞者の実態調査結果を、回収促進施策へ反映させるため、回答の督促も含めて着実に実施したことは評価できる。
・平成 25 年度に実施した調査の集計・分析結果を公表したことは評価できる。

【ＷＴ委員からのコメント】</td>
<td>＜評定に至った理由＞
平成 25 年度に実施した延滞者の実態調査の集計・分析結果を公表するとともに適切に回収促進策へ反映させたことは評価できる。しかしながら、平成 26 年度調査においては、前年度より回答者数、回答率共に低下していることから、調査結果を回収促進策へより効果的に反映するため、調査の実施及び回収の時期、方法等について改善を図ることが求められる。
以上のことから当該評定を B とする。

＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞

＜その他事項＞</td>
</tr>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td>オ．無延滞者を含め住所不明者に対する追跡調査を行うなど、住所調査の徹底を図る。</td>
<td>オ．無延滞者を含め住所不明者に対する追跡調査を行うなど、住所調査の徹底を図る。</td>
<td>〈18〉 住所調査の実施状況

＜主な定量的指標＞
特になし
（定量的な指標はそぐわないため）

＜その他の指標＞
特になし</td>
<td>〇役場照会等の迅速化
(1)平成26年度も引き続き、役場への住所照会業務等の外部委託を活用し住所調査を実施した（451,370件）。
また役場照会に添付する返還誓約書の画像化（PDF 化）の推進により、返還誓約書の索出に要する時間を減らし、住所不明者に対する追跡調査の迅速化と徹底を図った。

(2)各学校に卒業生の住所情報の提供が可能であるか照会し、可能と回答のあった学校から年3回必要な卒業生の住所情報の提供を受けて調査を行い、判明した新住所を登録した。

(3)役場照会による住所調査の実施結果が「該当者無し」であった者等について、以下のとおり実施した。
①機構に登録されている携帯電話へ SMS（ショートメール）を一斉送信し、機構への住所確認の連絡を求めた。これを年5回、22,345件に送信したところ、4,684件の住所が判明した。
②平成25年度に引き続き、電話番号情報を全国の固定・携帯電話履歴データを保持す</td>
<td>〈評定〉 B

〈評定根拠〉
住所不明者に関して、追跡調査を迅速に行うとともに、SMS や業者を活用する等、住所調査の徹底を図ったことは評価できる。</td>
<td>＜評定に至った理由＞
住所不明者に関して、役場照会等の追跡調査を迅速に行うとともに、SMS や業者を活用する等、住所調査の徹底を図ったことは評価できる。
以上のことから当該評定を B とする。
＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞

＜その他事項＞</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td></td>
<td></td>
<td>
る業者に照会した。その結果が「移転先電話番号判明」、「電話番号変更履歴無し」であった者のうち、住所状態が変わらず返戻の状態となっている者（1,600件）について、架電したところ、440件の住所が判明した。

〈住所不明数〉
<table>
<tr><th>区分</th><th>26年度末</th><th>(参考)25年度末</th><th>前年度比</th></tr>
<tr><td>住所不明数</td><td>30,352人</td><td>31,062人</td><td>710人減</td></tr>
</table>
（注）「住所不明」とは、機構からの発送物が返戻となった後、新しい（正しい）住所が判明・登録されるまでの状態である。
</td>
<td>【ＷＴ委員からのコメント】</td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td></td>
<td>カ. 延滞者の多重債務を防止するため、個人信用情報機関を活用する。</td>
<td>カ. 対象となる延滞者の延滞情報について、個人信用情報機関への登録を行う。</td>
<td>〈19〉 個人信用情報機関の活用状況

＜主な定量的指標＞
特になし
（定量的な指標はそぐわないため）

＜その他の指標＞
特になし

＜評価の視点＞
－</td>
<td>〇個人信用情報機関への登録
対象となる延滞者に対しては、複数回の文書送付（延べ 659 千通）及び架電により、このまま延滞状態が継続することによって登録されることの注意喚起を行うとともに返還期限猶予の制度を周知することによって初期延滞の抑制を図った。
文書送付や架電による注意喚起を行っても返還期限猶予の願い出等がないまま延滞 3 か月以上となった者については、個人信用情報機関へ登録し、平成 26 年度は 17,279 件の情報を登録した。
引き続き、登録前の注意喚起及び返還期限猶予制度等の周知を十分に行うことにより、登録の回避や延滞解消の促進に努める。

〈個人信用情報機関の活用状況〉
<table>
<tr><th>区分</th><th>登録件数</th></tr>
<tr><td>平成26年度</td><td>17,279件</td></tr>
</table>
（注）登録件数は債権数であり人員ではない。
</td>
<td>〈評定〉 B

〈評定根拠〉
事前に登録の注意喚起や返還期限猶予制度の周知を行った上で、対象となる延滞者を個人信用情報機関に登録したことは、延滞の抑止や多重債務化の防止という観点から評価できる。

【ＷＴ委員からのコメント】</td>
<td>＜評定に至った理由＞
事前に文書送付や架電により登録の注意喚起や返還期限猶予制度の周知を行った上で、対象となる延滞者を個人信用情報機関に登録したことは、延滞の抑止や多重債務化の防止という観点から評価できる。
以上のことから当該評定を B とする。

＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞

＜その他事項＞</td>
</tr>
<tr>
<td></td>
<td>③ 機関保証制度の運用
機関保証制度の運用においては、代位弁済となる対象債権を確実に請求する。機関保証制度について、学生等に対して適切に周知</td>
<td>③ 機関保証制度の運用
機関保証制度選択者の返還意識の向上を促すため、大学等と連携し、学生等に対して適切に情報提供、周知を行い、適切な制度</td>
<td>③ 機関保証制度の運用
機関保証制度について、大学等と連携し、配付書類等を活用して学生等に対して適切に情報提供することにより周知を図り、機関保証</td>
<td>〈20〉 機関保証制度の運用状況

＜主な定量的指標＞
特になし
（定量的な指標はそぐわないため）</td>
<td>〇機関保証制度（※）の周知及び返還意識の徹底
大学等と連携し、学校を通じ機関保証制度周知用チラシを奨学金の希望者に配布するとともに、保証機関と連携し、保証機関のホームページ上で平成 26 年度保証料及び適用する貸与利率や代位弁済後の手続等について掲載し、機関保証制度の周知及び返還意識の徹底を図った。

※機関保証制度とは、日本学生支援機構の奨学金貸与を受けるに当たって、一定の保証料を支払うことで保証機関が連帯保証するものである。

平成26年度における機関保証選択状況及び機関保証選択者の返還金回収状況は以下のとおりである。</td>
<td>〈評定〉 B

〈評定根拠〉
・大学等及び保証機関と連携して機関保証制度を周知するとともに、機関保証選択者への返還意識の徹底を図ったことは評価できる。
・延滞者に対する督促を適切に実施した上で、代位弁済となる対象債権を確実に請求したこと</td>
<td>＜評定に至った理由＞
大学等及び保証機関と連携して機関保証制度を周知するとともに、機関保証選択者への返還意識の徹底を図ったことは評価できる。また、延滞者に対する督促を適切に実施した上で、代位弁済となる対象債権を確実に請求したことは評価できる。
文部科学省や外部有識者等を含む委員会において、保証機関の将来の事業コスト等を踏まえた事業計画を踏</td>
</tr>
</table>

を図るとともに同制度の収支の健全性を確保するため、保証機関の将来の事業コスト等を踏まえた事業計画を踏まえ、毎年度検証するとともに、保証料率について、その水準を他の保証機関と比較した上で合理性を明らかにする。

の運用を図る。

機関保証制度の運用においては、同制度に係る契約を遵守し、代位弁済となる対象債権を確実に請求する。

また、機関保証制度が円滑に機能するよう、同制度の収支の健全性を確保するため、文部科学省や外部有識者等を含む委員会において、保証機関の将来の事業コスト等を踏まえた事業計画を踏まえ、機関保証制度の妥当性を毎年度検証する。なお、その際には、保証料率について、その水準を他の保証機関と比較した上で、その合理性を明らかにするものとする。

選択者への返還意識の徹底を図る。

機関保証制度の運用においては、同制度に係る契約を遵守し、代位弁済となる対象債権を確実に請求する。

また、文部科学省や外部有識者等を含む委員会において、保証機関の将来の事業コスト等を踏まえた事業計画を踏まえ、機関保証制度の妥当性を検証する。なお、その際には、保証料率について、その水準を他の保証機関と比較した上で、その合理性を明らかにする。

＜その他の指標＞

特になし

＜評価の視点＞

－

〈機関保証制度の選択状況〉

区分		平成26年度	(参考)平成25年度
選択者数	第一種	73,768件	68,657件
	第二種	142,404件	160,503件
	全体	216,172件	229,160件
選択率	第一種	42.95%	44.07%
	第二種	48.33%	49.95%
	全体	46.35%	48.03%

(注)保証の変更者は含まない。

〈機関保証制度新規返還者の回収率〉

区分	平成26年度	(参考)平成25年度	前年度比
要回収額	11,180百万円	9,979百万円	1,201百万円増
回収金	10,752百万円	9,565百万円	1,187百万円増
回収率	96.2%	95.9%	0.3ポイント増

〈要返還者に対する無延滞債権の占める割合〉

区分	平成26年度	(参考)平成25年度
割合	87.8%	86.9%

○代位弁済履行状況

延滞者に対しては、延滞3か月以上から9か月未満までの間はサービサーに回収を委託する他、催告書(期限の利益剥奪予告)には、保証機関名による代位弁済に関するチラシを同封することで督促強化を図った。催告書を送付しても応答のない者を対象として、サービサーによる訪問督促・居住確認等業務を実施し、確実な代位弁済請求を実施した。

〈代位弁済履行状況〉

区分	平成26年度	(参考)平成25年度
件数	6,848件	5,456件
金額	144.1億円	113.5億円

(注)金額は、元金、利息、延滞金の合計である。

○機関保証制度の「妥当性」の検証

「「勧告の方向性」の指摘事項を反映した見直し案」(平成 18 年 12 月 24 日行政改革推進本部決定)の指摘を受け、機関保証の妥当性を毎年度検証するため平成 20 年 9 月に設置した外部有識者を含む「機関保証制度検証委員会」において、外部シンクタンクによる分析の結果等について審議を行い、以下のとおり報告書を取りまとめた。

(1)財政収支シミュレーションによる機関保証制度の健全性確保に係る検証

保証機関の将来の事業コスト等を踏まえた事業計画を踏まえ実施した財政収支シミュレーションにより、向こう 25 年間(平成 51 年度まで)、現状の保証料等のスキームで収支相償が実現できるという結果を得た。

(2)保証料率水準の検証

他の保証機関にアンケート調査を行い、機構の奨学金と他の金融機関の教育ローンの比較を行った結果、機構の奨学金の保証料は利用者(奨学生)にとって負担が少なく、ま

は評価できる。

・文部科学省や外部有識者等を含む委員会において、保証機関の将来の事業コスト等を踏まえた事業計画を踏まえ、機関保証制度の妥当性を検証するとともに、保証料率水準について他の保証機関と比較し、審議した結果、機関保証制度の妥当性及び保証料率の合理性について確認したことは評価できる。

まえ、機関保証制度の健全性を検証するとともに、保証料率水準について他の保証機関と比較し、審議した結果、機関保証制度の妥当性及び保証料率の合理性について確認を行ったことは評価できる。

以上のことから当該評定を B とする。

＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞

＜その他事項＞

【ＷＴ委員からのコメント】

					た、財政収支シミュレーションの分析結果からも保証機関の収支は相償に近い状況であることから、現在の保証料率は妥当な水準であるとの結論を得た。 〈参考 1〉平成 26 年度機関保証制度検証委員会報告書（概要） (1)機構における返還金の回収状況及び保証機関における代位弁済後回収状況について ・機構における平成 25 年度の返還金の回収状況については、返還金回収促進策の効果により改善が図られている。一方、直近の延滞状況で悪化している学種が確認されたため、更なる回収促進策を講じることが望まれる。 ・平成 22 年度から平成 24 年度の各年度に代位弁済された債権の経過年数別の累積回収率は、同程度で推移している。分割返済の意向確認の取り組みやサービサーを通じた催告書送付等の施策は一定の効果が見られるため、こうした回収促進策を一層進める必要がある。 (2)外部シンクタンクを活用した財政収支シミュレーションについて ・機構と保証機関における回収促進策の効果を織り込み、更に保証機関の策定する事業計画に採用されている詳細なパラメータを使用し、向こう25年間の財政収支シミュレーションを行った。その結果、現状の保証料等のスキームで、財政的な健全性が維持される可能性が高いことが確認された。 (3)保証機関の事業計画について ・代位弁済の規模や求償権の回収状況、資産の運用状況等、保証機関の策定した将来の事業コスト等を踏まえた「事業計画」を策定させ、審議を行った。 ・この事業計画を基に財政収支シミュレーションを行い、将来の健全性についての予測と評価を行った結果、本委員会として保証機関の事業計画は妥当性が高いものと考えることができる。 (4)他の保証機関との保証料率の比較について ・保証料率の合理性を明らかにするため、単純な比較はできないことを前提に、他の金融機関の教育ローンとの比較調査分析を行った。 ・その結果、保証機関の保証料率は、他の保証機関の保証料率に比べ低廉であることが確認された。さらに、財政収支シミュレーションの分析結果では、ストレスをかけた上でも、保証機関の収支は相償に近い状況であることから、現在の保証料率は収支の健全性を維持する上で、妥当な水準であると言うことができる。 (5)今後の方向性について ・今後、機関保証制度の健全性が維持されていくためにも、機構と保証機関はこの制度が国の教育施策である奨学金事業の一環であることを踏まえ、お互い連携の上、業務を進めていくことが重要である。 〈参考 2〉平成 26 年度機関保証制度検証委員会審議経過 ・第 1 回　平成 26 年 10 月 31 日 ・第 2 回　平成 26 年 12 月 15 日 ・第 3 回　平成 27 年 1 月 27 日 ・第 4 回　平成 27 年 3 月 20 日 ○「財政融資資金本省資金融通先等実地監査について」（平成27年2月12日財務省理財局		

長通知）指摘への対応
機関保証制度における代位弁済の履行に係る指摘を踏まえ、対処方針を決定した（平成27年3月）。※平成27年度以降随時取り組む予定。

④　減額返還・返還期限猶予・返還免除制度の適切な運用
　奨学金の減額返還、返還期限猶予及び返還免除に関しては、制度の適正な運用を図る。

④　減額返還・返還期限猶予・返還免除制度の適切な運用
　返還が困難な者に対しては、基準に従い、減額返還制度や返還期限猶予制度の適切な運用を図る。

　また、返還免除に関しても制度の適切な運用を図る。

④　減額返還・返還期限猶予・返還免除制度の適切な運用
　返還が困難な者に対しては、引き続き返還者の状況を考慮し減額返還制度及び返還期限猶予制度を適切に運用する。
　また、優れた業績を挙げた大学院生に対する奨学金の返還免除制度に関しては、業績優秀者奨学金返還免除認定委員会の審議を経て、適切に運用する。

〈21〉減額返還・返還期限猶予及び返還免除制度の運用状況

＜主な定量的指標＞
特になし
（定量的な指標はそぐわないため）

＜その他の指標＞
特になし

＜評価の視点＞
－

〇減額返還制度（※）の運用
(1)減額返還制度の承認
　減額返還制度を適切に運用し、基準に合致したものについて減額返還を承認した。
〈減額返還制度の承認件数〉

区分	平成26年度	(参考)平成25年度
承認件数	16,017件	14,079件

(2)制度変更及び対応
　平成26年4月に、収入基準の緩和、新規返還開始者に対する提出書類の簡素化の制度変更を行ったことを踏まえ、以下の取組を実施した。
　①制度の変更点のポイントをホームページに掲載するなど、制度の周知に努めた。
　②減額返還事務処理マニュアルを整理・改訂し、制度の適切な運用を図り、迅速に処理を行った。

※減額返還制度とは、災害、傷病、その他経済的理由により、奨学金の返還が困難な者を対象とし、一定期間1回当たりの当初割賦金額を2分の1に減額し、減額返還適用期間に応じた分の返還期間を延長する制度である。

〇返還期限猶予制度の運用
(1)返還期限猶予の承認
　返還者からの相談に対して適切な指導を行うとともに、審査基準等の適切な運用を行い、基準に合致したものについて返還期限の猶予を承認した。

〈返還期限猶予の承認件数〉　（単位：件）

区分	平成26年度	（参考）平成25年度
在学猶予	152,879	149,331
一般猶予	137,561	121,803
病気中	9,295	9,622
災害	551	769
入学準備	518	598
生活保護	3,411	5,564
生活困窮	120,216	105,250
育児休暇等	3,177	―
所得連動	393	―
合計	290,440	271,134

（注）平成 25 年度に育児休暇等及び所得連動を事由とした返還期限猶予の承認件数については、生活保護に計上している。

(2)制度変更及び対応
　平成26年4月に、適用年数の延長、収入基準の緩和、延滞者への適用開始の制度変更を行ったことを踏まえ、以下の取組を実施した。
　①制度の変更点のポイントをホームページに掲載するなど、制度の周知に努めた。
　②Q&A の更新などホームページにおける情報提供の充実を図り、返還期限猶予願の不備返送率を減らすことに努めた。

〈評定〉 B

〈評定根拠〉
・減額返還制度及び返還期限猶予制度については、制度変更について適切に周知・対応を行うとともに、迅速に事務処理を行い、これらの制度を適切に運用したことは評価できる。
・優れた業績を挙げた大学院生に対する奨学金の返還免除制度については、業績優秀者奨学金返還免除認定委員会の審議を経て、適切に運用したことは評価できる。

【ＷＴ委員からのコメント】

＜評定に至った理由＞
　減額返還制度及び返還期限猶予制度について、制度変更について適切に周知・対応を行うとともに、マニュアルの整理・改訂など、迅速に事務処理を行い、これらの制度を適切に運用したことは評価できる。
　また優れた業績を挙げた大学院生に対する奨学金の返還免除制度については、業績優秀者奨学金返還免除認定委員会の審議を経て、適切に運用したことは評価できる。
　以上のことから当該評定を B とする。

＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞

＜その他事項＞

〈返還期限猶予願の不備返送状況〉

区分	平成26年度	(参考)平成25年度	前年度比
不備返送件数	23,776件	22,079件	1,697件増
不備返送率	19.3%	20.5%	1.2ポイント減

③返還期限猶予事務処理マニュアルを整理・改訂し、制度の適切な運用を図り、迅速に処理を行った。

〇特に優れた業績を挙げた大学院生に対する奨学金の返還免除制度の適切な運用
業績優秀者奨学金返還免除認定委員会の認定に基づき、以下のとおり適切に運用した。

(1)返還免除制度に係る認定委員会の開催等
・平成26年5月28日：第1回業績優秀者奨学金返還免除認定委員会開催
・平成26年5月31日：平成25年度特に優れた業績による返還免除の認定結果を各大学へ通知
・平成26年11月10日：第2回業績優秀者奨学金返還免除認定委員会開催
・平成26年12月5日：平成26年度特に優れた業績による返還免除候補者の推薦依頼を各大学へ通知

(2)返還免除の学内選考を適切に実施するため、必要書類に不足がある大学については第1回認定委員会までに修正指導を行った。

(3)貸与終了者が少ない大学については、平成25年度に引き続き、奨学生でない学生も含めた広い範囲の中で業績を評価するよう各大学に指導した（平成26年度推薦依頼通知文への記載及び平成26年度奨学業務連絡協議会における口頭説明）。

(4)大学における推薦人数の基準となる貸与終了予定者の情報を各大学に提供した。提供回数は平成25年度同様5回とした。

〈平成 25 年度貸与終了者に係る特に優れた業績による大学院第一種奨学生返還免除の認定状況〉

（単位：人）

区分	貸与終了者数	推薦者数	免除者数	うち全額免除	うち半額免除
修士課程	25,629	7,681	7,681	2,560	5,121
専門職大学院課程	2,109	619	619	206	413
博士課程	3,846	1,172	1,172	390	782
計	31,584	9,472	9,472	3,156	6,316

〇「財政融資資金本省資金融通先等実地監査について」（平成27年2月12日財務省理財局長通知）への対応状況
減額返還制度の弾力化等に係る指摘を踏まえ、対処方針を決定した（平成 27 年 3 月）。
※平成 27 年度以降随時取り組む予定。

	⑤ 所得連動返還型奨学金制度の導入 所得の捕捉が可能となることを前提に、奨学金の返還額が所得に連動する柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた準備を行うとともに、適切な実施を期する。	⑤ 所得連動返還型奨学金制度の導入 所得の捕捉が可能となることを前提に奨学金の返還額が所得に連動する柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた準備を行う。	⑤ 所得連動返還型奨学金制度の導入 所得の捕捉が可能となることを前提に奨学金の返還額が所得に連動する柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた準備を行う。	〈22〉 所得連動返還型奨学金制度の導入に向けた準備状況 ＜主な定量的指標＞ 特になし （定量的な指標はそぐわないため） ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ –	○柔軟な所得連動返還型奨学金制度導入に向けた検討状況 制度設計のためのシミュレーション及び制度導入に係る業務影響分析を外部シンクタンクに委託し、分析結果を文部科学省と共有し検討を行った。 ○番号制度の導入に向けた検討状況 所得連動返還型奨学金制度導入の前提となる番号制度の導入について、以下のとおり検討を行った。 (1)番号制度導入に向けた調査研究業務を外部シンクタンクに委託し、現行業務における課題分析を経て導入方針を策定した。 (2)理事長を委員長とする「IT 戦略委員会」及び理事長代理を委員長とする「マイナンバー・新所得連動対応に関するIT化小委員会」において、導入に向けた審議を行った。	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 ・所得連動返還型奨学金制度の導入に向けて、業務影響分析を実施し、それを踏まえた検討を行ったことは評価できる。 ・番号制度導入のために、現行業務における課題分析を行うなど準備を進めたことは評価できる。	＜評定に至った理由＞ 柔軟な所得連動返還型奨学金制度の導入に向けて、シミュレーションや業務影響分析を実施し、それを踏まえ検討を行ったことは評価できる。 また、番号制度導入に向け、理事長を委員長とする委員会等において現行業務における課題分析を行うなど準備を進めたことは評価できる。 以上のことから当該評定を B とする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞
						【ＷＴ委員からのコメント】	

４．その他参考情報
特になし

様式４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報					
Ⅰ－２―（４）	奨学金貸与事業（４）情報提供等の充実				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人日本学生支援機構法第 13 条第１項第１号	業務に関連する政策・施策	政策目標５　奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進 施策目標５－１　意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号　0161

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等		達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度
	計画値							
	実績値							
	達成度							

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度
決算額（千円）	小項目Ⅰ－２－（１）、Ⅰ－２－（２）、Ⅰ－２－（３）に含む。				
従事人員数（人）	小項目Ⅰ－２－（１）、Ⅰ－２－（２）、Ⅰ－２－（３）に含む。				

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価（案）	
				業務実績	自己評価	評定	B
				＜実績報告書等参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P28～30	＜自己評価書参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P28～30		
奨学金の申込、貸与及び返還に関する情報提供を、ホームページ等を活用し積極的かつわかりやすく行う。	奨学金の申込、貸与及び返還に関する情報提供にあたっては、ホームページ等を活用するなど、積極的かつわかりやすく行う。	ホームページや印刷物等に記載する、奨学金制度や手続き等を奨学生や返還者等にわかりやすい文章やレイアウトとするよう努め、適切かつ迅速に伝わるよう情報提供等の充実を図る。	＜23＞ 情報提供等の実施状況 ＜主な定量的指標＞ 特になし （定量的な指標はそぐわないため） ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ －	○ホームページにおける奨学金情報等の充実 (1)利用者にとってより使いやすくすることを目的として、奨学金カテゴリー内のページの再構成、カテゴリートップページのリニューアル等を行った。 (2)利用者によるサイト内の検索状況を随時確認し、特定の事項について照会が集中した場合は、当該事項をトップページのバナーや奨学金カテゴリートップページのトピックス案内に掲載し、利用者を目的の情報の掲載ページに誘導した。 (3)予約採用により採用候補者となった生徒向けに、その後の手続について案内するガイダンスビデオ「採用候補者の皆さんへ」を作成し、ホームページに掲載した。 〈ホームページアクセス件数〉 （単位：件） 区分 ／ 平成26年度 ／ (参考)平成25年度 ／ 前年度比 アクセス件数 ／ 27,789,186 ／ 23,681,146 ／ 17.3%増 ○モバイルサイト及びモバイルサイトメールマガジンによる情報提供の充実 (1)奨学金事業についてのモバイルサイトに掲載する情報を整理し、利用者の閲覧利便性に配慮して再編成した。 (2)奨学生及び返還者にモバイルサイトメールマガジンを月１回（毎月５日）発信し、奨学金事業に関する情報提供を行った。 〈モバイルサイトアクセス件数等〉 （単位：件） 区分 ／ 平成26年度 ／ (参考)平成25年度 ／ 前年度比 アクセス件数 ／ 290,880 ／ 336,449 ／ 13.5%減 メールマガジン配信件数 ／ 35,201 ／ 34,520 ／ 2.0%増 ○奨学金貸与・返還シミュレーションの利用促進 (1)学生・生徒が進学して奨学金を希望する場合の奨学金の貸与額及び返還に関するシミュレーション機能である「奨学金貸与・返還シミュレーション」をホームページ上で引き続き運用した。 (2)奨学金貸与・返還シミュレーションの利用方法を説明する印刷物を作成し、対象者とその保護者及び学校に配布した。 〈奨学金貸与・返還シミュレーション利用状況〉 （単位：件）	＜評定＞ B ＜評定根拠＞ ・ホームページやモバイルサイトの改善に取り組むとともに、利用者のニーズの把握に努め、それを踏まえた情報提供を行い、また、新たにガイダンスビデオの作成を行ったことは、奨学生や返還者等への積極的かつわかりやすい情報提供を行うという観点から、評価できる。 ・災害発生時に、緊急採用（応急採用）についてホームページ、メールマガジンを通じ関係機関に周知を図り、東日本大震災の被災世帯の学生の採用や、被災により返還が困難な場合の減額返還・返還期限猶予等について、引き続きホームページ内の特設ページで周知したことは、適切かつ迅速な情報提供という観点から、評価できる。	＜評定に至った理由＞ 奨学生及び返還者等への積極的かつわかりやすい情報提供を行うという観点から、ホームページやモバイルサイトの改善に取り組むとともに、利用者のニーズの把握に努め、それを踏まえた情報提供や新たにガイダンスビデオの作成を行ったことは評価できる。 また、災害発生時における緊急採用（応急採用）についての周知、東日本大震災の被災世帯の学生の採用、被災により返還が困難な場合の減額返還・返還期限猶予等について、引き続きホームページ内の特設ページで周知したことは、適切かつ迅速な情報提供という観点から、評価できる。 以上のことから当該評定をＢとする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞ 【ＷＴ委員からのコメント】

区分	平成26年度	(参考)平成25年度	前年度比
アクセス件数	2,534,900	1,965,666	29.0%増

〇スカラネット・パーソナルの利用促進

(1)スカラネット・パーソナルを利用して「奨学金継続願」を提出する機能を追加した(平成 26 年 12 月)。これに伴い、平成 26 年度から「奨学金継続願」の提出はスカラネット・パーソナルを通じて行うこととし、奨学生に対しては学校を通じてスカラネット・パーソナルの新規登録及び「奨学金継続願」の提出手続について説明した。学校から奨学生への説明資料として、手順を図解した「平成 26 年 12 月からの奨学金継続願の変更点について」を学校担当者向けホームページに掲載した。

また、スカラネット・パーソナルの登録方法や、スカラネット・パーソナルを利用した「奨学金継続願」の提出について説明する印刷物を作成し、適格認定の対象者全員に配布した。

(2)スカラネット・パーソナル関して多く寄せられたに質問に基づき、ホームページに Q&A を掲載した。

〈スカラネット・パーソナル利用状況〉 (単位:件)

区分	平成26年度	(参考)平成25年度	前年度比
登録数	1,332,069	273,326	487.3%増
アクセス件数	68,205,915	10,807,694	631.0%増

〇災害救助法適用に係る情報

(1)災害救助法が適用された以下の災害に際し、緊急採用(応急採用)についてホームページ、メールマガジンにより迅速に情報提供を行うとともに、関係機関に周知を図り、大学等(約 4,000 校)に推薦依頼の通知を行った。

災害	情報提供を行った日付	情報提供先
		関係機関
台風第8号による大雨等に係る被害	7月10日	長野朝日放送(株)を含め9報道機関、長野県庁を含め4団体
台風第12号による大雨等に係る被害	8月8日	(株)高知新聞社を含め 5 報道機関、 高知県庁を含め 2 団体
台風第11号に係る被害	8月11日	(株)高知新聞社を含め10報道機関、 高知県庁を含め6団体
平成26年8月15日からの大雨	8月18日	(株)京都新聞社を含め4報道機関、京都府庁を含め4団体
平成26年8月19日からの大雨	8月20日	(株)中国新聞社を含め5報道機関、広島県庁を含め2団体
御嶽山噴火に係る危害	9月29日	信越放送(株)を含め9報道機関、長野県庁を含め3団体
長野県北部地震	11月25日	信越放送(株)を含め9報道機関、長野県庁を含め4団体
平成26年12月5日からの大	12月10日	四国放送(株)を含め2報道機関、

					雪		徳島県庁を含め4団体		
					(2)ホームページ内の東日本大震災特設ページにおいて、被災世帯の学生の採用や、被災したことにより返還困難な状況が継続している場合の減額返還・返還期限猶予等の手続方法について、引き続き周知を図った。				

４．その他参考情報
特になし

様式４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報					
Ⅰ－２－（５）	奨学金貸与事業（５）学校との連携強化				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人日本学生支援機構法第 13 条第１項第１号	業務に関連する政策・施策	政策目標５　奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進 施策目標５－１　意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号　0161

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等		達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度
	計画値							
	実績値							
	達成度							

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度
決算額（千円）	小項目Ⅰ－２－（１）、Ⅰ－２－（２）、Ⅰ－２－（３）に含む。				
従事人員数（人）	小項目Ⅰ－２－（１）、Ⅰ－２－（２）、Ⅰ－２－（３）に含む。				
経常費用（千円）					

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価（案）	
					業務実績	自己評価		
					＜実績報告書等参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P31～35	＜自己評価書参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P31～35	評定	B
	学校との連携強化を推進し、奨学生の返還意識の涵養のための指導等を徹底する。	奨学金の返還意識の涵養等のため、奨学生の採用や貸与中の奨学生に対する指導を大学等と連携して進める。 特に、採用時、継続時、返還開始前の奨学金貸与上重要な節目において、奨学金制度や諸手続に対する理解の増進や返還意識の涵養を図るため、奨学生に対して説明会を開催するよう大学等に協力を求める。 また、大学等の担当職員を対象として奨学金業務に関する研修会を開催するとともに、大学等に対して返還金回収方策の広報、周知を図る。 なお、大学等に関する延滞率等の公表については、大学等が確実かつ効果的に奨学生に対する指導を行うため等の情報提供の一環として適切に行う。	奨学金の返還意識の涵養等のため、奨学生の採用や貸与中の奨学生に対する指導を大学等と連携して進める。 特に、採用時、継続時、返還開始前の奨学金貸与上重要な節目において、奨学金制度や諸手続に対する理解の増進や返還意識の涵養を図るため、奨学生に対して説明会を開催するよう大学等に協力を求める。 また、大学等の担当職員を対象として奨学金業務に関する研修会を開催するとともに、大学等に対して返還金回収方策の広報、周知を図る。 なお、大学等に関する延滞率等の公表については、大学等が確実かつ効果的に奨学生に対する指導を行うため等の情報提供の一環として適切に行う。	‹24› 学校との連携の実施状況 ＜主な定量的指標＞ 特になし （定量的な指標はそぐわないため） ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ －	○高等学校等（大学等予約採用）における指導の充実のための取組 大学等進学前に奨学金を申し込む高校生等に対し、奨学金制度や諸手続に対する理解の増進や返還意識の涵養を図るため、以下の取組を実施した。 (1)高等学校等の奨学金担当者を対象とした各都道府県主催の説明会等に機構職員の派遣又は資料配付を行った（職員派遣 10 地区、資料配付 12 地区）。 (2)大学等予約採用の採用候補者向けのガイダンスビデオを新たに作成し、各高等学校等に配付するとともに、一般向けホームページに掲載した。また、平成 27 年度の実施に向けて、申込者向けのガイダンスビデオを作成した（配付・公開は平成 27 年 4 月実施）。 (3)高等学校等の教職員向けの月刊誌等へ奨学金制度や手続等に関する記事を連載した（14 回）。 ○大学等が実施する奨学生に対する説明会の充実のための取組 採用時等において、奨学金制度や諸手続に対する理解の増進や返還意識の涵養を図るため、奨学生に対して説明会を開催するよう大学等に協力を求めるとともに、説明会の充実を図るため、以下の取組を実施した。 (1)大学等が行う採用時説明会の充実を図るため、採用時説明会用のマニュアルを作成し、配付した。 (2)延滞率の高い学校（10 校）に機構職員を派遣し、採用時説明会の視察及び学校担当者との懇談を行うとともに学校事務における現況の確認及び指導を行った。 (3)大学等が行う返還説明会の充実を図るため、返還説明会用のマニュアルを作成し、各大学等に配付した。 (4)大学等が実施する奨学生に対する説明会及び指導の充実を図る一環として、大学等の奨学金担当者を対象とした研修会を実施した（次項を合わせて参照のこと）。	＜評定＞ B ＜評定根拠＞ ・学校及び都道府県とも連携して、高等学校等における指導の充実を図り、また、適格認定・返還指導に係る新規研修会を含めた大学等の奨学金担当者を対象とした研修会の実施、採用時説明会及び返還説明会のマニュアルの整備等により、奨学生に対する指導の充実を図ったことは評価できる。 ・学校担当者用ホームページや事務連絡用メールを活用して学校担当者に対して奨学金返還の重要性について周知を図るとともに、「奨学金の返還延滞の防止について（依頼）」について、内容を確認したか各学校長・学長より理事長宛に回答させ、各学校に延滞状況等を把握させるよう努めており、返還金回収方策の広報・周知を図るという観点から、評価できる。 ・大学等が、確実かつ効果的に奨学生に対する指導を行うため等の情報提供として、各学校の貸与者の状況を周知するとともに機構と大学等における取組の成果を適切に公開することとして、その方針等を周知したことは評価できる。	＜評定に至った理由＞ 学校及び都道府県とも連携して、高等学校等における指導の充実を図り、また、適格認定・返還指導に係る新規研修会を含めた大学等の奨学金担当者を対象とした研修会の実施、採用時説明会及び返還説明会のマニュアルの整備等により、奨学生に対する指導の充実を図ったことは評価できる。しかしながら、奨学業務連絡協議会については出席率が前年度と比して低下しており、更なる出席率向上の方策が求められる。 また、学校担当者用ホームページや事務連絡用メールを活用して学校担当者に対して奨学金返還の重要性について周知を図るとともに、「奨学金の返還延滞の防止について（依頼）」の内容を確認したかについて、各学校長・学長より理事長宛に回答させ、各学校に延滞状況等を把握させるよう努めていることは、返還金回収方策の広報・周知を図るという観点から、評価できる。 加えて、大学等が、奨学生に対して確実かつ効果的な指導等を行うための情報提供として、各学校の貸与者の状況を周知するとともに機構と大学等における取組の成果を適切に公開することとし、その方針等を周知したことは評価できる。 以上のことから当該評定をＢとする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞	

○大学等の奨学金担当者を対象とした奨学金業務に関する研修会の実施
奨学生に対する指導を大学等と連携して行えるよう、奨学金担当者を対象とした奨学金業務に関する研修会を以下のとおり実施した。

(1)奨学金学校事務新任者研修会の実施
各学校の奨学金担当者（新任者）を対象に、奨学金事務全般にかかる研修会を以下のとおり開催した。

（単位：校、人）

開催地	日程	出席校数	出席人数
東京	8月4日	226	247
	8月5日	187	207
札幌	8月19日	66	74
福岡	8月22日	125	142
大阪	8月26日	247	286
名古屋	8月27日	105	115
計		956	1,071
(参考)平成25年度（4地区6回）		971	1,069

(2)日本学生支援機構奨学金適格認定・返還指導研修会の新規実施
適格認定制度を２年度に渡って改定したことを踏まえ、また、返還意識の涵養等は、返還説明会のみならず日常の適切な指導が効果的であると考えられることから、各学校の奨学金担当者を対象として、新たに、適格認定及び返還指導業務にかかる研修会を以下のとおり開催した。

（単位：校、人）

開催地	日程	出席校数	出席人数
福岡	11月5日	229	255
大阪	11月6日	253	258
名古屋	11月7日	138	151
仙台	11月12日	100	110
東京	11月14日	468	480
計		1,188	1,254

(3)日本学生支援機構奨学金採用業務等研修会の実施
各学校の奨学金担当者を対象として、採用業務を中心とした研修会を以下のとおり開催した。

（単位：校、人）

開催地	日程	出席校数	出席人数
仙台	3月3日	65	79
福岡	3月9日	125	131
名古屋	3月12日	110	127
大阪	3月13日	221	245
東京	3月17日	250	272
	3月18日	170	192

【ＷＴ委員からのコメント】

計	941	1,046
(参考)平成25年度(2地区4回)	632	690

〇返還説明会への機構職員の派遣
平成26年度における機構職員派遣については、返還誓約書を貸与終了時に提出する対象者が大幅に減少している状況にあって(※)、奨学金担当者を対象とした返還指導に係る研修会を新たに実施したこと(前項の(2)参照)、また、採用時説明会への機構職員の派遣や返還説明会用マニュアルの配付等により大学等が実施する説明会の充実に向けた取組を進めていることから(前々項参照)、返還状況(延滞率)が悪化した大学等に重点をおいて実施した。
※平成 22 年度以降、返還誓約書提出時期を採用時に早期化しており、返還誓約書に係る指導は採用時に行っている。

〈返還説明会への機構職員派遣状況〉

平成26年度	(参考)平成25年度
87校(延べ91人)	298校(延べ369人)

〇返還金回収方策の広報・周知
学校担当者用ホームページに奨学業務連絡協議会、適格認定・返還指導研修会、新任者研修会等の各資料や卒業後の手続方法等を掲載するとともに、事務連絡用メールを活用することにより、奨学金返還の重要性について学校担当者への周知を図った。
また、各学校宛に、「奨学金の返還延滞の防止について(依頼)」を送付し、奨学生に対し返還の意義・重要性等を理解させ、返還に関する手続方法を周知・徹底させるよう依頼したほか、奨学金の返還に関して適宜通知することにより、返還について一層の協力を要請した(平成26年9月)。
なお、「奨学金の返還延滞の防止について(依頼)」の内容については、奨学金制度の根幹に関わる重要なものであり、各学校長、学長に延滞状況等を把握してもらうため、内容を確認したかを書面にて理事長宛に回答するよう依頼した。
また、学校から新規返還者への働きかけとして、学生が卒業後に延滞状況に陥ることを防ぐために、平成26年10月に返還を開始する者へ学校より通知文を送付した。

〇奨学業務連絡協議会の実施状況
平成27年2月に、奨学業務連絡協議会を開催し、大学等の奨学金担当者に対して、平成27年度の奨学事務に関する方針、予算、採用計画及び制度、事務処理の変更点、改正事項に加え、貸与時の取扱いに関する改善・見直し、返還金回収促進のための具体的方策を説明した。
また、開催通知を過年度における出席状況に応じた内容で各学校に送付し、業務連絡協議会への出席を促した。

（単位：校、%）

学校所在地区	平成26年度			（参考）平成25年度
	対象校	出席校	出席率	出席率
北海道	208	147	70.7	66.7
東北	259	169	65.3	69.2
関東・甲信越	1,318	856	64.9	60.3
東海・北陸	551	324	58.8	64.8
近畿	613	431	70.3	72.4
中国・四国	379	222	58.6	58.7
九州・沖縄	497	295	59.4	63.8
合計	3,825	2,444	63.9	64.1

〈参考：専修学校以外〉（単位：校、%）

学校所在地区	平成26年度			（参考）平成25年度
	対象校	出席校	出席率	出席率
北海道	58	48	82.8	87.9
東北	82	75	91.5	90.4
関東・甲信越	414	356	86.0	86.2
東海・北陸	164	137	83.5	89.6
近畿	220	189	85.9	91.4
中国・四国	116	99	85.3	87.9
九州・沖縄	128	97	75.8	84.6
合計	1,182	1,001	84.7	88.0

（注）学校所在地の地区別に集計し、同一校の複数の担当者が出席している場合は、1校としてカウントしている。

○大学等に関する延滞率等の公表に係る取組
大学等が、奨学金事業の円滑な実施に向け、確実かつ効果的に奨学生に対する指導を行うため等の情報提供として、各学校の貸与者の状況（貸与実績、特に優れた業績による返還免除額、延滞状況及び振替状況）を「奨学金の貸与等の実績について」（平成27年1月26日付）により周知した。
また、機構と各学校における奨学金事業の健全性確保のための取組の成果に関する情報公開を適切に行うこととし、その方針等を「奨学金事業の健全性確保の取組の強化と情報公開について」（平成26年7月4日）により周知した。
なお、学校における在学中の返還指導の延長となる内容の文書を卒業生（新規返還者）に送付するという働きかけを行うよう学校に要請した。

○「奨学金貸与事業における振込超過金の取扱い等について」（平成 26 年 10 月 30 日会計検査院長）への対応
奨学生の資格を失った者に振り込まれた奨学金（振込超過金）の取扱いに関する指摘を踏まえ、以下のとおり対応を行った。

					(1)振込超過金発生防止のための取組 適正な事務処理の実施について要請する文書を、機構理事長から各学校長に対して平成26年11月10日付けで発出したほか、学籍事務担当者及び奨学金事務担当者における連携を強化し振込超過の発生を防止するための体制の整備等、徹底すべき事項を示した上で適切な事務処理の実施を要請する文書を平成27年1月15日付けで発出した。あわせて、平成26年11月に開催した学校担当者向け研修会や27年2月に開催した業務連絡協議会においても、学籍管理の徹底等について資料を配付の上説明し、振込超過金の発生防止を図った。 (2)振込超過金発生状況の把握・管理 やむを得ず振込超過となったものについては、振込超過となった件数、金額等を集計するための様式を策定し、平成26年4月以降の個別の超過内容等について把握・管理することとした。 (3)再発防止策の実施状況の確認 該当校から提示された振込超過に係る再発防止策については、その実施状況を確認することとし、その旨を前述の平成27年1月15日付け文書に記載して各学校に周知した。 ○「財政融資資金本省資金融通先等実地監査について」(平成27年2月12日財務省理財局長通知)への対応 返還誓約書の確実な徴求及び奨学金事業の理解度の向上に係る指摘を踏まえ、対処方針を決定した(平成27年3月)。※平成27年度以降随時取り組む予定。		

４．その他参考情報
特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報

Ⅰ－３―（１）	留学生支援事業（１）日本への留学前の学生に対する支援				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人日本学生支援機構法第 13 条第１項第７号	業務に関連する政策・施策	政策目標１３　豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進 施策目標１３　国際交流の推進	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号　0424

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等		達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度
①日本留学に関する情報提供等の充実								
	計画値							
	実績値							
	達成度							
②日本留学試験の適切な実施								
日本留学試験の年間応募者数	計画値	中期目標期間中に 219,400 人以上	―	38,500 人以上				
	実績値	―	35,930 人	38,601 人				
	達成度	―	―	100.3%				
③日本語教育センターにおける教育の実施								
東京日本語教育センターの卒業予定者の満足度	計画値	80%以上	―	80%以上				
	実績値		97.0%	97.5%				
	達成度	―	―	98.1%				
大阪日本語教育センターの卒業予定者の満足度	計画値	80%以上	―	38,500 人以上				
	実績値	―	98.9%	98.1%				
	達成度	―	―	122.6%				

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度
①日本留学に関する情報提供等の充実					
決算額（千円）	151,905				
従事人員数（人）	6				
②日本留学試験の適切な実施					
決算額（千円）	438,717				
従事人員数（人）	8				
③日本語教育センターにおける教育の実施					
決算額（千円）	575,435				
従事人員数（人）	38				

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価 業務実績	法人の業務実績・自己評価 自己評価	主務大臣による評価（案） 評定	主務大臣による評価（案） B
①日本留学に関する情報提供等の充実 留学情報の収集・整理を行い、ホームページや海外事務所等を通じて、留学希望者や国内外の関係機関への情報提供を行う。	①日本留学に関する情報提供等の充実 日本留学に係る情報については、日本留学希望者向けのポータルサイトの充実を図るとともに、海外における情報発信機能を強化するため、機構の海外事務所と、関係機関や大学等の海外事務所とも連携することにより、日本留学希望者のためのワンストップ（一元的窓口）サービスの展開に協力する。 留学に関する情報提供の方策として、日本留学希望者を対象とした日本留学フェア等の説明会を開催する。また、国内外の関係機関等が実施する説明会等に積極的に参加し、留学情報の提供及	①日本留学に関する情報提供等の充実 日本留学に係る情報については、日本留学希望者向けのポータルサイトの充実を図るとともに、海外における情報発信機能を強化するため、機構の海外事務所と、関係機関や大学等の海外事務所とも連携することにより、日本留学希望者のためのワンストップ（一元的窓口）サービスの展開に協力する。 海外事務所における、ＳＮＳを通じた情報発信、及びスマートフォン閲覧に対応した情報発信により情報提供の充実を図る。 また、留学に関する情報提供の方策として、日本留学希望者を対象とした日本留学フェア等の説明会を開催する。また、国内外の関係機関等が実施する説明会等に積極的に参加し、留学情報	〈25〉 日本留学に関する情報提供の実施状況 ＜主な定量的指標＞ 特になし （定量的な指標はそぐわないため） ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ －	＜実績報告書等参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P40～42 〇ホームページ等による情報提供の充実 (1)「日本留学ポータルサイト」の充実 これまで日本語、英語、中国語、韓国語の4言語で提供してきた「日本留学ポータルサイト」について、インドネシア語、タイ語及びベトナム語を追加し、更にスマートフォンによる閲覧への対応を進めた。 〈日本留学情報ホームページアクセス件数〉 平成26年度：6,217,779件 (参考)平成25年度：4,626,734件 前年度比：34.4%増 (2)SNS の利用 留学生事業部の公式 Facebook を立ち上げ（平成 26 年 12 月）、ホームページに掲載した日本留学に関する最新情報を発信した。また、日本留学試験の過去問題を発信する等、日本留学への興味喚起に努めた。 〈留学生事業部 Facebook ファン数〉 平成26年度：1,863件 (参考)平成25年度：― （注）Facebook のファン数は、年度末時点の件数を表す。 (3)海外事務所におけるホームページや SNS の運用 インドネシア、韓国、タイ及びマレーシアに設置する海外事務所においては、各事務所独自のホームページや Facebook による情報提供を行うとともに、電話・E-mail 等による留学相談を行った。 さらに、各国において行われる現地説明会等に参加し、情報提供を行った。 〈海外事務所ホームページアクセス件数等〉 区分／平成26年度／(参考)平成25年度／前年度比 ホームページアクセス件数／231,476件／229,352件／0.9%増 Facebook ファン数／16,253件／3,213件／505.8%増 事務所相談件数／8,518件／8,844件／3.7%減 現地説明会情報提供件数／19,630件／18,490件／6.1%増 （注）Facebook のファン数については、年度末時点の件数を表す。 〇出版物の作成 「Student Guide to Japan」（日本留学総合案内）等を作成し、イベント等で配付するとともに、大学、関係機関等にも提供し、日本留学情報の普及に努めた。また、インターネットでも入手できるよう機構ホームページに掲載した。	＜自己評価書等参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P40～42 〈評定〉 B 〈評定根拠〉 ・「日本留学ポータルサイト」の多言語化やスマートフォン対応を進め、SNS による情報発信を行うなど、ホームページ等による情報提供の充実を図るとともに、日本留学に関する総合案内を多言語で作成し、ホームページにも掲載する等、広く日本留学情報の普及に努めたことは評価できる。 ・関係機関とも連携し、海外における情報発信機能の強化に努めたことは評価できる。 ・日本留学フェアの開催国・地域を増やし、日本の大学等に海外においてより多くの情報提供の機会を与えたこと、並びに、開催国・地域の留学希望者等に日本留学について、詳細な情報を提供したことは評価できる。 ・留学生受入れに必要な専門的知識や実務修得の機会の提供やウェブマガジンの発行を通じて、広く留学生交流関係者に情報提供を行ったことは評価できる。	＜評定に至った理由＞ 様々な国からの外国人留学生の増加に対応するため、「日本留学ポータルサイト」や「日本留学に関する総合案内」の多言語化により、当該言語話者に対する効率的な情報提供を行ったほか、ポータルサイトのスマートフォン対応、総合案内のホームページでの掲載、SNSによる情報発信を行うなど、インターネットを活用し、広く日本留学情報の普及に努めたことは評価できる。 また、日本留学フェアの開催国・地域を増やし、日本の大学等に海外においてより多くの情報提供の機会を与え、より多くの開催国・地域の留学希望者等に日本留学のための詳細な情報を提供したことは評価できる。 また、日本での外国人留学生受入れ環境充実のため、留学生受入れに必要な専門的知識や実務能力の修得のための研修の実施、ウェブマガジンの発行を通じて、広く留学生交流関係者に様々な情報提供を行ったことは評価できる 以上のことから当該評定をＢとする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞

び留学相談を行う。

の提供及び留学相談を行う。

出版物名	内容		作成部数
Student Guide to Japan	日本留学総合案内冊子	8か国語	合計78,000部
Student Guide to Japan【簡易版】	上記の簡易・縮小版	7か国語	合計60,400部
日本留学奨学金パンフレット	日本留学のための奨学金一覧	和文・英文	合計10,000部

〇海外における情報発信機能の強化
インドネシア、韓国、タイ及びマレーシアに設置する海外事務所においては、ホームページや SNS を使った情報提供を行うとともに、留学相談を行った。また、日本公館等が主催する説明会に協力するとともに、関係機関が主催する日本関連イベントに出展した。さらに、高校、大学等へ出向き、日本留学の説明を行った。
このほか、日本留学促進資料の公開拠点（20 の国・地域、55 か所）として指定するアジア地域の大学、図書館等に引き続き日本留学関連資料を送付するとともに、機構が作成した様々な言語の印刷物を提供した。

〇日本留学フェア等の実施及び他機関への協力
海外 14 か国・地域 23 都市において、日本留学フェアを実施するとともに、2 か国 2 都市において、日本留学説明会を実施した。このうち、ブラジル、ミャンマー、バングラデシュ、ネパールについては、平成 26 年度より新たに大学等の参加を得て日本留学フェアとして開催した。
また、他機関が実施するイベントに積極的に参加し、日本留学のプロモーション活動を行った。
さらに、日本国内においては、 日本語教育機関で学んでいる進学を目指す外国人学生等を対象とした進学説明会を実施するとともに、他機関に講演等の協力を行った。

(1)日本留学フェア実施状況

国・地域	都市	日程	参加大学等数	来場者数
北米（米国）※大学間交流促進プログラム	サンディエゴ	5/27～30	13大学	988人
台湾	高雄	7/19	192大学等3機関	1,637人
	台北	7/20	206大学等3機関	3,048人
インド	デリー	8/4	10大学等	1,400人
中国	香港	8/23	11大学等	350人
タイ	チェンマイ	8/29	48大学等	676人
	バンコク	8/31	86大学等3機関	2,909人
ブラジル	カンピーナス	9/10	5大学	約120人
	クリチバ	9/12	5大学	約500人
韓国	釜山	9/13	138大学等2機関	1,720人

【ＷＴ委員からのコメント】

	ソウル	9/14	156大学等 2機関	2,360人
欧州（チェコ） ※大学間交流促進プログラム	プラハ	9/17～19	13大学	476人
ミャンマー	ヤンゴン	9/30	17大学等 1機関	707人
インドネシア	スラバヤ	10/18	50大学等 4機関	1,682人
	ジャカルタ	10/19	67大学等 6機関	2,856人
中国 ※国際教育展	北京	10/25・26	25大学等 3機関	2,017人
	上海	11/1・2	24大学等 4機関	874人
ベトナム	ハノイ	11/15	81大学等 3機関	1,396人
	ホーチミン	11/16	77大学等 2機関	1,265人
バングラデシュ	ダッカ	11/22	2大学	491人
	チッタゴン	11/23	2大学	605人
マレーシア ※国際教育展	クアラルンプール	11/29・30	41大学等 2機関	3,129人
ネパール	カトマンズ	2/7	7大学	1,350人

(2)日本留学説明会実施状況

国・地域	都市	日程	来場者数
モンゴル	ウランバートル	10月11日	748人
中国	北京	3月21・22日	168人

（注）年度途中に「日本留学セミナー」から「日本留学説明会」に名称を変更した。

(3)進学説明会実施状況

都市	日程	会場	参加 大学等数	来場者数
東京	7月12日	サンシャインシティ ワールドインポートマート	184	2,536人
大阪	7月13日	グランキューブ大阪	129	1,313人

〇大学等で留学生交流に携わる関係者を対象とする情報提供

(1)大学等の留学交流担当者養成プログラムの実施

大学等において留学生交流業務に携わる教職員を対象に、我が国への留学生受入れに関する分野の専門的知識の修得及び適切な実務研修の機会を提供することを目的として、以下のとおり留学生交流実務担当教職員養成プログラムを実施した。

日程	会場	テーマ	参加者数
1月23日	東京国際交流	講演会:「グローバル人材の育成	144人

	館プラザ平成	について」	
2月27日	東京国際交流館プラザ平成	留学生交流拠点整備事業報告会 ※実施担当大学等の担当者12名が平成26年度の取り組み事例、成果等を報告	144人
3月6日	兵庫国際交流会館		110人

(2)ウェブマガジン「留学交流」の発行
留学生交流に携わる関係者向けに関連情報を掲載したウェブマガジン「留学交流」を発行した（毎月 10 日発行）。

②日本留学試験の適切な実施 日本留学試験実施の公平性及び信頼の確保に努める。海外の社会情勢の変化や、国内外の災害や大規模な事故、日本における外国人の入国管理行政の変更等がない限り、中期目標期間における応募者数の合計が、前中期目標期間における応募者数の合計を上回ることとする。 また、事業収支に継続的な欠損が生じていることから、その原因を分析し、収支改善に向けた取組を行うほか、国内外において日本留学試験の利用を促進する。	②日本留学試験の適切な実施 得点の等化・標準化、海外実施における複数問題準備、試験監督の厳正化等により、試験実施の公平性及び信頼の確保に努める。海外の社会情勢の変化や、国内外の災害や大規模な事故、日本における外国人の入国管理行政の変更等がない限り、中期目標期間における応募者数の合計が、前中期目標期間における応募者数の合計を上回ることとする。 事業の収支改善に向けた分析を行い、応募者数の増や受験料の改定による受験料収入等の増及び費用縮減に向けた取組を行う。 また、渡日前入学受入れを含め、日本留学試験の大学等の利	②日本留学試験の適切な実施 試験監督の厳正化等試験実施の公平性、信頼確保に努めるため、適正な試験問題作成及び点検を行なうとともに、実施体制等について大学等の意見聴取を行い、質の向上を踏まえた日本留学試験の実施に努める。また、国内外の教育機関等への広報の充実や試験利用校の拡大等により、年間応募者数の拡大を図る。 事業の収支改善に向けた分析に着手し、応募者数の増や受験料の改定による受験料収入等の増及び費用縮減について検討する。 また、大学等への広報を強化し、渡日前入学受入れを含め、	〈26〉 日本留学試験の実施状況 ＜主な定量的指標＞ 特になし （定量的な指標はそぐわないため） ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ －	〇適正な試験問題作成及び点検体制の強化 高等学校における学習指導要領の改訂に伴う基礎学力科目（理科、総合科目、数学）のシラバス（出題範囲）の改訂について、平成24年度に公表した改訂のスケジュールに基づき、総合科目のシラバスを改訂し、シラバス改訂版を機構ホームページで公開したほか、大学や日本語教育機関等にも周知した。 〇実施体制等の改善・強化 (1)障害をもった応募者に対応するため、平成 25 年度に引き続き、障害者と国内外の試験について造詣の深い有識者 2 名に調査員を委嘱し、障害等の理由で合理的配慮の申出があった応募者に対して、調査員の意見等を踏まえた合理的配慮の措置を講じて本試験を実施した。 (2)試験実施委託業者からの意見等を踏まえ、不正行為に厳格に対応するため、試験会場における宣伝ビラ配布等の迷惑行為を不正行為として取り扱うよう改善した。また、遅刻者への対応をより明確にするため、遅延証明書の扱いについて、試験監督等に関するマニュアルに明記した。 〇試験の利用促進のための取組状況 (1)「日本留学試験（EJU）利用のご案内」を改訂し、大学等への平成27年度の試験実施通知の際に送付したほか、文部科学省が主催する「大学入学者選抜・教務関係事項連絡協議会」で当該冊子を配付した。また、各地域の基幹大学が主催する日本留学試験地域ブロック会議等において配付・説明する等、大学等に対し、日本留学試験の利用、渡日前入学許可（※）等の取組を促した。 ※渡日前入学許可とは、外国人留学生の入学選考において、日本留学試験の成績を利用し、国外から直接出願を受け付け、入学選考のための出願者を渡日させることなく合否を判定し、入学を許可するものである。 (2)大学に対する平成27年度の試験実施通知の際に、大学院入試への活用についても検討を依頼することにより、試験の利用促進を図った。 (3)平成25年度に引き続き、「日本語学校生のための専門学校進学相談会」に参加し、当該相談会に参加した専門学校に「日本留学試験（EJU）利用のご案内」を配付するなど、専門学校に対する利用促進を図った。 (4)平成26年度末、日本留学試験利用校は708校、うち日本留学試験を利用し	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 ・適正な試験問題の作成・点検体制及び試験実施体制の改善、強化を行ったことは評価できる。 ・試験の利用と渡日前入学許可の促進を図り、「日本留学試験（EJU）利用のご案内」を作成し配布するなどの取組を実施した結果、渡日前入学許可実施校数が増加したことは評価できる。 ・平成 27 年度海外実施計画を策定するとともに、カトマンズ（ネパール）及びプネー（インド）での実施について引き続き検討したことは評価できる。	＜評定に至った理由＞ 適正な試験問題の作成・点検体制及び試験実施体制について、改善、強化を行ったことは評価できる。 また、試験の利用と渡日前入学許可の促進を図り、「日本留学試験（EJU）利用のご案内」を作成し配布するなどの取組を実施した結果、渡日前入学許可実施校数が増加したことは評価できる。 新規実施地については、平成 27 年度海外実施計画を策定するとともに、カトマンズ（ネパール）及びプネー（インド）での現地調査を行うなど、引き続き検討を行っており評価できる。 以上のことから当該評定をＢとする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞ 【ＷＴ委員からのコメント】

用促進に資する方策を検討・実施する。

　さらに、外国人留学生の受入れを推進する観点から、新たな海外における試験実施国・都市を検討する。

日本留学試験の大学等の利用促進方策を実施する。
　さらに、新たな海外における試験実施国・都市については、現地の日本留学需要及び試験実施体制を十分調査し、既存の実施国・都市の見直しも含めて、次年度の実施計画を検討する。

た渡日前入学許可実施校は131校であり、平成25年度末の96校に対して大幅に増加した。

〇海外実施に係る計画の策定状況
(1)新規実施地検討候補であるカトマンズ（ネパール）に出張し、日本留学同窓会、在ネパール日本国大使館、大学等教育機関、日本語教育関係者からの意見聴取等により、現地の日本留学事情、日本語学習状況、試験実施のためのインフラ整備状況等の現地調査を、引き続き行った。また、同じく新規実施地検討候補であるプネー（インド）に出張し、インド文部省留学生協会、在インド日本国大使館、大学等教育機関関係者からの意見聴取により、現地の日本留学事情、日本語学習状況、試験実施のための協力体制等の現地調査を行った。

(2)新たな海外における試験実施国・都市及び既存の実施国・都市の見直しを行うための検討方針及び平成 27 年度の計画を記載した「海外実施計画」を策定した。

〈27〉 年間応募者数
＜主な定量的指標＞
A：46,200 人以上
B：38,500 人以上 46,200 人未満
C：30,800 人以上 38,500 人未満
D：30,800 人未満

＜その他の指標＞
特になし

＜評価の視点＞
－

〇年間応募者数の拡大のための取組
平成 26 年度日本留学試験においては、日本語教育機関等への広報や大学等への利用促進の取組を行うとともに、海外においては、日本留学フェア等での広報、国際交流基金で研修中の外国人日本語教師に対する説明会の実施、スーパーグローバル大学等事業に採択された大学の海外事務所が実施する日本留学説明会への現地実施協力機関（インド）の参加など、関係機関や先進的な取組を行う大学と連携した広報に努めた。
また、平成 26 年度から新たに、日本留学試験を海外で受験した留学生の体験談を機構ホームページに掲載したほか、機構 Facebook で、日本留学試験の過去問題や最新情報を発信した。
これらの取組が奏功し、年間応募者数は、以下のとおり平成 26 年度目標値の 38,500 人を上回った。

〈年間応募者数〉　（単位：人）

区分	第1回	第2回	計
第2期中期目標期間における合計応募者数			219,393
(参考)平成25年度応募者数	17,566	18,364	35,930
平成26年度応募者数	18,823	19,778	38,601
第3期中期目標期間における合計応募者数			38,601

〈参考：海外実施の状況〉　（単位：人）

区分		平成26年度	(参考)平成25年度
海外実施国・地域数		14の国・地域17都市	14の国・地域17都市
海外応募者数	第1回	3,745	3,628
	第2回	2,974	3,099
	合計	6,719	6,727

〈評定〉 B

〈評定根拠〉
国内外において幅広く広報活動を実施し、年間応募者数が 38,601 人に達し、前年度を上回るとともに、平成 26 年度計画値 38,500 人を上回ったことは評価できる。

＜評定に至った理由＞
　国内外において幅広く広報活動を実施し、年間応募者数が 38,601 人に達し、前年度を上回るとともに、平成 26 年度計画値 38,500 人を上回ったことは評価できる。
　以上のことから当該評定を B とする。

＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞

＜その他事項＞

【ＷＴ委員からのコメント】

					○「平成 27 年度日本留学試験利用促進のための取組」の策定 今後の効果的な応募者数増の取組に資するために、国内外の応募者層の属性等の調査を実施し、この調査結果を分析した上で、更なる利用促進の強化を図るため、「平成 27 年度日本留学試験利用促進のための取組」を策定した。		
				〈28〉 収支改善に係る検討状況 ＜主な定量的指標＞ 特になし （定量的な指標はそぐわないため） ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ –	○収支改善に係る検討 平成 24 年度及び平成 25 年度決算等を参照し、収支の項目別、実施国・地域別の比較等、事業の収支改善に向けた現状分析を行った。 また、受験料収入の増に資するため、平成26年度日本留学試験からインド及び香港において受験料を改定した。さらに、平成27年度については、外部有識者から構成される平成26年度日本留学試験実施委員会の承認を得て、ベトナムにおいて受験料を改定することとした。	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 収支改善に向けて収支状況の現状分析を行い、また、受験料の改定によって、受験料収入の増に資する取組を行ったことは評価できる。 【ＷＴ委員からのコメント】	＜評定に至った理由＞ 収支改善に向けた収支状況の現状分析や受験料の改定等、受験料収入の増に資する取組を行ったことは評価できる。 以上のことから当該評定をＢとする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞
③日本語教育センターにおける教育の実施 日本語教育センターについては、国の留学生政策に柔軟に対応し、人材育成の観点から国際貢献に資するため、私費外国人留学生に係る学生数は抑制しつつ、国費外国人留学生や外国政府派遣留学生を	③日本語教育センターにおける教育の実施 日本語教育センターについては、国の留学生政策に柔軟に対応し、人材育成の観点から国際貢献に資するため、私費外国人留学生に係る学生数は抑制しつつ、国費外国人留学生や外国政府派遣留学生を	③日本語教育センターにおける教育の実施 国の留学生政策に柔軟に対応し、人材育成の観点から国際貢献に資するため、以下の施策を実施する。 ア 留学生及び派遣国等の多様なニーズに応じたきめ細かい教育、日本語教育のモ	〈29〉 質の高い教育の実践状況 ＜主な定量的指標＞ 特になし （定量的な指標はそぐわないため） ＜その他の指標＞ 特になし	○教材の開発 平成22年度に改訂した新カリキュラムに基づき以下の教材開発等に引き続き取り組んだ。 (1)アラビア語圏の学生のための教材開発 アラビア語圏の学生の学習背景に配慮し、基礎科目の知識を補うための教材が不足していることから、以下の対応を行った。 ①平成22年度に作成した「留学生のための理科系専門用語辞典〔数学・物理・化学・生物〕日本語−英語-アラビア語」を引き続き、授業に使用し、市販した。 ②平成24年度に作成した「物理テキスト アラビア語圏の学生のための物理（力学編）」を授業に使用し、改訂版を作成した。 ③アラビア語圏の学生の学習背景に配慮し、音声・会話を中心とした日本語初級入門教材を試用し、改訂を進めた。 (2)専修学校進学者のための教材開発	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 ・アラビア語圏の学生の学習背景に配慮した教材の作成・改訂を進めその内容を充実させたこと、また、専修学校進学者を対象とした教材や非漢字圏学生に対応した教材の改訂版を作成したことは、日本語教育のモデルとなる学習支援の観点から評価できる。 ・外国人日本語教員に対する現職研修の場として、マレーシアの教員 2 名を招聘し、日本語の指導方法について研修を行ったことは、海外における日本語教育の拡大充	＜評定に至った理由＞ 外国人留学生の多様な学習ニーズに応じ、アラビア語圏の学生の学習背景に配慮した教材の作成・改訂を進めその内容を充実させたことや非漢字圏留学生に対応した教材の改訂版の作成、また専修学校進学者を対象とした教材の改訂版を作成したことは、日本語教育のモデルとなる質の高い教育の観点から評価できる。 また、外国人日本語教員に対する現職研修として、マレーシアの教員 2 名を招聘し、日本語の指導方法について研修を行ったことは、海外における日本語教育の拡大充実につながる取組として評価できる。

	積極的に受入れ、学生及び派遣国等の多様なニーズに応じたきめ細かい教育、日本語教育のモデルとなる質の高い教育を実施するとともに、モデルとなるべきカリキュラム・教材開発等を行う。	積極的に受入れ、学生及び派遣国等の多様なニーズに応じたきめ細かい教育、日本語教育のモデルとなる質の高い教育を実施するとともに、モデルとなるべきカリキュラム・教材開発等を行う。	デルとなる質の高い教育を実践する。カリキュラム・教材開発、日本語教育機関と高等教育機関との研究協議会を開催する。また、外国人の現職日本語教員に対する研修及び教材の提供等を推進する。 東京日本語教育センターと大阪日本語教育センターの連携を強化し、効果的・効率的な事業の実施を推進する。	＜評価の視点＞ －	平成25年度に完成させた「専門学校に進学する留学生のための日本事情」の別冊教材を使用し、アンケートをとって改訂作業に着手した。 (3)基礎科目教材の開発 ①数学科 高等学校における新指導要領の実施に伴う日本留学試験のシラバス改訂に対応するため、数学教材を改訂した。 ②物理科 高等専門学校進学者等の非漢字圏の学習者を対象として作成した補助教材としての「絵を見て覚える物理用語集（力学）」を、今後の改訂に向けて試用を進めた。 (4)非漢字圏学生・理科系学生に対応した総合日本語教材の開発 ①非漢字圏学生・理科系学生に対応した総合日本語教材として平成23年度に作成した日本語中級教材7分冊（読解・聴解・文章表現・口頭表現・文法リスト・語彙リスト・漢字リスト）の改訂を進めた。 ②非漢字圏の高等専門学校進学者のための日本語副教材の作成を進めた。 なお、大学院に進学を希望する留学生のための教材『実践　研究計画作成法』（平成21年発行）、日本語初級・中級教科書、基礎科目の教科書及び『留学生のための理科系専門用語辞典』（平成23年発行）は、引き続き代理店を通じて販売を行った。 また、研究計画の実例集やクラス授業向けの補助教材、教師用指導の手引きを機構ホームページに掲載し、『実践　研究計画作成法』の活用を促進している。 〇研究協議会の開催 日本語予備教育の質の向上を図るために、進学先教育機関の留学生担当者と日本語教育機関関係者が緊密に情報交換、意見交換を行う研究協議会を、東京及び大阪で開催した。 また、成果の普及を図るため、実施概要報告を機構のホームページ上に掲載した。 〇外国人の現職日本語教員研修 マレーシア（Institute of Teacher Education, International Languages Campus及びPenang Japanese Language Society）の教員2名を招聘し、日本語の指導方法について、5日間研修を行った（平成27年2月）。 また、教員の所属機関に対し、日本語教育センター作成・使用の教材を提供し、教員所属機関における日本語教育を支援した。 〇日本語教員の海外派遣等 文部科学省からの要請により、海外の予備教育機関への日本語教師 3 名の中国派遣（平成 26 年 3 月～7 月）及び海外の予備教育機関に派遣される基礎教科教員の研修に協力した。 〇卒業者の進学率の状況	実につながる取組として評価できる。 ・進学希望者のほぼ全員が進学できたことは評価できる。 ・東京・大阪両センターの連携強化により、効果的な事業の実施及び教育の質の向上に努めたことは評価できる。	また、進学希望者のほぼ全員が進学したことは評価できる。 以上のことから当該評定をＢとする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞ 【ＷＴ委員からのコメント】

（単位：人、％）

区分	平成26年度			(参考)平成25年度		
	東京	大阪	計	東京	大阪	計
進学希望者数(A)	189	112	301	174	100	274
進学者数(B)	187	111	298	173	99	272
進学率(B/A)	98.9	99.1	99.0	99.4	99.0	99.3

〇「日本語教育センター紀要」の発行（年刊）
日本語教育センターの教育活動の成果を普及・共有することを目的として、教員による授業報告や教材作成報告のほか研究論文等をまとめた「日本語教育センター紀要　第10号」を刊行し、高等教育機関及び日本語教育関係機関等に配布した。

〇東京・大阪両センターの連携による効果的・効率的な事業の実施
効果的・効率的な事業の実施を推進するため、以下の取組を行った。

(1)学生募集活動
　東京・大阪両センターのPR等における連携を一層強化した。

(2)教材の相互活用
　カリキュラム・教材研究開発室の管理の下、教材を両センターで分担して作成するとともに、作成・改訂した教材を相互に活用するなどの連携強化を図り、両センターの教育の質の向上に努めた。

〇国際交流活動への参加等
(1)国際理解教育授業への参加状況
　地域の小・中・高校が実施する国際理解教育授業に対して、日本語教育センター在校生のほか、卒業生の参加・協力も含め、東京で延べ 138 名（2 校・3 回）、大阪で延べ 64 名（9 校・10 回）が参加した。

(2)小・中・高・大学生・社会人との交流状況
　教室で勉強するだけではなく、広く日本の文化と社会に対する理解を深めることを目的として在校生が以下のとおり国際交流大学連絡協議会交流会（SNIE）等に参加した。
　・東京：年間合計 156 件（参加者数　在校生延べ 1,606 名）
　・大阪：年間合計 55 件(参加者数　在校生延べ 815 名）

(3)ホームステイ等への参加状況
　ホームステイ受入れ団体等の協力を得て、東京では都内各所（ボランティア会員・一般家庭等）で 12 件、在校生 71 名が、また大阪では府内各所（ホストファミリー・留学生さとおやの会）2 件、在校生 45 名が参加し、それぞれ日本人との交流を図った。

		イ　私費外国人留学生の受入れを抑制しつつ、国費留学	〈30〉留学生受入れに係る取組状況 ＜主な定量的指	〇学生の受入れに係る取組 外国政府派遣留学生等の積極的な受入れを図るため、関係国大使館等と綿密な連絡を取り、センターの受入れ体制、指導、学習環境などについて積極的なアピールを行った。	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 国費留学生及び外国政府派遣留学	＜評定に至った理由＞ 　国費留学生及び外国政府派遣留学生の受入れについては、受入数及び受入数

生や外国政府派遣留学生の積極的な受入れを図る。

標＞
特になし
（定量的な指標はそぐわないため）

＜その他の指標＞
特になし

＜評価の視点＞
－

また、海外留学に注力している中東諸国からの留学生を獲得するため、平成26年10月にアラブ首長国連邦アブダビ首長国で開催された「国際教育展（Najah Fair）」に参加した。

○国費・政府派遣・私費別受入数
私費留学生の受入数は前年度を上回ったが、国費留学生及び外国政府派遣留学生の受入数の増により受入数全体の総数が増加したため、受入数全体に占める割合は抑制された。
また、国費留学生及び外国政府派遣留学生の受入れの合計については、受入数及び受入数全体に占める割合とも前年度を上回った。

〈留学生受入れ状況〉

区分		平成26年度			(参考)平成25年度		
		東京	大阪	計	東京	大阪	計
受入れ数(計)	（人）	222	140	362	175	127	302
国費留学生	（人）	89	42	131	68	37	105
	（%）	―	―	36.2	―	―	34.8
政府派留学生	（人）	56	27	83	48	14	62
	（%）	―	―	22.9	―	―	20.5
私費留学生	（人）	77	71	148	59	76	135
	（%）	―	―	40.9	―	―	44.7

〈希望教育等別受入れ〉 （単位：人、%）

区分	平成26年度				(参考)平成25年度			
	東京	大阪	計	割合	東京	大阪	計	割合
受入れ数(計)	222	140	362	―	175	127	302	―
準備教育を希望する学生	29	4	33	9.1	21	7	28	9.3
大学院進学を希望する学生	39	37	76	21.0	32	44	76	25.2
基礎教科の予備教育を希望する学生	183	103	286	79.0	143	83	226	74.8

(注)「割合」は、「受入れ数」に占める区分ごとの割合である。

〈非漢字圏からの学生数〉 （単位：人、%）

区分	平成26年度				(参考)平成25年度			
	東京	大阪	計	割合	東京	大阪	計	割合
受入れ数(計)	222	140	362	―	175	127	302	―
非漢字圏からの学生	154	82	236	65.2	128	52	180	59.6

生の受入れについては、受入数及び受入数全体に占める割合ともに平成 25 年度を上回るとともに、私費外国人留学生の受入れ割合が抑制されたことは評価できる。

全体に占める割合ともに平成 25 年度を上回っており評価できる。
以上のことから当該評定をＢとする。

＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞

＜その他事項＞

【ＷＴ委員からのコメント】

		卒業予定者に教育内容等に係る満足度に関する調査を行い、回答者の８０％以上から肯定的な評価を得られるようにする。	ウ　卒業予定者に教育内容等に係る満足度に関する調査を行い、回答者の８０％以上から肯定的な評価を得られるようにし、その調査結果を踏まえ業務の改善を図る。	<31> 卒業予定者の満足度 ＜主な定量的指標＞ A：肯定的評価の割合が 96%以上 B：肯定的評価の割合が 80%以上96%未満 C：肯定的評価の割合が 64%以上80%未満 D：肯定的評価の割合が64%未満 ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ －	○修了予定者に対するアンケート調査 日本語教育センターの教育及び教育環境改善のため、平成27年3月修了予定者に対するアンケート調査を平成27年2月に実施した。 (1)日本語教育センターに対する満足度 4段階による満足度調査で、「満足」「やや満足」と回答があったものの割合（満足度）は、以下のとおりであった。 センター名 ／ 平成26年度 ／ （参考）平成25年度 東京日本語教育センター ／ 97.5% ／ 97.0% 大阪日本語教育センター ／ 98.1% ／ 98.9% (2)個別項目に対する満足度調査 日本語の授業、日本語の教材、日本語教員、基礎科目、進路指導、課外活動、学習環境、生活サポート、交流活動、教育サービスの各項目について調査を行った結果、基礎科目を除く全ての項目で満足度は80%以上であった。 (3)平成25年度のアンケート結果を踏まえた改善 ①アラビア語圏の学生の学習背景に配慮し、基礎科目の知識を補うための教材が不足していることから、以下の対応を行った。 ・平成22年度に作成した「留学生のための理科系専門用語辞典〔数学・物理・化学・生物〕日本語−英語−アラビア語」を引き続き、授業に活用、市販した。 ・平成24年度に作成した「物理テキスト アラビア語圏の学生のための物理（力学編）」を授業に活用し、改訂版を作成した。 ・アラビア語圏の学生の学習背景に配慮し、音声・会話を中心とした日本語初級入門教材の作成に着手した。 ②平成25年度に完成した「専門学校に進学する留学生のための日本事情」の別冊教材を使用し、アンケートを行って、改訂作業に着手した。 ③非漢字圏学生・理科系学生に対応した総合日本語教材として平成23年度に作成した日本語中級教材7分冊（読解・聴解・文章表現・口頭表現・文法リスト・語彙リスト・漢字リスト）の改訂を進めた。 ④非漢字圏の高等専門学校進学者のための日本語副教材の作成に着手した。	＜評定＞ A ＜評定根拠＞ ・修了予定者のアンケート調査では学校満足度が東京・大阪ともに、目標値 80%を大きく上回っており、評価できる。 ・平成 25 年度アンケート調査結果を踏まえた改善としてアラビア語圏の学生のための教材の作成等を行ったことは評価できる。	＜評定に至った理由＞ 平成 25 年度アンケート調査結果を踏まえ、日本語教育の教材等が適切に改善されており、その結果修了予定者のアンケート調査の学校満足度が東京・大阪ともに、目標値 80%を大きく上回っており、評価できる。 以上のことから当該評定を A とする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞ 【ＷＴ委員からのコメント】

４．その他参考情報
特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報					
Ⅰ－３－（２）	留学生支援事業（２）外国人留学生に対する在学中の支援				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人日本学生支援機構法第 13 条第１項第３、６号	業務に関連する政策・施策	政策目標１３　豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進 施策目標１３　国際交流の推進	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号　0424

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等		達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度
①外国人留学生に対する学資金の支給								
②外国人留学生に対する宿舎の支援等								
(1)東京国際交流館における収支の改善状況	計画値	収支改善を図る。	—	81.6%以上				
	実績値	—	76.1%	84.1%				
	達成度	—	—	103.1%				
(2)兵庫国際交流会館における収支の改善状況	計画値	収支改善を図る。	—	92.9%以上				
	実績値	—	91.1%	87.4%				
	達成度	—	—	94.1%				
③外国人留学生等の交流推進								

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度
①外国人留学生に対する学資金の支給					
決算額（千円）	7,543,194				
従業員人数（人）	18				
②外国人留学生に対する宿舎の支援等					
決算額（千円）	1,450,952				
従業員人数（人）	6				
③外国人留学生等の交流推進					
決算額（千円）	Ⅰ－３－（２）－②に含む				
従業員人数（人）	Ⅰ－３－（２）－②に含む				

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価 業務実績	法人の業務実績・自己評価 自己評価	主務大臣による評価（案） 評定	主務大臣による評価（案） B
				＜実績報告書等参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P50～55	＜自己評価書参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P50～55		
①外国人留学生に対する学資金の支給 大学等のグローバル化を一層推進する観点から、国費外国人留学生、私費外国人留学生、及び大学間交流協定等に基づく短期留学生に対して、国や大学等との連携を密にしつつ、円滑に学資金を支給する。 国費外国人留学生の選考における審査事務等については、国と分担し、かつ、連携して適切に実施する。 私費外国人留学生に対する文部科学省外国人留学生学習奨励費については、教育機関から発生する不法残留者数等を踏まえた推薦依頼数・採用数の削減等に係る明確な基準を策定し、推薦依頼・採用にあたっては、その基準を厳格に運用する。	①外国人留学生に対する学資金の支給 大学等のグローバル化を一層推進する観点から、国費外国人留学生、私費外国人留学生、及び大学間交流協定等に基づく短期留学生に対して、国や大学等との連携を密にしつつ、円滑に学資金を支給する。 国費外国人留学生の選考における審査事務等については、国と分担し、かつ、連携して適切に実施する。 私費外国人留学生に対する文部科学省外国人留学生学習奨励費については、教育機関から発生する不法残留者数等を踏まえた推薦依頼数・採用数の削減等に係る明確な基準を策定し、推薦依頼・採用にあたっては、その基準を厳格に運用する。 私費外国人留学生及び大学間	①外国人留学生に対する学資金の支給 国費外国人留学生制度、文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度及び海外留学支援制度（短期受入れ）に係る奨学金支給業務を円滑に実施する。 国費外国人留学生の選考における審査事務については、国と分担し、かつ、連携して適切に実施する。 また、私費外国人留学生に対する文部科学省外国人留学生学習奨励費については、教育機関から発生する不法残留者数等を踏まえた推薦依頼数・採用数の削減等に係る明確な基準を導入する。 私費外国人留学生及び大	＜32＞ 外国人留学生に対する学資金支給に係る実施状況 ＜主な定量的指標＞ 特になし （定量的な指標はそぐわないため） ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ －	〇国費外国人留学生の給与支給業務 国費外国人留学生に対する給与（奨学金）等の支給業務を行った。 ・平成27年3月分（26年度）支給実績：9,581名（8,931名） ※（ ）内の人数は平成26年3月分（25年度）支給実績 〇国費外国人留学生の選考における審査事務 文部科学省と連携の上、申請書類の受付及び確認、選考審査資料の作成、国費外国人留学生選考委員会専門部会・分科会の開催、及び審査結果の文部科学省への報告等を行った。 〈国費外国人留学生選考委員会の実施状況〉 国費外国人留学生選考委員会専門部会・分科会名 ／ 日程 日本語・日本文化研修留学生及び教員研修留学生合同専門部会 ／ 6月13日 大学推薦及び国内採用・延長合同分科会 ／ 6月25日 学部留学生専門部会 ／ 10月22日 研究留学生専門部会（人文・芸術、社会科学） ／ 10月24日 研究留学生専門部会（工学・理学） ／ 10月24日 高等専門学校・専修学校留学生専門部会 ／ 10月28日 研究留学生専門部会（医学・農学） ／ 10月30日 研究留学生専門部会（国内採用・延長）※文科省が開催した選考委員会（第2回）にて審査 ／ 2月16日 〇文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度の実施 大学等に在籍する私費外国人留学生で、学業・人物ともに優れ、かつ経済的理由により修学が困難な者に対して文部科学省外国人留学生学習奨励費を以下のとおり支給した。 (1)支援内容 奨学金月額：大学院レベル65,000円 学部レベル48,000円 (2)平成26年度採用実績 8,982名（11,301名） ※（ ）内の人数は平成25年度実績。 (3)グローバル化のための重点配分 グローバル化を一層推進する観点から、大学の世界展開力強化事業（「キャンパス・アジア」中核拠点形成支援、米国大学等との協働教育創造支援、ASEAN諸国等と大学間交流形成支援、海外との戦略的高等教育連携支援（AIMSとの連携））採択校及び国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラムに採択されたプログラムに対して364名を採用した。 〇文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度に係る不法残留者数等を踏まえた推	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 ・国費外国人留学生制度に係る給与（奨学金）支給業務を円滑に実施するとともに、文部科学省と連携の上国費留学生の選考における審査事務を適切に実施したことは評価できる。 ・文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度に係る奨学金支給業務を円滑に実施するとともに、総務省からの勧告を踏まえ、「推薦依頼数・採用数の削減等に係る取扱基準」を導入したことは評価できる。 ・海外留学支援制度（短期受入れ）に係る奨学金支給業務を円滑に実施したことは評価できる。 ・文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度並びに海外留学支援制度（短期受入れ）において、グローバル化を一層進める観点から、グローバル化の取組を進める大学等に対して、奨学金を重点的に配分したことは評価できる。 【ＷＴ委員からのコメント】	＜評定に至った理由＞ 国費外国人留学生制度に係る給与（奨学金）支給業務を円滑に実施するとともに、国費留学生の選考における審査事務を適切に実施したことは評価できる。 文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度については奨学金支給業務を円滑に実施するとともに、「推薦依頼数・採用数の削減等に係る取扱基準」を導入したことは評価できる。 また、文部科学省外国人留学生学習奨励費並びに海外留学支援制度（短期受入れ）において、グローバル化を一層進める観点から、グローバル化の取組を進める大学等に対して、奨学金を重点的に配分したことは評価できる。 以上のことから当該評定をＢとする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞	

		交流協定等に基づく短期留学生への支援については、グローバル化の取組を進める大学等に対して、学資金を重点的に配分する。	学間交流協定等に基づく短期留学生への支援については、グローバル化の取組を進める大学等に対して、奨学金を重点的に配分する。		薦依頼数・採用数の削減等に係る基準の導入 総務省からの勧告「外国人の受入れ対策に関する行政評価・監視－技能実習制度等を中心として－＜結果に基づく勧告＞」（平成25年4月19日総務省）を踏まえ、平成26年度より、本制度実施のための管理体制又は事務処理が不適切な場合に対する「推薦依頼数又は採用数の削減に係る取扱基準」を導入した。 〇海外留学支援制度（短期受入れ）の実施 我が国の大学等が諸外国の大学等との学生交流に関する協定等に基づいて、諸外国の大学等に在籍している学生を、8 日以上 1 年以内の期間受け入れた場合、当該留学生に対し、以下のとおり奨学金を支給した。 (1)支援内容 奨学金月額：80,000 円 (2)平成 26 年度支援実績 ・採用者数：7,727 名（5,448 名） ・継続支援者数：1,143 名（943 名） ・平成 26 年度計：8,870 名（6,391 名） ※（ ）内の人数は平成 25 年度実績 (3)採用の内訳 ①プログラム枠として、各大学等が開設した特色ある短期留学生受入れプログラムを採択し、7,011名を採用した。 ②グローバル化を一層推進する観点から、重点枠として、大学の世界展開力強化事業に採択された43プログラムに対し、716名を採用した。		
	②外国人留学生に対する宿舎の支援等 札幌、金沢、福岡、大分の各国際交流会館については、地方公共団体や大学等への売却を進める。売却によって生じた収入については、独立行政法人通則法に則して平成 26 年度以降国庫納付する。なお、売却が完了するまでの間においても、入居者等に対して適切な配慮を行うとともに、入居率の低下や収支状況の悪化を招かないよう留意する。	②外国人留学生に対する宿舎の支援等 札幌、金沢、福岡、大分の各国際交流会館については、地方公共団体や大学等に対し条件面も含め様々な働きかけを行うことにより売却を進める。売却によって生じた収入については、独立行政法人通則法に則して平成 26 年度以降国庫納付する。なお、売却が完了するまでの間においても、入居者等への丁寧な説明や外国人留学生のための住環境の維持等に留意するととも	②外国人留学生に対する宿舎の支援等 現在、売却見込みの立っていない国際交流会館等については、文部科学省における国際交流会館等の処理方針に係る検討結果を踏まえ、適切に対応を行う。 国際交流会館等の管理運営にあたっては、外国人留学生が安心して勉学に励むため、また、外国人留学生と日本人学生による交流を促進するため、大学等の留学生等を入居させ、効果的かつ	＜33＞ 札幌、金沢、福岡、大分の各国際交流会館の売却に向けた取組状況及び運営状況 ＜主な定量的指標＞ 特になし （定量的な指標はそぐわないため） ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ －	〇札幌、金沢、福岡、大分国際交流会館の売却に向けた取組 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）平成26年度フォローアップ結果」（平成26年8月29日内閣官房行政改革推進本部事務局）により「売却交渉を進める」とされたことを受け、札幌、金沢、福岡、大分の各国際交流会館については、地方公共団体や大学等との売却交渉等を以下のとおり進めた。 (1)売却に関する協議等 平成26年9月から平成27年3月にかけて、札幌国際交流会館、金沢国際交流会館、大分国際交流会館の売却等に向け、地方公共団体や大学等と協議を行うとともに、札幌及び金沢国際交流会館については視察を実施した。 (2)各国際交流会館の不動産鑑定評価の委託 譲渡に当たっての売却価格の参考とする時価を把握することを目的として各国際交流会館の不動産鑑定評価を行うため、業務委託契約を行った（鑑定評価は平成27年度に実施予定）。 〇居室の有効利用 居室の最大限の有効利用を行うため以下の取組を行い、平成26年度における入居率は、福岡国際交流会館を除く国際交流会館で前年実績を上回るとともに、4会館平均で85.0%（前年度比15.6ポイント増）となった。 (1)平成24年度より全室「貸出方式」（※）による利用となった金沢国際交流会館に加え、新たに札幌国際交流会館についても、全室貸出し方式による居室利用を許可し、入居率100%を確保した。	＜評定＞ B ＜評定根拠＞ ・国際交流会館の売却に向けて、地方公共団体や大学等と引き続き協議等を行ったことは評価できる。 ・売却を進める間も、新たに札幌国際交流会館において全室貸出し方式による利用を行うなど、全体として前年度を上回る入居率を確保するとともに、入居者からも高い満足度を得たことは評価できる。	＜評定に至った理由＞ 札幌、金沢、福岡及び大分の各国際交流会館について、売却等に向けて、地域の大学、自治体と引き続き協議を行ったことは評価できる。また、売却を進める間も、新たに札幌国際交流会館において全室貸出し方式による利用を行うなど、全体として前年度を上回る入居率を確保するとともに、入居者からも高い満足度を得たことは評価できる。 以上のことから当該評定を B とする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞

<table>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td>に、近隣大学への積極的な働きかけを行うことにより入居率の低下や収支状況の悪化を招かないようにする。</td>
<td>効率的に運営する。</td>
<td></td>
<td>(2)福岡国際交流会館及び大分国際交流会館については、「大学推薦方式」による入居者募集を積極的に行った。

※「貸出方式」とは大学等による主体的な運営への参加を促進する観点から、大学等に対し機構が居室の一部又は全部を貸し出し、当該大学等から学生等に居室を配分する方式をいう。

〈入居率〉 （単位：%）
<table>
<tr><th>会館名</th><th>平成26年度</th><th>(参考)平成25年度</th></tr>
<tr><td>札幌国際交流会館</td><td>100.0</td><td>39.7</td></tr>
<tr><td>金沢国際交流会館</td><td>100.0</td><td>100.0</td></tr>
<tr><td>福岡国際交流会館</td><td>90.1</td><td>94.8</td></tr>
<tr><td>大分国際交流会館</td><td>76.3</td><td>62.6</td></tr>
<tr><td>平均</td><td>85.0</td><td>69.4</td></tr>
</table>

〇入居者の満足度
平成26年12月に入居者に対してアンケートを実施し、生活全般についての満足度に関して、札幌、金沢、福岡、大分の4会館で合計して以下のとおり回答を得た。

〈入居者アンケートの結果〉
<table>
<tr><th>区分</th><th>平成26年度</th><th>(参考)平成25年度</th></tr>
<tr><td>満足度に関する設問の回答者数(a)</td><td>292人</td><td>219人</td></tr>
<tr><td>回答者のうち満足と答えた者(b)</td><td>276人</td><td>205人</td></tr>
<tr><td>満足と答えた者の割合(b/a)</td><td>94.5%</td><td>93.6%</td></tr>
</table></td>
<td>【ＷＴ委員からのコメント】</td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td></td>
<td>東京国際交流館、兵庫国際交流会館については、収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として活用する。その際、国内外の優秀な学生の居住、学生間の相互理解や外国人留学生の我が国に関する理解の増進、将来につながる人的ネットワークの構築、優秀な外国人留学生の我が国での就職の支援等による定着の促進、といった点に留</td>
<td>東京国際交流館、兵庫国際交流会館については、使用料（館費）の見直しや業務委託費の削減等の多様な方策を検討・実施することにより収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として活用するため、民間に比して低廉な使用料（館費）の宿舎の提供、複数の大学等の学生が利用できる交流拠点としての活用、優秀な国内外の学生が共に居住する拠</td>
<td></td>
<td>〈34〉 東京国際交流館における収支の改善状況
＜主な定量的指標＞
A：収支比 97.9%以上
B：収支比 81.6%以上 97.9%未満
C：収支比 65.3%以上 81.6%未満
D：収支比 65.3%未満
※収支比＝収入額÷支出額×100（%）

＜その他の指標＞
特になし</td>
<td>〇東京国際交流館における収支改善に向けた取組
「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）平成 26 年度フォローアップ結果」（平成 26 年 8 月 29 日内閣官房行政改革推進本部事務局）により、「東京国際交流館及び兵庫国際交流会館は、機構が引き続き保有し、収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として活用する」とされたことを受け、今後の収支改善に向けて以下の取組を実施した。

(1)平成 27 年度以降の運営に関する調査
収支改善の方策に向けた館費の改定の検討及び入居に際しての配分方式の導入の参考にする目的で、大学に対し、館費の金額の妥当性や、配分方式を導入する場合のその時点での希望について調査した。館費を値上げする場合、家賃相場として例示した金額については、おおむね 8 割を超える賛同を得、参考として調査結果を得ることができた。調査依頼先 28 校中回答数は 27 校で、回答率は 96.4%だった。

(2)家賃改定に係る決定・通知
(1)の調査を踏まえて館費の改定を決定し、平成 27 年 3 月 5 日付けの入居者募集通知の募集要項において、152 大学・研究機関に対して館費改定の内容を通知した。

〈家賃改定の内容〉 ※いずれも平成 28 年 4 月 1 日改定予定
<table>
<tr><th colspan="2">対象学生・棟</th><th>現行の家賃</th><th>改定後の家賃</th></tr>
<tr><td>外国人留学生</td><td>単身棟 B 棟</td><td>45,000 円</td><td>45,700 円</td></tr>
</table></td>
<td>〈評定〉 B

〈評定根拠〉
・処理方針の決定を受け、今後の収支改善に向けて、平成27年度以降の運営について大学等に調査を実施し、その結果を踏まえて家賃の改定を検討・決定するとともに、居室の貸出し方法についても見直しを行ったことは評価できる。
・入居率が前年度より改善し、この結果として収支状況が改善し、年度計画値 81.6%を上回ったことは評価できる。
・入居者アンケートにおいて、高い満足度を得られたことは評価できる。</td>
<td>＜評定に至った理由＞
処理方針の決定を受け、今後の収支改善に向けて、平成 27 年度以降の運営について大学等に調査を実施し、その結果を踏まえて家賃の改定を検討・決定するとともに、居室の貸出し方法についても見直しを行ったことは評価できる。
また、入居率が前年度より改善し、この結果として収支状況が改善し、年度計画値 81.6%を上回ったことは評価できる。
以上のことから当該評定をＢとする。

＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞

＜その他事項＞</td>
</tr>
</table>

意する。

点としての活用、利用した卒業生による大学等の枠を超えた同窓会組織の構築、居住していない外国人留学生や日本人学生等を含めた交流拠点としての活用、及び拠点としての就職支援の充実、といった取組を行う。

＜評価の視点＞
－

	夫婦・家族用Ｃ棟	65,000 円	66,700 円
	夫婦・家族用Ｄ棟	75,000 円	77,400 円
日本人学生	単身棟Ａ棟	52,500 円	53,500 円
	単身棟Ｂ棟	67,500 円	68,500 円
	夫婦・家族用Ｃ棟	97,500 円	99,200 円
	夫婦・家族用Ｄ棟	112,500 円	114,200 円
研究者	単身棟Ａ棟	52,500 円	53,500 円
	単身棟Ｂ棟	67,500 円	68,500 円
	夫婦・家族用Ｃ棟	97,500 円	99,200 円
	夫婦・家族用Ｄ棟	112,500 円	114,200 円

(3)「配分方式」による利用のための意向調査
従来の「貸出方式」での利用を改め、大学等の意向に基づいて居室を配分する「配分方式」により貸出しを行うため、大学等を対象に在籍する外国人留学生・日本人学生の利用に関する意向調査を実施した。

〇平成 26 年度の収支状況及び入居率
消費税増税に伴う管理運営委託費の増加の一方で、入居率の増加による館費収入の増加及び修繕費の大幅な減少により、前年度より収支の状況が改善された。

〈東京国際交流館の収支の状況〉

区分	平成26年度	(参考)平成25年度
収入	483,417千円	464,452千円
支出	574,502千円	609,918千円
収入－支出	△91,085千円	△145,466千円
収入÷支出	84.1%	76.1%

〈東京国際交流館の入居率〉 （単位：%）

会館名	平成26年度	(参考)平成25年度
東京国際交流館	90.1	87.0

〇入居者の満足度
国際交流会館等の運営における改善・充実を図るための基礎資料を得ることを目的として、平成26年12月に入居者に対してアンケートを実施し、そのうち、生活全般についての満足度に関して、以下のとおり回答を得た。

〈入居者アンケート結果〉

区分	平成26年度	(参考)平成25年度
満足度に関する設問の回答者数(a)	591人	588人
回答者のうち満足と答えた者(b)	582人	584人
満足と答えた者の割合(b/a)	98.5%	99.3%

【ＷＴ委員からのコメント】

〈35〉 兵庫国際交流会館における収支の改善状況

〇兵庫国際交流会館における収支改善に向けた取組
「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）平成 26 年度フォローアップ結果」（平成 26 年 8 月 29 日内閣官房行政改革推進本部事務局）により、「東京国際交流館及び兵庫国際交流会館は、機構が引き続き保有し、収支改善を

〈評定〉 C

〈評定根拠〉
・処理方針の決定を受け、今後の

＜評定に至った理由＞
処理方針の決定を受け、今後の収支改善に向けて、平成 27 年度以降の運

＜主な定量的指標＞

A：収支比111.5%以上
B:収支比 92.9%以上 111.5%未満
C:収支比 74.3%以上 92.9%未満
D:収支比 74.3%未満
※収支比＝収入額÷支出額×100(%)

＜その他の指標＞
特になし

＜評価の視点＞
－

図りつつ、国際交流の拠点として活用する」とされたことを受け、今後の収支改善に向けて以下の取組を実施した。

(1)平成 27 年度以降の運営に関する調査
収支改善の方策に向けた館費の改定の検討及び入居募集に際しての配分方式の導入準備の目的で、大学に対し、館費の金額や配分方式についての考えを調査した。館費を値上げする場合、家賃相場として例示した金額については、おおむね 8 割を超える賛同を得、参考として調査結果を得ることができた。回答数は 8 校で、回答率は100%だった。

(2)家賃改定に係る決定・通知
(1)の調査を踏まえて館費の改定を決定し、平成 27 年 3 月 5 日付けの入居者募集通知の募集要項において、26 大学等に対して館費改定の内容を通知した。

〈家賃改定の内容〉

対象棟	現行の家賃	改定後の家賃	改定日
単身棟	37,500 円	35,000 円	平成 27 年 4 月 1 日
夫婦棟	40,500 円	42,700 円	平成 28 年 4 月 1 日

(3)配分方式による利用のための意向調査
従来の「貸出方式」での利用を改め、大学等の意向に基づいて居室を配分する「配分方式」により貸出しを行うため、大学等を対象に在籍する外国人留学生・日本人学生の利用に関する意向調査を実施した。

〇平成 26 年度の収支の状況及び入居率
国際交流会館等の処理方針が未定だった上半期の入居率の低下に伴う館費収入の減少及び消費税増税に伴う管理運営委託費の増加の影響により、前年度より収支の状況が若干悪化した。

〈兵庫国際交流会館の収支の状況〉

区分	平成26年度	(参考)平成25年度
収入	72,154千円	73,510千円
支出	82,570千円	80,685千円
収入－支出	△10,416千円	△7,175千円
収入÷支出	87.4%	91.1%

〈兵庫国際交流会館の入居率〉 (単位:%)

会館名	平成26年度	(参考)平成25年度
兵庫国際交流会館	73.3	79.8

(注)国際交流会館等の処理方針が決定した平成 26 年 8 月までの平均入居率は63%だったが、9 月～3 月の平均入居率は 80%と回復した。

〇入居者の満足度
国際交流会館等の運営における改善・充実を図るための基礎資料を得ることを目的として、平成26年12月に入居者に対してアンケートを実施し、そのうち、生活全般についての満足度に関して以下のとおり回答を得た。

収支改善に向けて、平成 27 年度以降の運営について大学等に調査を実施し、その結果を踏まえて家賃の改定を検討・決定するとともに、居室の貸出し方法についても見直しを行ったことは評価できる。
・入居率が前年度を下回り、この結果収支状況が悪化し、年度計画値 92.9%を下回っており、今後の改善に向けた対策が求められる。
・入居者アンケートにおいて、高い満足度を得られたことは評価できる。

＜今後の改善策等＞
入居率の改善を図ることにより、収支を改善する。

営について大学等に調査を実施し、その結果を踏まえて家賃の改定を検討・決定するとともに、居室の貸出し方法についても見直しを行ったことは評価できる。
一方、入居率が前年度を下回り、この結果収支状況が悪化し、年度計画値92.9%を下回っていることから、今後の改善に向けた対策が求められる。
以上のことから当該評定をＣとする。

＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞
入居率の改善を図り、収支を改善することが求められる。

＜その他事項＞

【ＷＴ委員からのコメント】

〈入居者アンケート結果〉

区分	平成26年度	(参考)平成25年度
満足度に関する設問の回答者数(a)	148人	147人
回答者のうち満足と答えた者(b)	145人	144人
満足と答えた者の割合(b/a)	98.0%	98.0%

〈36〉 東京国際交流館、兵庫国際交流会館における国際交流拠点としての活用に係る実施状況

＜主な定量的指標＞
特になし
（定量的な指標はそぐわないため）

＜その他の指標＞
特になし

＜評価の視点＞
－

〇東京国際交流館における国際交流活動
東京国際交流館の施設を利用し、次のプログラムを実施した。

プログラム名		内容等	日程	使用施設
講演会「国際塾」	第30回	桜の開花と天気予報	4月19日	国際交流会議場
	第31回	歌舞伎とあそぶ	7月12日	国際交流会議場
	第32回	お･も･て･な･し を学ぼう！	11月15日	メディアホール
	第33回	いわき市における震災復興への取り組みと現状、そして未来へ	2月21日	国際交流会議場
入居者による交流研究発表会・国際理解ワークショップ	第44回	What is MY STUDY?	5月31日	メディアホール
	第45回	What is MY STUDY?	6月21日	メディアホール
	第46回	国際理解ワークショップ（ヨーロッパ編）	10月4日	メディアホール
	第47回	What is MY STUDY?	1月24日	メディアホール
＊国際理解ワークショップは交流研究発表会の一環として実施している				
国際交流フェスティバル			8月16日	国際交流会議場等
文化・芸術展		国際研究交流大学村フォトコンテスト	10月28日～11月9日	プラザ平成
日本文化紹介プログラム		お正月交流会	1月11日	交流広場等
バザー			5月24日 10月18日	日本語研修室等
国際シンポジウム		グローバル人材育成のために日本語教育が果たす役割	12月13日	国際交流会議場
＊武蔵野大学との共催により実施				

〇兵庫国際交流会館における国際交流活動
兵庫国際交流会館の施設等を利用し、次のプログラムを実施した。

プログラム名		内容等	日程	使用施設
入居者による交流研究発表会	第1回	What is MY STUDY?	1月17日	兵庫国際交流会館多目的ホール
文化・芸術展		文化祭・音楽交流イベント	11月16日	兵庫国際交流会館多目的ホール等
スキーイベント			2月28日	兵庫県養父市

〈評定〉 B

〈評定根拠〉
東京国際交流館及び兵庫国際交流会館における国際交流拠点としての活用に向け、各施設等を利用し、国際塾、交流研究発表会及び国際理解ワークショップを含め、様々なプログラムの国際交流活動を実施したことは評価できる。

＜評定に至った理由＞
　東京国際交流館及び兵庫国際交流会館における国際交流拠点としての活用に向け、各施設等を利用し、講演会やシンポジウムに加え交流研究発表会及び国際理解ワークショップ等様々なプログラムの国際交流活動を実施したことは評価できる。
　以上のことから当該評定をＢとする。

＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞

＜その他事項＞

【ＷＴ委員からのコメント】

	外国人留学生のための大学等の宿舎を安定的に確保するため借り上げ宿舎支援事業を行う。	外国人留学生に対する借り上げ宿舎を支援する事業については、私費外国人留学生への学資金の支給との連携を図り、適切に実施する。	また、文部科学省学習奨励費給付制度等と連携しつつ、留学生借り上げ宿舎支援事業を実施する。	〈37〉 留学生借り上げ宿舎支援事業の実施状況 ＜主な定量的指標＞ 特になし （定量的な指標はそぐわないため） ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ –	○留学生借り上げ宿舎支援事業の実施 文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度及び海外留学支援制度（短期受入れ）と連携し留学生借り上げ宿舎支援事業を実施した。 ①文部科学省外国人留学生学習奨励費受給者等支援 延べ 128 校 2,376 戸 155,839 千円 ②海外留学支援制度（短期受入れ）支援 延べ 12 校 82 戸 5,453 千円 ③ホームステイ支援 延べ 31 校 248 世帯 4,797 千円 ○「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）の指摘への対応 法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直しとして求められた不正受給、不正使用を防ぐための方策等について以下のとおり実施した。 (1)平成 25 年度に策定した経理書類調査計画をもとに、前年度に支援金を交付した大学等の一部を無作為に抽出し、本事業に係る経理書類（帳簿、証憑書類）を提出させて調査を実施するとともに、支援金の取扱等に関する Q&A を充実させた上で公開すること等により交付した大学等における適正処理を促す取組を実施した。 (2)不正受給等に対する制裁措置の導入に向けて、実施規程を改正し、募集停止措置に係る取扱基準を策定した。	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 ・文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度及び海外留学支援制度（短期受入れ）と連携した留学生借り上げ宿舎支援事業を円滑に実施したことは評価できる。 ・経理書類調査の実施等により、支援金を交付した大学等における適正処理を促す取組を実施したことは評価できる。 【ＷＴ委員からのコメント】	＜評定に至った理由＞ 文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度及び海外留学支援制度（短期受入れ）と連携した留学生借り上げ宿舎支援事業を円滑に実施したことは評価できる 閣議決定を受け、経理書類調査の実施等により、支援金を交付した大学等における適正処理を促す取組を実施したことは評価できる。 以上のことから当該評定をＢとする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞
	③外国人留学生等の交流推進 外国人留学生と日本人学生等との交流推進・相互理解の促進を図るための事業を実施する。	③外国人留学生等の交流推進 外国人留学生と日本人学生等との交流推進・相互理解の促進を図るための事業を実施する。	③外国人留学生等の交流推進 国際交流会館等において、外国人留学生と日本人学生、地域住民等との交流推進・相互理解の促進を図るための事業を実施する。	〈38〉 国際交流事業の実施状況 ＜主な定量的指標＞ 特になし （定量的な指標はそぐわないため） ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ –	○留学生地域交流事業の実施 外国人留学生の受入れ環境を整備し、留学生交流を促進するために、公益財団法人中島記念国際交流財団からの資金を基に、外国人留学生と日本人学生、地域住民等との相互理解を図るため「留学生地域交流事業」を実施した。 平成26年度は、一般公募により36事業を支援した。 【ＷＴ委員からのコメント】	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 外国人留学生と日本人学生、地域住民等との交流推進・相互理解の促進を図るための事業として、「留学生地域交流事業」を適切に実施し、一般公募の 36 事業を支援したことは評価できる。	＜評定に至った理由＞ 外国人留学生と日本人学生、地域住民等との交流推進・相互理解の促進を図るための事業として、「留学生地域交流事業」を適切に実施し、一般公募の 36 事業を支援したことは評価できる。 以上のことから当該評定をＢとする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞

４．その他参考情報
特になし

様式４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報					
Ⅰ－３―（３）	留学生支援事業（３）外国人留学生に対する卒業・修了後の支援				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人日本学生支援機構法第 13 条第１項第７号	業務に関連する政策・施策	政策目標１３　豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進 施策目標１３　国際交流の推進	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号　0428

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等		達成目標	前中期目標期間最終年度値	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
	計画値							
	実績値							
	達成度							

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
決算額（千円）	80,342				
従事人員数（人）	1				

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価 業務実績	法人の業務実績・自己評価 自己評価	主務大臣による評価（案） 評定	主務大臣による評価（案） B
日本への留学が魅力的なものとなるよう、大学や関係機関との連携の下で外国人留学生が卒業・修了した後の就職支援や帰国後のフォローアップを行う。	①　外国人留学生に対する就職支援 日本への留学が魅力的なものとなるよう、国内での就職を希望する外国人留学生の就職支援を関係機関等と連携して行う。	①　外国人留学生に対する就職支援 国内での就職を希望する外国人留学生に対する就職支援として、大学等の教職員等を対象とした就職指導に関するガイダンスや、外国人留学生を対象とした日本企業への就職に関する情報提供を外国人雇用サービスセンター等の関係機関等と連携して行う。	〈39〉外国人留学生に対する就職支援の実施状況 ＜主な定量的指標＞ 特になし （定量的な指標はそぐわないため） ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ －	＜実績報告書等参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P57～58 〇就職指導に関するガイダンスの実施 「全国キャリア・就職ガイダンス」の中で、「外国人留学生のキャリア教育・就職支援についてのセッション」として組み入れて実施した。 ①日程及び会場：平成26年6月3日・東京ビッグサイト ②内容：東京外国人雇用サービスセンター及び中小企業庁による講演 ③参加者：191名 〇外国人留学生のための就活ガイドの作成 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校に在籍している外国人留学生の就職活動について、日本人学生に比べ、情報収集、準備等で遅れがちな留学生に対し、あらかじめ日本の採用制度、就職活動の手順を理解させ、それぞれのキャリアデザインに沿った就職ができるよう、「外国人留学生のための就活ガイド2016」の日本語版を作成するとともに、英語・韓国語・中国語（繁体字・簡体字）への翻訳を行い、ホームページ上に掲載し、外国人留学生の活用促進を図った。 〇Japan Alumni eNews（日本留学ネットワークメールマガジン）において東京外国人雇用サービスセンター等の関係機関と連携してセミナーやイベント等の情報提供を行った。	＜自己評価書参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P57～58 〈評定〉 B 〈評定根拠〉 ・外国人留学生に対する就職支援を強化するために、関係機関との連携のもとに、「全国キャリア・就職ガイダンス」における「外国人留学生のキャリア教育・就職支援についてのセッション」を実施したことは評価できる。 ・就活ガイドや Japan Alumni eNews（日本留学ネットワークメールマガジン）により、留学生の就職活動に関する有益な情報を提供したことは評価できる。	＜評定に至った理由＞ 外国人留学生の受け入れ環境の充実の観点から、外国人留学生に対する就職支援を強化するため、「全国キャリア・就職ガイダンス」において「外国人留学生のキャリア教育・就職支援についてのセッション」を実施したことは評価できる。 また、就活ガイドやメールマガジンにより、外国人留学生の就職活動に関する有益な情報を提供したことは評価できる。 以上のことから当該評定をＢとする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞		

【ＷＴ委員からのコメント】

		②　外国人留学生に対するフォローアップ 　帰国外国人留学生に対して、留学効果の向上に資する支援プログラムを提供する。また、帰国外国人留学生に様々な有益な情報を提供する。	②　外国人留学生に対するフォローアップ 　帰国外国人留学生に対して、留学効果の向上に資する支援プログラムとして、帰国外国人留学生短期研究制度及び帰国外国人留学生研究指導事業を実施する。また、メールマガジンを発行して外国人留学生にとって有益な、機構の留学生支援事業に関する情報、助成金団体等の情報、就職関係情報など様々な情報を提供する。	〈40〉外国人留学生に対するフォローアップの実施状況 ＜主な定量的指標＞ 特になし （定量的な指標はそぐわないため） ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ –	○帰国外国人留学生短期研究制度の実施 開発途上国・地域等から日本に留学し、現在、自国において教育、学術研究又は行政の分野で活躍している者に対し、当該大学の研究者とともに短期研究を行う機会を提供することにより実施した。 平成26年度は、29大学19か国・地域45名を採用した。 ○帰国外国人留学生研究指導事業の実施 留学を終え、自国の大学や学術研究機関で教育、研究活動に従事している帰国留学生に対し、日本における留学時の指導教員を現地に派遣し、研究指導等を実施した。 平成26年度は、7大学10名を採用した。 ○Japan Alumni eNews（日本留学ネットワークメールマガジン）の配信 機構の留学生事業、日本国内の留学関連ニュース、元留学生・元留学生会等、学術・研究・教育分野、就職関連、日本の紹介等のテーマに関する情報を、日・英2か国語で毎月配信した。 また、「Japan Alumni eNews」の普及のために、リーフレットを大学等へ送付した。平成26年度の配信数は平成25年度よりも増加した。 〈Japan Alumni eNews 配信状況〉　（単位：件） <table><tr><th>区分</th><th>平成26年度</th><th>(参考)平成25年度</th></tr><tr><td>年度最終配信日</td><td>平成27年3月10日</td><td>平成26年3月10日</td></tr><tr><td>国・地域数</td><td>172</td><td>172</td></tr><tr><td>配信数</td><td>49,800</td><td>44,814</td></tr><tr><td>年間合計配信数</td><td>574,971</td><td>529,722</td></tr></table>	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 ・帰国外国人留学生短期研究制度及び帰国外国人留学生研究指導事業を適切に実施したことは評価できる。 ・Japan Alumni eNews（日本留学ネットワークメールマガジン）の配信数が増加し、フォローアップが充実したことは評価できる。	＜評定に至った理由＞ 　帰国外国人留学生短期研究制度及び帰国外国人留学生研究指導事業により帰国外国人留学生に対するフォローアップが適切に実施されたと評価できる。 　また、メールマガジンの普及に向けた取り組みの結果、配信数が増加し、フォローアップが充実したことは評価できる。 以上のことから当該評定をＢとする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞

【ＷＴ委員からのコメント】

４．その他参考情報
特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報					
Ⅰ－３―（４）	留学生支援事業（４）日本人留学生の海外留学に関する情報提供等の充実				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人日本学生支援機構法第 13 条第１項第７号	業務に関連する政策・施策	政策目標１３　豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進 施策目標１３　国際交流の推進	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号　0428

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等		達成目標	前中期目標期間最終年度値	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
	計画値							
	実績値							
	達成度							

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
決算額（千円）	55,611				
従事人員数（人）	3				

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価 業務実績	法人の業務実績・自己評価 自己評価	主務大臣による評価（案） 評定	B
留学情報の収集・整理を行い、海外留学希望者や国内外の関係機関への情報提供を充実する。	留学情報の収集・整理を行い、海外留学希望者や国内外の関係機関への情報提供を充実する。 また、海外留学フェア等の説明会を開催するとともに、国内外の関係機関等が実施する説明会等に積極的に参加し、留学情報の提供及び留学相談を行う。	留学情報の収集・整理を行い、海外留学希望者や国内外の関係機関への情報提供を充実する。 海外留学奨学金情報について、検索システムを構築してウェブサイトで公開し、海外留学希望者に便宜を図る。 また、海外留学フェア等の説明会を開催するとともに、国内外の関係機関等が実施する説明会等に積極的に参加し、留学情報の提供及び留学相談を行う。	〈41〉海外留学に関する情報提供の実施状況 ＜主な定量的指標＞ 特になし （定量的な指標はそぐわないため） ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ －	＜実績報告書等参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P59～60 〇海外留学情報の収集・整理 海外の高等教育機関に関する情報の収集・整理の一環として、平成 26 年度はフィリピン、オランダ及びベルギーの高等教育機関に関する調査を実施した。 ※調査により得られた情報は、海外の高等教育機関に関する情報提供として平成 27 年度中にホームページに反映する。 〇ホームページ等による情報提供の充実 (1)「海外留学支援サイト」の開設・運営 これまで機構ホームページ等で提供していた海外留学に関する情報をとりまとめ、利用者が必要とする情報を容易に探すことのできる「海外留学支援サイト」として新たに構築し公開した（平成 27 年 3 月）。 〈海外留学情報ホームページアクセス件数〉 平成26年度：2,177,728件 (参考)平成25年度：1,969,383件 前年度比：10.6%増 （注）平成 26 年度については、機構ホームページのアクセス件数（平成 26 年 4 月～平成 27 年 2 月）と海外留学支援サイトのアクセス件数（平成 27 年 3 月）の合計値。 (2)「海外留学奨学金検索システム」の運用 海外留学に関する奨学金情報を検索できる「海外留学奨学金検索システム」を運用した。 〈海外留学奨学金検索システムアクセス件数〉 平成26年度：52,795件 (参考)平成25年度：― (3)SNS の利用〔再掲〕 留学生事業部の公式Facebookを立ち上げ（平成26年12月）、ホームページに掲載した海外留学に関する最新情報を発信した。 〈留学生事業部 Facebook ファン数〉 平成26年度：1,863件 (参考)平成25年度：― （注）Facebook のファン数については、年度末時点の件数を表す。 〇出版物の作成 「私がつくる海外留学」（総合案内書）及び「海外留学奨学金パンフレット」（奨学金一覧）を作成、説明会で配付するとともに、大学、関係機関等にも	＜自己評価書参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P59～60 〈評定〉 B 〈評定根拠〉 ・海外の高等教育機関調査を実施したことは評価できる。 ・海外留学情報を取りまとめた「海外留学支援サイト」を構築するとともに、「海外留学奨学金検索システム」を運用し、利用者の利便性を高めたことは評価できる。 ・海外留学の総合案内を作成し、ホームページにも掲載する等、海外留学の基礎情報の普及に努めたことは評価できる。 ・「海外留学フェア」とあわせて「海外留学説明会」を実施し海外留学情報や留学経験者の経験談等を提供するとともに、他機関の催しにも積極的に参加する等、幅広く情報提供を行ったことは評価できる。	＜評定に至った理由＞ 海外留学情報を取りまとめた「海外留学支援サイト」を構築するとともに、「海外留学奨学金検索システム」を運用し、利用者の利便性を高めたことは評価できる。 また、「海外留学フェア」とあわせて「海外留学説明会」を実施し海外留学情報や留学経験者の経験談等を提供するとともに、他機関の催しにも積極的に参加する等、幅広く情報提供を行ったことは評価できる。 以上のことから当該評定をＢとする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞	【ＷＴ委員からのコメント】

提供し、海外留学情報の普及に努めた。また、インターネットで利用できるよう、ホームページに掲載した。

出版物名	内容		作成部数
私がつくる海外留学	留学総合案内冊子	和文	6,000部
海外留学奨学金パンフレット	海外留学のための奨学金一覧	和文	6,000部

〇海外留学フェア等の開催
留学希望者が効果的に留学準備を進められるように、在日外国公館や試験実施機関等のブース参加を得て、諸外国の教育制度、留学手続き、生活一般等の正確な情報を提供する「海外留学フェア」を東京で開催した（来場者数：443名）。
また、海外留学奨学金の説明や海外留学経験者の経験談を中心とした小規模のセミナー、「海外留学説明会」を、札幌、東京、名古屋、大阪において合計6回実施した。

〇国内外で他機関が実施する説明会等への積極的参加
在日外国公館や大学等が主催する留学フェアやイベント等に計17回参加し、海外留学に関する情報提供を行った。

４．その他参考情報

特になし

様式４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報					
Ⅰ－３－（５）	留学生支援事業（５）日本人留学生に対する学資金の支給				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人日本学生支援機構法第 13 条第１項第２号	業務に関連する政策・施策	政策目標１３　豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進 施策目標１３　国際交流の推進	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号　0425

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等		達成目標	前中期目標期間最終年度値	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
	計画値							
	実績値							
	達成度							

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
決算額（千円）	4,437,991				
従事人員数（人）	21				

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価 業務実績	法人の業務実績・自己評価 自己評価	主務大臣による評価（案） 評定：B
大学間交流協定等に基づく短期留学や大学間コンソーシアムによる交流を行う日本人留学生及び諸外国の大学等で学位取得を目指す日本人留学生に対して、学資金を支給する。 さらに、意欲と能力のある若者全員に留学機会を与えるため、官民が協力した新たな仕組みにより、経済的負担を軽減するための学資金を支給し、日本人留学生の海外留学を促進する。なお、実施に当たっては民間企業等からの寄附金を募り、計画的に運営する。	大学間交流協定等に基づく短期留学や大学間コンソーシアムによる交流を行う日本人留学生及び諸外国の大学等で学位取得を目指す日本人留学生に対して、学資金を支給する。 さらに、意欲と能力のある若者全員に留学機会を与えるため、官民が協力した新たな仕組みにより、経済的負担を軽減するための学資金を支給し、日本人留学生の海外留学を促進する。なお、実施に当たっては民間企業等からの寄附金を募り、計画的に運営する。	大学間交流協定等に基づく短期留学や大学間コンソーシアムによる交流を行う日本人留学生及び諸外国の大学等で学位取得を目指す日本人留学生を対象として、海外留学支援制度（短期派遣・長期派遣）に係る奨学金支給業務を円滑に実施する。 さらに、意欲と能力のある日本人留学生の海外留学を促進するため、新たに創設する官民協働海外留学支援制度により、経済的負担を軽減するための奨学金を支給する日本人留学生の選考及びその支給事務を円滑に実施する。なお、実施に当たっては民間企業等からの寄附金を募り、計画的に運営する。	〈42〉日本人留学生に対する学資金支給に係る実施状況 ＜主な定量的指標＞ 特になし （定量的な指標はそぐわないため） ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ －	＜実績報告書等参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P61～63 〇海外留学支援制度（短期派遣）の実施 我が国の大学等が諸外国の大学等との学生交流に関する協定等に基づいて、我が国の大学等に在籍している学生を、8 日以上 1 年以内の期間、諸外国の大学等に派遣する場合、当該派遣留学生に対し、以下のとおり奨学金を支給した。 (1)支援内容 奨学金月額：60,000 円～100,000 円 （留学先地域により異なる） (2)平成 26 年度支援実績 ・採用者数：16,741 名（9,592 名） ・継続支援者数：1,439 名（1,529 名） ・平成 26 年度計：18,180 名（11,121 名） ※（ ）内の人数は平成 25 年度実績 (3)採用の内訳 ①プログラム枠として、各大学等が開設した特色ある短期留学生派遣プログラムを採択し、13,247 名を採用した。 ②グローバル化を一層推進する観点から、重点枠として以下のとおり採用した。 | 区分	採択プログラム数	支給プログラム数	採用者数
---	---	---	---
大学の世界展開力強化事業	44	42	657 人
グローバル人材育成推進事業	54	52	2,004 人
スーパーグローバル大学創成支援	73	69	833 人	 （注）採択後の辞退により、採択プログラム数と支給プログラム数に差が生じている。 〇海外留学支援制度（長期派遣）の実施 諸外国の大学等で修士・博士の学位取得を目指す日本人留学生に対して以下のとおり学資金の支給を行った。 (1)支援内容 ・奨学金月額：89,000 円～148,000 円 ・授業料実費（上限 2,500,000 円）	＜自己評価書参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P61～63 〈評定〉 B 〈評定根拠〉 ・海外留学支援制度（短期派遣・長期派遣）に係る奨学金支給業務を円滑に実施したことは評価できる。 ・寄附金を募り、民間の力を活用して新たな海外留学支援制度を創設し、各コースの選考・採用、円滑に実施し、意欲と能力のある日本人留学生を海外に派遣したことは評価できる。	＜評定に至った理由＞ 海外留学支援制度（短期派遣・長期派遣）に係る奨学金支給業務を円滑に実施したことは評価できる。 また官民が協力した新たな海外留学支援制度「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～」を創設し、各コースの選考・採用、円滑に実施し、意欲と能力のある日本人留学生を海外に派遣したことは評価できる。 以上のことから当該評定をＢとする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞ 【ＷＴ委員からのコメント】

(2)平成 26 年度支援実績
・採用者数:136 名(43 名)
・継続支援者数:118 名(126 名)
※( )内の人数は平成 25 年度実績

〇官民協働海外留学支援制度の創設・実施
経済団体、支援企業、教育機関関係団体及び自治体全国組織等の代表から構成されるグローバル人材育成コミュニティ協議会の下、民間の知見と支援を活用し、実社会で求められる資質・能力の育成を社会全体で集中的に支援するための官民が協力した新たな海外留学支援制度として、「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム～」を創設し、以下のとおり派遣留学生の募集・選考を行い、採用者を支援した。

(1)支援内容(大学等の場合)

奨学金(月額)	留学地域により区分: 20万円、16万円、14万円、12万円
留学準備金	事前・事後研修参加費: 参加のための国内旅費の一部
	往復渡航旅費: 留学のための渡航旅費の一部 10万円(アジア地域)、20万円(アジア地域以外)
授業料	留学先における授業料相当額: ・1年以内の留学 ・・・上限金額 30万円 ・1年を超える留学・・・上限金額 60万円

(2)平成26年度採用実績
民間選考委員(産業界関係者)及び専門選考委員(学識経験者・関係行政機関の職員)による書面審査、面接審査を経て、これら選考委員により構成される選考委員会において審議を行い、以下のとおり派遣留学生を採用した。
なお、選考に当たっては、支援企業の人事・採用担当者が書面、面接審査を実施し、産業界が求める人材を選抜した(民間選考委員:[第1期]24社(36人)、[第2期]47社(80人))。

①平成26年度(第1期)派遣留学生
・申請:1,700人(221校)
・採用:323人(106校)

〈コース別内訳〉

コース名	申請者数	採用者数
自然科学系、複合・融合系人材コース	517人	159人
新興国コース	341人	44人
世界トップレベル大学等コース	329人	61人
多様性人材コース	513人	59人

②平成27年度前期（第2期）派遣留学生
・申請：784人（173校）
・採用：256人（110校）

〈コース別内訳〉

コース名	申請者数	採用者数
自然科学系、複合・融合系人材コース	270人	119人
新興国コース	92人	18人
世界トップレベル大学等コース	134人	43人
多様性人材コース	288人	76人

(3)高校生コース及び地域人材コースの募集等

①高校生を対象として、平成27年6月から平成28年3月末の間に留学が開始される計画を支援する「高校生コース」の募集を行った。
・募集期間 ： 平成27年1月9日～3月2日
・応募状況 ： 514人（218校）
※採否決定 ： 平成27年5月中下旬

②地域の活性化に貢献し、地域に定着する意欲のある学生を対象に、地域内でのインターンシップを組み合わせた留学を支援する「地域人材コース」を創設し、平成27年度後期（第3期）派遣の対象として7の地域事業（申請地域数：11地域）を採択した（地域グローバル人材育成事業を実施する地域協議会に対して、地域事業に要する経費の一部を交付することにより、採択された地域の産学官の連携を促進）。
[平成27年度採択地域事業]
栃木県、三重県、岡山県、徳島県、大分県、熊本県、沖縄県

					（平成27年3月23日現在） (4)審査業務 審査業務の実施に当たっては、外部業者によるクラウド型採用支援等ソフトウェアサービスを活用し、学生、審査員（民間審査委員等）、学校及び機構の間の連携を円滑かつ効率的に進めることにより、その確実な実施を図った。 (5)寄附金募集活動 本事業実施のため、平成26年度は機構幹部及びグローバル人材育成部並びに文部科学省幹部等により約200の民間企業等に対して企業訪問を行うなどの寄附金募集活動を行い、141社・団体からの支援の決定を受け、法人・個人合わせて計2,398,130,995円の寄附金収入があった。		

４．その他参考情報
特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報					
Ⅰ－３－（６）	留学生支援事業（６）日本人留学生に対する留学前後の支援				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人日本学生支援機構法第 13 条第１項第２号	業務に関連する政策・施策	政策目標１３　豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進 施策目標１３　国際交流の推進	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号　0425

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等		達成目標	前中期目標期間最終年度値	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
	計画値							
	実績値							
	達成度							

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
決算額（千円）	小項目Ⅰ－３－（５）に含む。				
経常費用（千円）	小項目Ⅰ－３－（５）に含む。				

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価 業務実績	法人の業務実績・自己評価 自己評価	主務大臣による評価（案） 評定	主務大臣による評価（案） B
官民が協力した新たな仕組みによる学資金の受給者等に対し、留学による効果 を高めるため、留学前･留学後の研修等を実施する。	官民が協力した新たな仕組みによる学資金の受給者等に対し、留学による効果を高めるため、留学前･留学後の研修等を実施する。	留学による効果を高めるため、新たに創設する官民協働海外留学支援制度の奨学金の受給者等に対して、留学前･留学後の研 修等を実施す る。	<43>日本人留学生に対する留学前･留学後の研修等の実施状況 ＜主な定量的指標＞ 特になし （定量的な指標はそぐわないため） ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ －	＜実績報告書等参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P64～65 〇留学前･留学後の研修 留学の効果を高めるため、留学開始前及び留学終了後の派遣留学生を対象として、事前研修･事後研修を実施した。 実施に当たっては、グローバル人材としての意識の醸成のため、支援企業の経営幹部による講演など、留学･海外経験のある社員による留学計画や留学中の活動へのアドバイスを行い、より効果的な留学機会を提供できるよう努めた。 (1)事前研修 ①目的 ･将来のグローバルリーダーとしての動機付け ･留学目的･計画の明確化 ･成長と活躍に必要な土台つくり ･派遣留学生間の連帯感と使命感の醸成 ②プログラム概要 ･産業界からグローバルに活躍するリーダーを招聘した講演 ･自分が留学期間中に意識すべきことの明確化や、日本についての理解の深化、自分の成長経験を共有するためのワークショップ ･研修を通じてブラシュアップした留学計画のプレゼンテーション　等 ③平成 26 年度開催実績 開催地域 / 開催回数 / 参加者数 東京 / 8 回 / 365 人 関西 / 3 回 / 147 人 (2)事後研修 ①目的 ･留学経験の振り返りと自己の軸の再確認 ･リーダーに向けての意識転換 ･留学機運醸成に対する意義付け ･長期的な展望の整理 ②プログラム概要 ･留学成果のグループ内での共有 ･多様な領域で活躍する若手リーダーによるパネルディスカッション ･留学で得た経験元に、派遣留学生の志を整理し、今後の活動を検討するためのワークショップ ･留学の成果と今後の活動方針についてのプレゼン	＜自己評価書参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P64～65 ＜評定＞ B ＜評定根拠＞ 支援企業と連携して事前研修･事後研修を計画的に実施するとともに、メンタリング制度により留学中の派遣留学生に対する支援も実施し、留学による効果を高めるために取り組んだことは評価できる。	＜評定に至った理由＞ 留学の効果を高めるため、留学開始前及び留学終了後の派遣留学生を対象として事前研修･事後研修を実施するとともに、メンタリング制度により留学中の派遣留学生に対する支援を実施するなど、留学による効果を高めるために取り組んだことは評価できる。 以上のことから当該評定をＢとする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞ 【ＷＴ委員からのコメント】	

					テーション　等 ③平成 26 年度開催実績 第 1 期派遣留学生のうち、平成 26 年 12 月までに帰国した派遣留学生を対象として、東京で 1 回（3 月 18 日～20　日）、事後研修を実施した（参加者数　43 名）。 ※平成 27 年度以降は年間 3 季に分け、順次開催予定。 〇メンタリング制度 留学中においても、アドバイザーとして、留学生活上の様々な悩みについて相談を受け、派遣留学生のモチベーションの状態を把握しながら寄り添って考える「メンター」を支援企業の留学経験者・海外勤務経験者から募り、希望する学生（メンティー）に対して一人のメンターを指定し、相談等に応じた。 ①目的 ・留学計画の実践サポートによる学生の成長の促進 ・留学中のモチベーションの維持（メンタルダウンの予防） ②実施形態 メンターとメンティーの 1 対 1 のコミュニケーションを、原則としてインターネット通話により行う（月　1　回程度）。メンターは、メンタリング実施状況に関する月次レポートを事務局へ送信する。 ③平成 26 年度活動実績 ・メンター数：17 名 ・メンティー数：44 名		

４．その他参考情報
特になし

様式４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報					
Ⅰ－４―（１）	学生生活支援事業（１）学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供の充実				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人日本学生支援機構法第 13 条第１項第８、９号	業務に関連する政策・施策	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等		達成目標	前中期目標期間最終年度値	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
	計画値							
	実績値							
	達成度							

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
決算額（千円）	69,286				
従事人員数（人）	6				

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価（案）	
				業務実績	自己評価	評定	B
				＜実績報告書等参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P66～67	＜自己評価書参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P66～67		
大学等の学生生活に関する調査、分析、情報提供を実施するとともに、大学等における先進的な取組の共有に資するため、大学等における学生支援の問題の把握・分析等を実施する。	大学等における学生生活の実態の調査、分析、情報提供を実施する。 また、各大学等における学生生活支援の取組について調査、分析、情報提供を実施し、その実態や課題を把握するとともに、先進的な取組についての大学等間での共有に資するよう、情報提供等の改善に努める。	大学等における学生生活の実態について把握するため、学生生活調査を実施する。 また、平成25年度に実施した「大学等における学生支援の取組状況に関する調査」について、専門家の協力を得て、各大学等における学生生活支援の取組状況の実態や課題、先進的な事例等を分析するとともに、結果の利活用の改善に資するよう、情報提供を行う。 さらに、学生生活調査や大学等における学生支援の取組状況に関する調査等の結果を踏まえ、各大学等に生じている喫緊の課題の解決に向けた先進事例等を紹介するセミナーを実施する。	＜44＞ 学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供の実施状況 ＜主な定量的指標＞ 特になし （定量的な指標はそぐわないため） ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ －	○「学生生活調査」〔再掲〕 学生の経済状況等を把握するため、全国の大学、短期大学、大学院の学生を対象として、隔年で実施している。 平成 26 年度は、学生生活調査実施検討委員会による審議を踏まえ調査項目の追加を行い、平成 26 年 11 月に調査を実施した。 ［平成 26 年度学生生活調査の主な変更点］ ①国立教育政策研究所との共同による「大学生等の学習状況に関する調査」を追加した（学生等の経済状況と学習状況との関連を分析予定）。 ②文部科学省の「産業界ニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業【テーマB】」の全国的なインターンシップ推進組織として、大学生等のインターンシップの経験に関する調査項目を追加した。 ○「大学等における学生支援の取組状況に関する調査（平成 25 年度）」 大学、短期大学、高等専門学校における学生支援の取組状況について調査し、学生支援に関するニーズを把握するため実施しており、平成 25 年度は、不登校の学生に対する取組などを調査項目に追加し、調査を実施した。 平成 26 年度は、外部有識者の協力を得て調査領域ごとに調査結果を分析した。また、生活支援領域において特色ある取組を類型化して紹介し、就職・キャリア領域においてインターンシップの先進的な取組を紹介した分析資料（冊子）を作成した上で、平成 26 年 12 月に集計結果と併せて公表した。 公表については、従前は、集計結果の機構ホームページへの掲載と分析資料（冊子）の学校への配付により行っていたものを、今回は新たに、①文部科学省記者クラブへの集計結果・分析資料の配付、②分析資料の機構ホームページへの掲載を加えることにより、調査結果の利活用の改善を図った（公表後、新聞記事等につき 6 件の取材・引用があった）。	＜評定＞ B ＜評定根拠＞ ・学生生活調査については、今回新たに大学生等の学習状況と経済状況との関連を分析するために、国立教育政策研究所との共同により「大学生等の学習状況に関する調査」を追加したことなどは評価できる。 ・「大学等における学生支援の取組状況に関する調査」を行い、大学等による特色ある取組事例を紹介するとともに、新たに報道発表や分析資料の公表を行い、調査結果の利活用の改善を図ったことは評価できる。 ・学生生活のリスクにかかる喫緊の課題についてセミナーを開催し、大学等からの参加者より高い満足度を得られたことは評価できる。	＜評定に至った理由＞ 学生生活調査については、今年度「大学生等の学習状況に関する調査」や大学生等のインターンシップの経験に関する調査項目を追加するなど大学生等の学習状況と経済状況との関連を分析する取り組みを行ったことは評価できる。また「大学等における学生支援の取組状況に関する調査」を行い、大学等による特色ある取組事例を紹介するとともに、新たに報道発表や分析資料の公表を行い、調査結果の利活用の改善を図ったことは評価できる。 また、学生生活のリスクにかかる喫緊の課題についてセミナーを開催し、悪質な商法による被害の防止を図り、消費者教育を推進していくため、学生における消費者被害の現状や消費者教育の先進事例の紹介し、大学等からの参加者より高い満足度を得られたことは評価できる。 以上のことから当該評定をＢとする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞
						【ＷＴ委員からのコメント】	

					○「平成26年度 学生生活にかかるリスクの把握と対応に関するセミナー～悪質商法の被害の現状と対策～」の開催 インターネットでの勧誘によるマルチ商法など、複雑化、多様化した悪質な商法による被害が問題になっていることを踏まえ、こうした悪質な商法による被害の防止を図り、消費者教育を推進していくため、学生における消費者被害の現状や消費者教育の先進事例の紹介を行うセミナーを以下のとおり開催した。 ①対象者：大学等の理事・副学長、学生支援に携わる教職員等 ②日程：平成 27 年 1 月 27 日 ③会場：東京国際交流館プラザ平成 ④参加者数：317 人 ⑤参加校数：248 校 ⑥満足度：95.1% 大学等の関係者が多数参加し、今後学生をサポートするための教育と支援体制つくりのプランニングに大いに参考になった等の意見が多く寄せられた。		

４．その他参考情報
特になし

様式４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報					
Ⅰ―４―（２）	学生生活支援事業（２）障害のある学生等に対する支援の充実				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人日本学生支援機構法第 13 条第１項第８、９号	業務に関連する政策・施策	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等		達成目標	前中期目標期間最終年度値	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
	計画値							
	実績値							
	達成度							

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
決算額（千円）	106,507				
従事人員数（人）	10				

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価 業務実績	法人の業務実績・自己評価 自己評価	主務大臣による評価（案） 評定	主務大臣による評価（案） B
障害のある学生等、固有のニーズのある学生の支援に資するための情報の収集・分析・提供を行うとともに、障害学生支援の体制整備の促進や、先進的な事例の収集・分析・提供等を図る。	大学等における障害のある学生に対する支援の充実に資するよう、現在の大学等全体の課題の調査、分析、情報提供を行う。 さらに、先進的な事例の収集・分析・提供、教職員の支援能力の向上を図る事業の実施に加えて、障害学生支援の体制整備を促進する事業や調査研究の充実を図る。 また、学生等のメンタルヘルスについても、学内外の連携など学生支援の充実、強化に必要な支援事業を実施する	障害のある学生等、固有のニーズのある学生に対する大学等の支援の充実を図るため以下の施策を実施する。 ① 障害のある学生の修学支援に関する実態調査について、調査項目や分析の改善・充実を図るとともに、各大学等の取組や合理的配慮の事例収集を実施する。	〈45〉障害のある学生の修学支援に関する実態調査・分析等の充実のための取組状況 ＜主な定量的指標＞ 特になし （定量的な指標はそぐわないため） ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ –	＜実績報告書等参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P68～71 〇「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」の実施 障害のある学生の今後の修学支援に関する方策を検討する上で、全国の大学、短期大学及び高等専門学校における障害学生の状況及びその支援状況について把握し、障害学生の修学支援の充実に資する目的で、毎年実施している。 平成 26 年度は「支援体制・活動や取組」に関する設問の見直しを以下のとおり行い、調査結果を平成 27 年 3 月に公表した（回収率 100%）。 [調査項目の見直し] ① 障害学生が支援の申出を相談するための窓口が設けられているか、また、学生にその存在が周知されているかどうかについて把握するため、「障害学生の相談受付窓口」に関する設問を追加した。 ② 「修学支援情報の公開（ホームページ）」について、公開の有無のみを調査していたものを具体的な公開事項に関する設問を追加した。 ③ 「障害学生に対する就職支援やキャリア教育支援」について、実施の有無のみ調査していたものを自由記述欄を設け具体的な支援内容を記述させた。 ④ 支援の申出に関する対応手順を明記した文書があるかどうかについて設問を追加した。 〇「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査分析報告（対象：平成 17 年度から平成 25 年度）」の実施 平成 17 年度から平成 25 年度までに実施した「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」について、我が国の障害学生の状況や支援の全体像（障害学生数、支援状況、支援体制、入学時での配慮状況、卒業後の進路状況）を、経年推移と学校種（大学、短期大学、高等専門学校）や規模（学生数）による相違等の観点から把握するため、「障害学生修学支援実態調査・分析協力者会議」の協力者の協力を得て分析した。分析の結果は、平成 27 年 3 月にホームページで公表した。 〇「障害のある学生への支援・配慮事例」収集の実施 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が平成 28 年 4 月から施行されることに伴い、大学、短期大学及び高等専門学校（以下、大学等）において、障害のある学生の修学機会が確保されるよう、今後、大学等が合理的配慮の提供に当たって参考とするための支援・配慮事例を、各大学等の協力を得て収集し、大学等において今後の具体的取組を検討する際の参考資料となるよう、「教職員	＜自己評価書等参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P68～71 〈評定〉 B 〈評定根拠〉 ・「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」の調査項目を見直したことは、国や機構の障害学生支援方策の検討や大学等の取組の改善に参考となるものであり評価できる。 ・これまでの調査結果の分析を行ったことは、現在の大学等全体の課題の調査、分析、情報提供に資するものであり、大学等における今後の障害学生支援の取組や、国及び機構の施策を推進する上で参考となるため評価できる。 ・各大学等で実際に行われた配慮事例を提供したことは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の合理的配慮規定等の施行（平成 28 年 4 月）に当たり、各大学等での取組の参考となるため評価できる。	＜評定に至った理由＞ 「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」における調査項目見直しやこれまで実施した調査結果の分析を行ったことは、大学等における今後の障害学生支援の取組や、国及び機構の施策を推進する上で参考となるものであり評価できる。 また、各大学等で行われた配慮事例を提供したことは「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の合理的配慮規定等の施行（平成28年4月）に当たり、各大学等での取組の参考となる事例を提供するものであり評価できる。 以上のことから当該評定をＢとする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞		

【ＷＴ委員からのコメント】

のための障害学生修学支援ガイド（平成 26 年度改訂版）」（平成 27 年 3 月刊行）に特に参考となる代表事例を掲載した。
※収集した配慮事例全体（約 190 件）については、平成 27 年度にホームページで公表予定。

② 大学等における障害のある学生に対する支援体制の整備を促進するため、各大学等に対し、理解促進・普及啓発を図る事業を実施する。

③ 大学等の担当者等を対象として、実践的な支援能力の向上を図る事業等を実施する。

④ 学生等のメンタルヘルスについても、学内外の連携など学生支援の充実、強化に必要な支援事業を実施する。

〈46〉 障害のある学生等の支援に係る事業の実施状況

＜主な定量的指標＞
特になし
（定量的な指標はそぐわないため）

＜その他の指標＞
特になし

＜評価の視点＞
－

〇「全国障害学生支援セミナー」の開催
(1)体制整備支援セミナー
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の合理的配慮規定等が平成 28 年 4 月に施行されることにより、各大学等における体制の強化が喫緊の課題となっていることを踏まえ、障害学生への合理的配慮の対応等について理解促進を図るため開催した。

〈体制整備支援セミナー実施概要〉

日程	会場	参加者数	満足度
11 月 5 日	東北大学 片平キャンパス さくらホール	138 人	88.2%
11 月 10 日	北海道大学 学術交流会館 大講堂	148 人	94.9%

(2)専門テーマ別セミナー
障害学生修学支援ネットワーク拠点校（※）等の協力により、全国の各地域で専門的なテーマに焦点を当て、支援体制の向上に関する情報や意見の交換等を行う専門テーマ別障害学生支援セミナーを開催した。
※障害学生修学支援体制の整備を目的とした「障害学生修学支援ネットワーク」（拠点校：札幌学院大学・宮城教育大学・筑波大学・富山大学・日本福祉大学・同志社大学・関西学院大学・広島大学・福岡教育大学、協力機関：筑波技術大学・国立特別支援教育総合研究所・国立障害者リハビリテーションセンター）により、全国の大学等から障害学生修学支援に関する様々な相談に応じる等の取組を実施。

〈専門テーマ別セミナー実施概要〉

日程	協力大学	参加者数	満足度	テーマ
11 月 15 日	福岡教育大学・九州大学	66 人	98.4%	障害学生への支援力強化のために
11 月 19 日	宮城教育大学	94 人	89.7%	高等教育におけるしょうがい種別の合理的配慮のありかた
11 月 22 日	同志社大学	126 人	96.5%	障がい学生のキャリア形成に対する効果的支援のあり方について
12 月 4 日	富山大学	92 人	98.7%	発達障害大学生に対する社会参入支援～学生のセルフアウェアネスを育てる「支援の見える化」～

〈評定〉 B

〈評定根拠〉
・障害学生支援の理解を深めるためセミナー、ワークショップ、研修会を目的に沿って開催し、参加者から高い満足度を得たこと、また、障害学生支援に関する最新の動向等を踏まえ「教職員のための障害学生修学支援ガイド」の改訂を行ったことは、大学等における支援体制の整備の促進や担当者の実践的な支援能力の向上に資するものであり、評価できる。
・学生のメンタルヘルスに関するワークショップにおいても、参加者より高い満足度を得たことは評価できる。

＜評定に至った理由＞
障害学生支援の理解を深めるためのセミナー、ワークショップ、研修会を開催し、参加者から高い満足度を得たこと、また、障害学生支援に関する最新の動向等を踏まえ「教職員のための障害学生修学支援ガイド」の改訂を行ったことは、大学等における支援体制の整備の促進や担当者の実践的な支援能力の向上に資するものであり、評価できる。また、学生のメンタルヘルスに関するワークショップにおいても、参加者から高い満足度を得られており評価できる。
以上のことから当該評定をＢとする。

＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞

＜その他事項＞

【ＷＴ委員からのコメント】

12 月 6 日	関西学院大学	97 人	97.6%	発達障害学生の雇用を支える連携体制の構築を考える－就労支援機関との連携、企業の受け入れを中心に－
12 月 13 日	筑波大学・筑波技術大学	160 人	97.6%	大学における障害学生の支援体制を考える ～業務、組織、人員、財政、学内部門間連携、大学間情報共有など～
12 月 25 日	広島大学	76 人	100%	高等教育のアクセシブルデザインとリソース・シェアリング

○「教職員のための障害学生修学支援ガイド（平成 26 年度改訂版）」の刊行
初めて障害のある学生を受け入れる学校等が、障害学生支援の体制を整えていく際の参考となるよう、平成 21 年度に刊行した「教職員のための障害学生修学支援ガイド」を、以下の点をポイントとして改訂し刊行した。
［改訂のポイント］
・障害学生支援に関する国の施策等を踏まえ情報を更新
・近年増加が顕著な「精神障害」について新たに章を設け掲載
・障害学生支援の具体的な取組の参考となるよう、新たに取集した障害種別の支援・配慮事例を掲載

○「障害学生支援ワークショップ」の開催
①目的：障害学生支援を担当する教職員が課題として抱える個別事例について、専門的な知見を持つファシリテーターの助言を得ながら、参加者同士が課題解決のための意見交換を行うことにより、障害のある学生の支援の充実に資する。
②テーマ：発達障害学生の修学支援
③対象者：大学・短期大学・高等専門学校において障害学生修学支援を担当している教職員（参加申込み時点で 1 年以上従事している者。過去の経験を通算可）
④日程：平成 26 年 8 月 29 日
⑤会場：国立オリンピック記念青少年総合センター
⑥参加者数：161 人
⑦満足度：98.7%

○「障害学生支援実務者育成研修会　基礎プログラム／応用プログラム」の開催
①目的：障害学生支援に関する基礎知識に基づき、障害学生が修学目的を達成できるよう、ニーズに応じた円滑かつ効率的な支援を実施することのできる教職員を養成する。また、所属校の障害学生支援体制の課題を明確化し、整備・改善に貢献できる教職員としての能力向上を図る。

②対象者：高等教育機関の教職員
③期待される効果：
［基礎プログラム］
・障害学生支援の基礎知識（基本方針、障害学生のニーズ、障害学生の支援方法等）について基本的な理解を深め、自校の意識を向上させることができる。
・修学上必要な支援について関係者(学外者を含む)と連携・協力関係を築くなどのコーディネートをすることができる。
［応用プログラム］
・自校における障害学生の支援計画の策定・マネジメントを行うことができる。
・自校の障害学生支援体制の課題を明確化し、整備・改善に貢献できる。
④実施概要：

名称	日程	開催地	会場	受講者数	満足度
基礎プログラム	8 月 18 日・19 日	東京	一橋講堂	201 人	92.3%
	8 月 21 日・22 日	大阪	千里ライフサイエンスセンター	166 人	95.5%
応用プログラム	9 月 18 日・19 日	東京	東京国際交流館（プラザ平成）	67 人	94.8%
	12 月 1 日		一橋講堂		

○「心の問題と成長支援ワークショップ−メンタルヘルス向上とカウンセリング−」の開催
①目的：メンタルヘルス向上とカウンセリングに関する基礎知識の事前学習、参加者間の討議などを通じて、学生の心の問題等に関する課題やニーズの理解を深め、大学等における学生の心のセーフティネットの充実に資することを目的とする。
②対象者：高等教育機関の教職員
③期待される効果：
・心の悩みを抱える学生や心理的発達に関連して困難を抱える学生に対し、窓口で初期対応が適切にできる。
・心の悩みを抱える学生や心理的発達に関連して困難を抱える学生を必要な支援につなぐために、関係者と連携・協力して対応できる。
・自校における組織の在り方や学生支援方針を意識した支援に取り組むことができる。

④実施概要：

日程	会場	参加者数	満足度
9 月 25 日・26 日	兵庫国際交流会館	94 人	97.8%
10 月 29 日・30 日	東京国際交流館（プラザ平成）	94 人	97.9%

４．その他参考情報

特になし

様式４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報					
Ⅰ－４－（３）	学生生活支援事業（３）キャリア・就職支援の実施				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人日本学生支援機構法第 13 条第１項第８号	業務に関連する政策・施策	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等		達成目標	前中期目標期間最終年度値	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
	計画値							
	実績値							
	達成度							

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
決算額（千円）	88,625				
従事人員数（人）	8				

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価（案）	
					業務実績	自己評価		
					＜実績報告書等参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P72～74	＜自己評価書参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P72～74	評定	B
	キャリア・就職支援のうち、取組が十分でない、又は大学等によって取組に格差があるものについては、大学や企業と連携して先進的な事例の収集・分析・提供等を行うことにより、各大学等における効果的な取組の実施の支援に努める。	キャリア・就職支援のうち、取組が十分でない、又は大学等によって取組に格差があるものについては、大学や企業と連携して先進的な事例の収集・分析・提供等を行うことにより、各大学等における効果的な取組の実施の支援に努める。	大学等の取組に大きな格差があることから、キャリア教育の充実を図るため、以下の事業を実施する。 ① 大学等や企業の担当者等を招き、キャリア教育の先進事例の紹介、大学と企業による情報交換会等を行うガイダンスを実施する。 ② キャリア教育の先進事例の成果発表や意見交換を通じ、各大学等の取組の共有化を図るための機会を提供する。 ③ 大学等のインターンシップ等のキャリア教育の実施状況等に関する情報の収集・提供等を行う。	〈47〉キャリア・就職支援の実施状況 ＜主な定量的指標＞ 特になし （定量的な指標はそぐわないため） ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ _	○インターネットによる情報提供 キャリア教育及び就職支援に関する情報について、機構ホームページ上の情報を常に最新の情報に更新し、学生支援に関する的確な情報の発信に努めた。 ○「全国キャリア・就職ガイダンス」の開催 ①目的：大学、短期大学、高等専門学校卒業予定者の就職・採用に関し、大学等や企業におけるキャリア教育・就職支援の先進的取組の事例紹介を行うとともに、学校側、企業側の双方が一堂に会して情報交換を行うことにより、産学連携による人材育成等キャリア教育・就職支援の充実に資する。 ②日程・会場：平成 26 年 6 月 3 日・東京ビッグサイト ③対象：大学・短期大学・高等専門学校の就職指導担当者・留学生業務担当者・障害学生支援業務担当者、大学等関係団体、企業等の採用担当者、企業等関係団体 ④協力団体等： ・主催：文部科学省、就職問題懇談会、独立行政法人日本学生支援機構 ・協力：厚生労働省、経済産業省 ・後援：一般社団法人日本経済団体連合会、公益社団法人経済同友会、日本商工会議所 ⑤参加者数：1,050 名 ⑥満足度：85.7% ※全国キャリア・就職ガイダンスでは、多様な学生へのキャリア教育及び就職支援の推進を目的として、外国人留学生及び障害のある学生のキャリア教育・就職支援についてのセッションを併せて開催した。 ①外国人留学生キャリア教育・就職支援セッション参加者：191 名 ②障害学生キャリア教育・就職支援セッション参加者：280 名 ○「キャリア・就職支援ワークショップ」の開催 ①目的：大学等における入学から就職まで一貫したキャリア教育をより充実させるため、インターンシップ等をテーマとして、先進事例に関するレクチャーやグループワークを通じてキャリア教育（インターンシップ等）及び就職支援担当者の知見の向上と実践面でのステップアップを図る。 ②対象：大学等におけるキャリア教育（インターンシップ等）、就職支援を担当する職員等 ③実施概要：	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 ・大学等や企業による情報交換等を目的とする「全国キャリア・就職ガイダンス」やキャリア教育・就職支援に関する取組や課題等の共有化を目的としたワークショップを開催し、参加者より高い満足度を得たことは評価できる。 ・インターンシップの全国的な推進組織として、大学等の担当者を対象とする研修会を開催して受講者より高い満足度を得たことや、情報交換会を開催したことは評価できる。 ・インターンシップの実施状況に関する調査やインターンシップ受入れ企業に関する情報提供システムの開発を行ったことは、大学等のインターンシップ等の実施状況に関する情報提供やインターンシップの推進に資するものであり、評価できる。	＜評定に至った理由＞ 「全国キャリア・就職ガイダンス」やキャリア教育・就職支援に関する取組、課題等の共有化を目的としたワークショップを開催し、参加者からの高い満足度を得たことは評価できる。 また、インターンシップの全国的な推進組織として、大学等の担当者を対象とする研修会や情報交換会を開催したこと、インターンシップの実施状況に関する調査やインターンシップ受入れ企業に関する情報提供システムの開発を行ったことは、大学等におけるインターンシップ等の実施状況に関する情報提供やインターンシップの推進に資するものであり、評価できる。 以上のことから当該評定をＢとする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞ 【ＷＴ委員からのコメント】	

地区	日程	会場	参加者数	満足度
大阪	3 月 5 日	追手門学院 大阪城スクエア	100 人	96.7%
東京	3 月 10 日	タイム 24 ビル	105 人	98.9%

〇大学等におけるインターンシップ等の推進のために、平成 26 年度文部科学省大学改革推進等補助金事業である「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業【テーマ B】」(※)に係る全国的なインターンシップ推進組織として、以下の取組を行った。

※大学等におけるキャリア教育から就職までの一貫した支援体制を整備するために、地域でインターンシップ等を推進する経済団体、大学団体、自治体及び NPO 法人等との連携の下、各地域の大学等で構成するグループのインターンシップの取組拡大を支援し、地域全体へのインターンシップ等の普及・定着を図るもの。

(1)「インターンシップ等推進委員会」の開催
主要経済団体、大学団体、有識者で構成される委員会を 5 回開催した。また、全国 11 地域のインターンシップ推進組織の取組状況の実地調査も行い、各取組に関する評価及び助言等を行った。

(2)「インターンシップ等実務者研修会」の開催
①目的:文部科学省大学改革推進等補助金「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業【テーマ B】」の取組として、全国の大学等でインターンシップ等を担当する専門人材の育成を図る。
②対象:全国の大学等のインターンシップ等担当者

③実施概要:

地区	日程	会場	受講者数	満足度
関西	6 月 27 日	大阪国際交流センター	154 人	88.0%
九州	7 月 28 日	九州大学医学部百年講堂	125 人	97.4%
関東	9 月 9 日	一橋講堂	331 人	94.3%

(注)研修会の内容は報告書にまとめて全国の大学等に配布した。

(3)「情報交換会」の開催
①目的:文部科学省の大学改革推進等補助金「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業【テーマ B】」に採択された各グループ(11 地域)の幹事校等によるインターンシップ等の取組内容を報告、共有するとともに、当年度の事業について、機構、文部科学省、経済産業省及び大学等と情報交換を図る。
②対象:文部科学省、経済産業省、産業界ニーズ事業テーマ B 幹事校・連携校、産業界ニーズテーマB審査委員会委員、インターンシップ等推進委員会委員
③実施概要:

日程	会場	参加者数
6 月 12 日	東京国際交流館 プラザ平成(メディアホール)	72 人

12 月 19 日	東京国際交流館 プラザ平成（国際交流会議場）	154 人

(4)「平成 24 年度、25 年度大学等におけるインターンシップの実施状況に関する調査」の実施
大学等におけるインターンシップ等の実施状況を把握する目的により、全国の大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を対象として、平成 26 年 11 月から 12 月にかけて調査を実施し、平成 27 年 3 月 26 日に調査結果を公表した（平成 23 年度までは文部科学省が調査を実施）。

(5)「学生に対するインターンシップ実施状況調査（平成 26 年度）」の実施
大学生等のインターンシップの経験等に関する状況を把握する目的により、新たに全国の大学、大学院及び短期大学の学生を対象として、平成 26 年 11 月に調査を実施し、9,293 件の回答を得て平成 27 年 3 月 26 日に調査結果を公表した。

○「JASSO インターンシップ受入企業等情報提供システム」の構築
大学教育の一環として、中小企業を中心にインターンシップの受入れを実施している企業の情報について、U ターン・I ターン希望者等に対して希望地域で実施されているインターンシップ情報を地域の枠を越えて全国規模で提供するシステムの構築を行い、試行、マニュアル作成及び補助事業対象グループに ID・パスワードの付与を行った（平成 27 年度から運用開始予定）。

４．その他参考情報
特になし

様式４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報					
Ⅰ－５―（１）	その他の附帯業務（１）高校生等に対する学資金貸与事業への協力				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人日本学生支援機構法第 13 条第１項第 10 号	業務に関連する政策・施策	政策目標５　奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進 施策目標５－１　意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号　0161

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等		達成目標	前中期目標期間最終年度値	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
	計画値							
	実績値							
	達成度							

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
決算額（千円）	小項目Ⅰ－２－(3)に含む。				
従事人員数（人）	小項目Ⅰ－２－(3)に含む。				

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価（案）	
					業務実績	自己評価	評定	B
	平成１７年度入学生から都道府県に移管した高校生等に対する学資金の貸与事業について、既定の方針に基づいて事業の円滑な実施に協力する。	平成１７年度入学生から都道府県に移管した高校生等に対する学資金の貸与事業について、既定の方針に基づいて事業の円滑な実施に協力する。	平成１７年度入学生から都道府県に移管した高校生等に対する学資金の貸与事業について、既定の方針に基づいて情報提供を行い、事業の円滑な実施に協力する。	〈48〉高校奨学金事業の円滑な実施のための協力状況 ＜主な定量的指標＞ 特になし （定量的な指標はそぐわないため） ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ –	＜実績報告書等参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P75 ○高校奨学金事業が円滑に実施されるように、高校奨学金に関する各種統計の更新資料を各都道府県高等学校等奨学金事業主管課へ送付し（平成 27 年 2 月）、都道府県からの各種問合わせに対応した。	＜自己評価書参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P75 〈評定〉 B 〈評定根拠〉 高校奨学金事業について、都道府県からの各種問合せ等に対応し、高校奨学金事業の円滑な実施に協力したことは評価できる。	＜評定に至った理由＞ 高校奨学金事業については、都道府県からの各種問合せ等に対応するなど、高校奨学金事業の円滑な実施に協力しており評価できる。 以上のことから当該評定をＢとする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞	
							【ＷＴ委員からのコメント】	

４．その他参考情報
特になし

様式４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報					
Ⅰ－５―（２）	その他の附帯業務（２）寄附金事業の実施				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人日本学生支援機構法第 13 条第１項第 10 号	業務に関連する政策・施策	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等		達成目標	前中期目標期間最終年度値	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
	計画値							
	実績値							
	達成度							

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
決算額（千円）	60,734				
従事人員数（人）	2				

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価 業務実績	法人の業務実績・自己評価 自己評価	主務大臣による評価（案） 評定	主務大臣による評価（案） B
学生等の支援に資する寄附金事業を適切に実施する。	学生等の支援に資する寄附金事業を適切に実施する	優秀学生顕彰等、学生等の支援に資する寄附金事業を適切に実施するとともに、新たな寄附金事業の創設について引き続き検討を進める。	〈49〉寄附金事業の 実施状況 ＜主な定量的指標＞ 特になし （定量的な指標はそぐわないため） ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ –	＜実績報告書等参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P76 ○「JASSO 支援金」の創設 寄附者の意向を踏まえ、自然災害等により、居住する住宅に半壊以上等の被害を受けたことで、学生生活の継続に支障を来した学生・生徒が、一日でも早く通常の学生生活に復帰し学業を継続するための支援として、「JASSO 支援金」を平成 26 年 10 月に創設した（平成 26 年 7 月以降発生した自然災害等を対象）。 ・平成 26 年度支給実績：40 人/400 万円 ○優秀学生顕彰 大学・短大・高等専門学校・専修学校（専門課程）を対象として、経済的理由により修学に困難がある学生・生徒で、学術、文化・芸術、スポーツ、社会貢献の分野で優れた業績を挙げた者を奨励・支援し、21 世紀を担う前途有望な人材の育成に資することを目的として、優秀学生顕彰を実施した。 〈平成 26 年度優秀学生顕彰結果〉（単位：人） 分野 / 応募者数 / 大賞 / 優秀賞 / 奨励賞 学術 / 24 / 5 / 3 / 7 文化・芸術 / 28 / 2 / 7 / 6 スポーツ / 60 / 8 / 10 / 8 社会貢献 / 19 / 2 / 1 / 4 計 / 131 / 17 / 21 / 25 ○進学を希望する高校生に向けて分かりやすく奨学金制度を解説した奨学金パンフレット「奨学金ガイドブック 2015」を寄附金により作成した（平成 27 年 3 月/69 万部）。	＜自己評価書参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P76 〈評定〉 B 〈評定根拠〉 ・寄附者の意向を踏まえ、寄附金事業を新設したことは評価できる。 ・優秀学生顕彰を実施し、経済的理由により修学に困難があり、かつ優れた業績を挙げた学生・生徒を表彰・支援したことは評価できる。	＜評定に至った理由＞ 寄附者の意向を踏まえ、「JASSO 支援金」を新設したことは評価できる。 また、優秀学生顕彰を実施し、学術、文化・芸術、スポーツ、社会貢献の各分野で優れた業績を挙げた者を表彰・支援したことは評価できる。 以上のことから当該評定をＢとする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞	【ＷＴ委員からのコメント】

４．その他参考情報

特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ―１－（１）	業務の効率化　（１）一般管理費等の削減		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ

評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	（参考情報）
(1)一般管理費の削減	年度計画値	平成 25 年度予算を基準として中期目標期間中に 16%以上削減する。	―	4 億 6,300 万円以下（削減率:3.1%以上）					
	実績値	―	4 億 7,800 万円 ※平成 25 年度予算額	4 億 4,617 万円（削減率:6.7%）					
	達成度	―	―	216.2%					
(2) 業務経費の削減	年度計画値	平成 25 年度予算を基準として中期目標期間中に 9%以上削減する。	―	78 億 6,700 万円以下（削減率:1.8%以上）					
	実績値	―	80 億 1,100 万円 ※平成 25 年度予算額	64 億 2,690 万円（削減率:19.8%）					
	達成度	―	―	1,100.0%					

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価 業務実績	法人の業務実績・自己評価 自己評価	主務大臣による評価（案） 評定	主務大臣による評価（案） B
業務の徹底した見直し、効率化に努めるとともに、外部委託を推進することにより、一般管理費（公租公課及び土地借料を除く。）に関しては、平成２５年度予算を基準として、中期目標期間中、１６％以上、業務経費（奨学金貸与業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）に関しては、平成２５年度予算を基準として、その９％以上を削減する。 また、奨学金貸与業務に関する費用（新規に追加される業務経費を除く。）については、返還金の確保等に最大限努めつつ、平成２５年度予算を基準として、平成30年度において、その伸び率が期首要回収額の伸び率を下回ることとする。 なお、人件費については次項に基づき取り組むこととし、本項の対	業務の徹底した見直し、効率化に努めるとともに、外部委託を推進することにより、一般管理費（公租公課及び土地借料を除く。）に関しては、平成２５年度予算を基準として、中期目標期間中、１６％以上、業務経費（奨学金貸与業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）に関しては、平成２５年度予算を基準として、その９％以上を削減する。 また、奨学金貸与業務に関する費用（新規に追加される業務経費を除く。）については、返還金の確保等に最大限努めつつ、平成２５年度予算を基準として、平成30年度において、その伸び率が期首要回収額の伸び率を下回ることとする。 なお、人件費については次項に基づき取り組むこととし、本項の対	業務の徹底した見直し、効率化に努めるとともに、外部委託を推進することにより、一般管理費（公租公課及び土地借料を除く。）及び業務経費（奨学金貸与業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）に関しては、中期計画の達成に向け経費節減に努める。 また、奨学金貸与業務に関する費用（新規に追加される業務経費を除く。）については、返還金の確保等に最大限努めつつ、平成２５年度予算を基準として、平成30年度において、その伸び率が期首要回収額の伸び率を下回ることとする。 なお、人件費については次項に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。	〈50〉一般管理費（人件費、公租公課及び土地借料を除く。）削減の進捗状況 ＜主な定量的指標＞ A:4 億 6,000 万円以下 B:4 億 6,000 万円超 4 億 6,300 万円以下 C:4 億 6,300 万円超 4 億 6,600 万円以下 D:4 億 6,600 万円超 ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ －	＜実績報告書等参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P77～79 ○経費削減に係る取組 昨年度に引き続き、光熱水費について、次の事項を実施、周知することにより、役職員の省エネルギーに関する意識の向上に努め、経費の抑制を図った。 ①冷暖房温度 クールビズ、ウォームビズの励行により適切に設定 ②パソコン ディスプレイの省電力設定を行う、離席時の電源オフ等の徹底 ③プリンター 業務に影響しない範囲で稼動台数を削減 ④冷蔵庫 設定温度を調整 ⑤エレベーターの運転台数 業務に支障のない範囲で削減 ⑥廊下、ロビー等共用部分の照明 業務上必要最小限の範囲で点灯 ⑦青海事務所の熱源二次ポンプにインバーターを導入し、エネルギー消費の低減化を進めた。 〈一般管理費の削減状況〉　（単位：千円） 区分 / 平成25年度 予算 / 平成26年度 実績 / 平成25年度予算に対する削減割合 一般管理費 / 478,000 / 446,167 / △6.7%	＜自己評価書参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P77～79 〈評定〉 A 〈評定根拠〉 経費の削減に努め、一般管理費（人件費、公租公課及び土地借料を除く。）が年度計画値 4 億 6,300 万円を大きく下回ったことは評価できる。	＜評定に至った理由＞ 経費の削減に努め、一般管理費（人件費、公租公課及び土地借料を除く。）が年度計画値 4 億 6,300 万円を大きく下回ったことは評価できる。 以上のことから当該評定を A とする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞ 【ＷＴ委員からのコメント】	

<table>
<tr>
<td>象としない。</td>
<td>象としない。</td>
<td></td>
<td></td>
<td></td>
<td></td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td></td>
<td>〈51〉 業務経費（人件費、奨学金貸与業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）削減の進捗状況

＜主な定量的指標＞
A：78 億 3,500 万円以下
B：78 億 3,500 万円超 78 億 6,700 万円以下
C：78 億 6,700 万円超 78 億 9,900 万円以下
D：78 億 9,900 万円超

＜その他の指標＞
特になし

＜評価の視点＞
－</td>
<td>○事業費の削減状況
（単位：千円）
<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th>平成25年度</th><th>平成26年度</th><th rowspan="2">平成25年度予算に対する削減割合</th></tr><tr><th>予算</th><th>実績</th></tr><tr><td>業務経費</td><td>8,011,000</td><td>6,426,895</td><td>△19.8%</td></tr></table></td>
<td>〈評定〉 A

〈評定根拠〉
経費の削減に努め、業務経費（人件費、奨学金貸与業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）が年度計画値 78 億 6,700 万円を大きく下回ったことは評価できる。</td>
<td>＜評定に至った理由＞
経費の削減に努め、業務経費（人件費、奨学金貸与業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）が年度計画値 78 億 6,700 万円を大きく下回ったことは評価できる。
以上のことから当該評定を A とする。

＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞

＜その他事項＞

【ＷＴ委員からのコメント】</td>
</tr>
</table>

〈52〉 奨学金貸与業務における事業規模の推移を踏まえた費用の効率化の状況

＜主な定量的指標＞

特になし

（定量的な指標はそぐわないため）

＜その他の指標＞

特になし

＜評価の視点＞

－

〇奨学金貸与業務に関する費用の効率化の状況

(1)中期計画における期首要回収額の伸び率

平成 25 年度予算 5,355 億 3,600 万円に対し、平成 26 年度要回収額は 5,462 億 8,900 万円であり、その伸び率は平成 25 年度比 2.0%の増加となっている。

(2)平成 26 年度の奨学金貸与業務に関する費用（新規に追加される業務経費を除く。）の効率化状況

平成 25 年度予算 58 億 9,000 万円に対し、 平成 26 年度実績 57 億 7,200 万円となっており、その伸び率は平成 25 年度比△2.0%となった。

〈奨学金貸与業務に関する費用の効率化状況〉 （単位：千円）

区分	平成25年度	平成26年度	平成25年度基準額に対する伸び率
	基準額	実績	
期首要回収額	535,536,125	546,288,692	2.0%
奨学金貸与業務に関する費用	5,889,547	5,771,726	△2.0%

〈評定〉 B

〈評定根拠〉

奨学金貸与業務に関する費用（新規に追加される業務経費を除く。）について、期首要回収額の伸び率を下回るよう削減を図ったことは評価できる。

＜評定に至った理由＞

奨学金貸与業務に関する費用（新規に追加される業務経費を除く。）の伸び率が、期首要回収額の伸び率を下回ったことは評価できる。

以上のことから当該評定をＢとする。

＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞

＜その他事項＞

【ＷＴ委員からのコメント】

	総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをするものとする。 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	総人件費については、政府の方針及び国家公務員の給与見直しの動向を踏まえ、厳しく見直しをするものとする。給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に関する検証結果や取組状況を公表する。	総人件費については、政府の方針及び国家公務員の給与見直しの動向を踏まえ、厳しく見直しをするものとする。給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に関する検証結果や取組状況を公表する。	〈53〉政府の方針等を踏まえた総人件費の見直し及び給与水準の適正化に係る実施状況 ＜主な定量的指標＞ 特になし （定量的な指標はそぐわないため） ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ －	○政府の方針等を踏まえた人件費の見直し (1)国家公務員の給与水準に準拠することを基本方針とし、東日本大震災復興支援のための措置として、国家公務員の給与特例法に準じた役職員の給与等の減額を、平成26年6月30日まで実施した。 (2)一般職の職員の給与に関する法律等の改正に伴い、俸給表の水準の引上げ及び勤勉手当の引上げを実施した。 〈人件費の状況〉 区分 / 平成25年度 / 平成26年度 実績額 / 31億4,767万円 / 34億3,504万円 ○給与水準の検証及び公表 (1)平成26年度の職員給与について、機構職員と国家公務員との給与水準の比較指標（ラスパイレス指数）は99.3となっている。 なお、給与水準に関する検証結果等については今後ホームページにおいて公表予定。 (2)平成25年度給与水準の検証結果等については、平成26年7月にホームページに公表した。	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 一般職の職員の給与に関する法律等の改正に伴い、俸給表の水準の引上げ及び勤勉手当の引上げを実施し、対前年比では人件費は増額となったが、給与水準の検証の結果、国家公務員との給与水準の比較指標は 99.3 となっており適正であると評価できる。	＜評定に至った理由＞ 一般職の職員の給与に関する法律等の改正に伴い、俸給表の水準の引上げ及び勤勉手当の引上げを実施し、対前年比では人件費は増額となったが、給与水準の検証の結果、国家公務員との給与水準の比較指標は 99.3 となっており適正であると評価できる。 以上のことから当該評定をＢとする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞ 【ＷＴ委員からのコメント】

４．その他参考情報
特になし

様式４－２　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ―１―（２）	業務の効率化　（２）　外部委託の推進		
当該項目の重要度、難易度	―	関連する政策評価・行政事業レビュー	―

２．主要な経年データ

評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	（参考情報）

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価（案）	
				業務実績	自己評価	評定	B
機構の業務全般について、効果的・効率的な業務の実施が見込まれるものについて競争入札等による民間委託を推進し、業務の効率化を一層推進する。	効果的・効率的業務運営に資するため、専門的かつ高度な判断を伴う業務を除く単純大量業務を中心に外部委託を進める。奨学金の返還金回収業務においては、計画的に回収業務の委託を実施する。 また、国際交流会館等において、管理運営業務の委託を適切に実施する。	奨学金貸与業務においては、返還誓約書等の点検等について引き続き外部委託を実施するとともに、返還金回収業務においては、初期延滞債権及び中長期の延滞債権について計画的に回収業務の委託を実施する。 また、国際交流会館等については、その管理・運営業務において、一般競争入札に基づく民間委託を実施する。	〈54〉外部委託の実施状況 ＜主な定量的指標＞ 特になし （定量的な指標はそぐわないため） ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ －	＜実績報告書等参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P80 〇奨学金貸与業務における外部委託 (1)返還誓約書点検業務の委託状況　（単位：件） 区分 ／ 実施時期 ／ 委託件数 返還誓約書の点検（平成22年度以降採用者分） ／ 平成26年4月～平成 27 年 3 月 ／ 483,215 (2)返還金回収業務の委託状況　（単位：件） 区分 ／ 実施期間 ／ 委託件数 初期延滞債権の督促架電（延滞5か月未満、一部延滞3か月未満） ／ 平成26年4月～平成27年3月 ／ 1,617,116 初期延滞債権の回収委託（延滞3か月以上） ／ 平成26年4月～平成27年3月 ／ 77,235 中長期延滞債権の回収委託（延滞3年以上8年未満、6か月入金なし） ／ 平成25年8月～平成27年2月 ／ 8,418 中長期延滞債権の回収委託（延滞3年以上8年未満、6か月入金なし） ／ 平成26年2月～平成27年2月 ／ 7,948 中長期延滞債権の回収委託（延滞2年半以上8年未満、6ヶ月入 ／ 平成26年8月～平成28年2月 ／ 5,374	＜自己評価書参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P80 〈評定〉 B 〈評定根拠〉 ・返還誓約書等の点検等について引き続き外部委託するとともに、初期延滞債権及び中長期の延滞債権について計画的に回収業務の委託を実施したことは評価できる。 ・全ての国際交流会館等の管理運営業務について一般競争入札により選定した受託者により業務委託を行っていることは評価できる。	＜評定に至った理由＞ 返還誓約書等の点検等について引き続き外部委託するとともに、初期延滞債権及び中長期の延滞債権について計画的に回収業務の委託を実施したことは評価できる。 また全ての国際交流会館等の管理運営業務について一般競争入札により選定した受託者により業務委託を行っていることは評価できる。 以上のことから当該評定をＢとする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞	

金なし）	平成27年2月～ 平成28年8月	7,828
東日本大震災に係る災害救助法適用地域（内陸部） （延滞 3 か月以上 8 年未満、6 か月入金なし）	平成26年4月～ 平成27年10月	3,104

(3)返還金回収業務（一部入金者等）の委託状況　（単位：件）

区分	実施期間	委託件数
初期延滞債権の回収委託（延滞3か月以上）委託継続分	平成26年4月～ 平成27年3月	9,281
中長期延滞債権の回収委託 委託継続分	平成26年3月～ 平成29年3月	6,185
中長期延滞債権の回収委託 委託継続分	平成26年3月～ 平成27年2月	6,385

〇国際交流会館等の管理・運営業務の委託
国際交流会館等の管理・運営業務については、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成 24 年 1 月 20 日閣議決定）及び「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、平成 24 年度において、一般競争入札により平成 25 年度末までの契約を締結している受託者（兵庫国際交流会館を除く。）による管理・運営業務を実施したが、平成 26 年度においては、すべての国際交流会館等において一般競争入札により管理・運営業務の受託者を選定し、委託した。

【ＷＴ委員からのコメント】

４．その他参考情報
特になし

様式４－２　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ―１－（３）	業務の効率化　（３）　契約の適正化		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ									
評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	（参考情報）

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価（案）	
				業務実績	自己評価	評定	B
契約の適正化を図るため、一般競争入札等により競争性及び公正性を高め透明性を確保するとともに、一層の効率化を進める。	契約の適正化を図るため、一般競争入札等により競争性及び公正性を高め透明性を確保するとともに、一層の効率化を進める。	契約の適正化を図るため、一般競争入札等により競争性及び公正性を高め透明性を確保するとともに、一層の効率化を進める。	〈55〉契約の適正化に係る実施状況 ＜主な定量的指標＞ 特になし （定量的な指標はそぐわないため） ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ －	＜実績報告書等参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P81～83 〇契約監視委員会の開催 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」における改善状況のフォローアップについて（平成 23 年 9 月 2 日総務省行政管理局長事務連絡）を踏まえ、平成 26 年度第 1 回契約監視委員会を開催した（平成 26 年 12 月 16 日）。 〇平成22年4月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等（一般競争入札、企画競争、公募）により調達した。 また、一者応札、一者応募への対応として、2 か年連続（2 回連続を含む）して一者応札又は一者応募になった案件について、入札参加予定事業者に対する意見招請を行い、より多くの参加事業者を確保できるよう、調達仕様書の変更、参加条件の緩和を図った。 〇50 万円以上（税込み）の少額随意契約により調達する案件を対象として、見積りの相手方を特定せず、案件を機構ホームページで公開し、参加希望者からの見積書提出により最低価格の者を契約の相手先として決定する公募型見積り合わせを実施し、少額随意契約のより一層の契約手続の透明性、公平性の	＜自己評価書参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P81～83 〈評定〉 B 〈評定根拠〉 ・随意契約で実施していたものや一者応札、一者応募となっていたものについて、契約監視委員会の点検結果を踏まえて見直しを図り、積極的に一般競争入札等の実施を推し進めるとともに、競争性の確保を図ったことは評価できる。 ・真にやむを得ないものを除き、一般競争入札により調達を実施していること、2 か年連続して一者応札・一者応募となった案件について、より多くの参加事業者を確保できるよう措置を講じたこと、及び少額随意契約においても透明性・公平性の確保に取り組んでいることは評価できる。 ・地方公共団体等及び他法人と共同調達や間接業務の共同実施を行い、効果的かつ効率的な業務運営に取り組んでいることは評価できる。	＜評定に至った理由＞ 随意契約で実施していたものや一者応札、一者応募となっていたものについて、契約監視委員会の点検結果を踏まえて見直しを図り、積極的に一般競争入札等の実施を推し進めるとともに、競争性の確保を図ったことは評価できる。 また、真にやむを得ないものを除き、一般競争入札により調達を実施していることや 2 か年連続して一者応札・一者応募となった案件について、より多くの参加事業者を確保できるよう措置を講じたこと、及び少額随意契約においても透明性・公平性の確保に取り組んでいることは評価できる。 地方公共団体等及び他法人と共同調達や間接業務の共同実施を行い、効果的かつ効率的な業務運営に取り組んでいることは評価できる。 以上のことから当該評定をＢとする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方

確保を図った。

〇契約件数及び契約金額の状況

区分		平成26年度実績		（参考）平成25年度実績	
		件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
競争性のある契約		（75.9%）224	（86.2%）6,670,840	（72.1%）196	（80.8%）4,738,390
	競争入札等	（66.1%）195	（73.8%）5,710,263	（62.5%）170	（68.0%）3,986,121
	企画競争、公募	（9.8%）29	（12.4%）960,577	（9.6%）26	（12.8%）752,268
競争性のない随意契約		（24.1%）71	（13.8%）1,065,832	（27.9%）76	（19.2%）1,123,141
合計		（100.0%）295	（100.0%）7,736,673	（100.0%）272	（100.0%）5,861,530

〇随意契約については、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づき適正化を推進するとともに、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき平成21年度に設置された契約監視委員会を開催（平成26年12月16日）し、「随意契約等見直し計画」（平成22年4月）に基づく見直し状況、平成26年度上半期（4月～9月）における「競争性のない随意契約」及び「一者応札、一者応募」についての点検が行われた結果、適正に契約がなされていることが確認された。
また、「一者応札、一者応募」に対する取組についても、「随意契約等見直し計画」に基づき適切に見直しが行われ、契約手続が実施されていることが確認され、平成27年度以降の取組についても承認された。
なお、平成 26 年度上半期の「一者応札、一者応募」（36 件）のうち、2 か年連続して「一者応札、一者応募」となったもの（15 件）については、平成 25 年度の点検を踏まえ改善することとした取組は適切に実施されたことが認められ、平成 27 年度以降の更なる見直しとして、入札参加を見合わせた事業者からの意見を踏まえ、仕様書及び入札実施時期の早期化を図ること等の措置内容が承認された。

〇平成26年度における競争性のない随意契約は71件（24.1%）、10.7億円（13.8%）となり、平成20年度の146件（36.6%）、22.1億円（42.0%）から大幅に減少しており、「随意契約等見直し計画」の13.2億円（25.0%）を達成した。また、競争性のある契約については、複数年契約の増加や調達の統合化等により競争入札等の件数は減少しているものの、224件（75.9%）、66.7億円（86.2%）となり、平成20年度の253件（63.4%）、30.6億円(58.0%)から大幅に割合が増加しており、「随意契約等見直し計画」に基づき、適切に見直しが行われた契約手続が実施されている。

策＞

＜その他事項＞

【ＷＴ委員からのコメント】

					○「一者応札、一者応募」については、本機構ホームページにおいて仕様書等に対する意見招請等を踏まえて見直しを行った結果、67件（29.9%）となり、平成20年度の84件（332%）から件数、割合とも減少傾向となっている。 ○効果的かつ効率的な業務運営を図るため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進めることとしており、現在保有している国際交流会館の合築施設（札幌、金沢及び福岡）と共有事務所を有する駒場事務所において、地方公共団体等と共同で施設の管理運営委託を実施している。また、コピー用紙の調達については、独立行政法人大学入試センターと共同で実施している。 ○「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）に基づき、平成 25 年度に締結した契約についての改善状況を取りまとめ、機構ホームページにおいて公表した（平成 26 年 8 月）。 ○「公共調達の適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日財務大臣から各省各庁の長宛財計第 2017 号）に基づき、平成 26 年度に締結した契約について、競争契約（総合評価及び政府調達を含む一般競争入札）及び随意契約（企画競争、公募、随意契約（不落随意契約を含む））別に区分し、機構ホームページにおいて公表した（毎月）。 ○「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」（平成 24 年 6 月 1 日行政改革実行本部決定）に基づき、以下のとおり機構ホームページにおいて公表した。 ・契約による支出の状況（毎月） ・平成 25 年度に係る公益法人に対する支出に係る点検を行った結果、見直し対象となる案件がなかった旨（平成 26 年 6 月） ・契約以外の支出の状況（同一法人に対する支出額が 10 万円以上となった場合：半期ごと。平成 26 年度第 1・四半期及び第 2・四半期分について：平成 26 年 12 月） ・会費支出の状況（同一法人に対する会費支出額が 10 万円以上となった場合：四半期ごと。平成 26 年度第 1・四半期分について：平成 26 年 10 月）		

４．その他参考情報
特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ―１－（４）	業務の効率化　（４）　情報システムの活用		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	―

２．主要な経年データ									
評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	（参考情報）

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価（案）	
				業務実績	自己評価	評定	B
機械処理による業務のシステム化を推進し、業務の効率化を進める。	機械処理による業務のシステム化を推進し、業務の効率化を進める。	奨学金業務システムを適切に運用するとともに、制度改正対応や業務効率化に資するシステム改修を適切に行う。また、留学生給与等給付システムや機構内ネットワーク等、他の業務のシステムについても適切に効率化を進める。	〈56〉 業務効率化に資する情報システムの運用状況 ＜主な定量的指標＞ 特になし （定量的な指標はそぐわないため） ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ –	＜実績報告書等参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P84 〇奨学金業務システムの運用状況 (1)契約期間満了（平成23年1月～平成26年12月）に伴う奨学金業務システムのハードウェア・ソフトウェア・データセンター・機構内ネットワーク回線の契約更改を実施し、新しいハードウェア等にリプレースするとともに、新システムへのデータ移行・検証を適切に実施した。 (2)制度・規則等改定等に伴うシステムの改修や新たな機能の開発を行い、安定したシステムの運用に尽力した。 〇その他の業務効率化を目的とする情報システムの運用 (1)留学生給与システムの機能追加を行うとともに、不具合発生時に対応できる体制を維持し、概ね順調に運用することができた。 (2)機構内ネットワーク等の他の業務用情報システム（文書決裁やグループウェアシステム）についても適切に運用し、業務実施上の効率化に寄与した。	＜自己評価書等参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P84 〈評定〉 B 〈評定根拠〉 ・奨学金業務システムの新システムへの移行を適切に実施するとともに、制度改正等に対応して必要な改修等を行い、その他の情報システムについても、機能の追加を含め業務の効率化に寄与するよう適切に運用したことは評価できる。 ・番号制度導入に向けて、課題検討や認識の共有を図るとともに、関係機関との情報交換や情報収集を行った上で、中間サーバー等の情報連携システムの導入に係る調達仕様書案を作成したことは評価できる。	＜評定に至った理由＞ 奨学金業務システムの新システムへの移行を適切に実施するとともに、制度改正等に対応して必要な改修等を行い、その他の情報システムについても、機能の追加を含め業務の効率化に寄与するよう適切に運用したことは評価できる。 また、番号制度導入に向けて、課題検討や認識の共有を図るとともに、関係機関との情報交換や情報収集を行った上で、中間サーバー等の情報連携システムの導入に係る調達仕様書案を作成したことは評価できる。 以上のことから当該評定をＢとする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞

					〇番号制度導入に係る準備 奨学金貸与事業における番号制度導入のために必要となるシステム開発について、以下のとおり準備を進めた。 (1)機構内の委員会等において検討すべき課題に関する協議を行うとともに、作業の進捗状況を報告し認識の共有化を図った。 (2)内閣官房が提供する「デジタル PMO」や総務省等から、中間サーバー等の情報連携システムの構築に関連する技術について情報収集を進めた。 (3)内閣官房とのヒアリングにおいて、機構側の状況及び政府全体の動きやシステムについて情報交換を行うとともに、また、地方公共団体情報システム機構とシステムに関する技術的な意見の交換を行い、情報連携システムの導入に関する情報収集を進めた。 (4)収集した情報を基に中間サーバー等の情報連携システムに関する調達仕様書案を作成した(平成 27 年度に意見招請実施)。		【ＷＴ委員からのコメント】

４．その他参考情報
特になし

様式４－２　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ―２	組織の効果的な機能発揮		
当該項目の重要度、難易度	―	関連する政策評価・行政事業レビュー	―

２．主要な経年データ

評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	（参考情報）

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価（案）	
				業務実績	自己評価	評定	B
課題等を経営に取り込み計画的・戦略的な組織改善を実施する。また、各事業の枠を超え、機構全体として的確で効果的な事業実施体制を構築する。	課題等を経営に取り込み計画的・戦略的な組織改善を実施する。また、各事業の枠を超え、機構全体として的確・効果的かつ効率的な事業実施体制を構築する。	業務運営がより効果的・効率的に行えるよう、機構全体として的確・効果的かつ効率的な事業実施体制を構築する。また、グローバル人材育成、国費外国人留学生の選考における審査事務の移管、キャリア教育支援の充実等に対応するための体制整備を行う。	〈57〉 組織改善の状況 ＜主な定量的指標＞ 特になし （定量的な指標はそぐわないため） ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ －	＜実績報告書等参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P85 ○「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）への対応状況、中期計画の進捗・達成状況、新規事業及び制度変更等を適切に勘案し、効率的・効果的な事業実施体制を構築するため、平成26年4月において、機構の事務事業及び組織の見直しを以下のとおり実施した。 [事務事業及び組織見直しの主なポイント] (1)監査機能の強化及び内部ガバナンス高度化のため、監査等を担当する参与を設置した。 (2)市谷事務所の耐震化工事の終了及び保有施設の減に伴い、施設整備推進課を改組し、経理課内に施設整備推進室を設置した。 (3)「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）に基づき、官民協働海外留学支援制度を実施するため、グローバル人材育成本部を設置するとともに、奨学金貸与事業及び留学生支援事業との連携を図りつつ、官民協働海外留学支援制度及び同制度に係る寄附金事務を円滑に実施	＜自己評価書参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P85 〈評定〉 B 〈評定根拠〉 行政改革の指摘等に対応した体制整備のため、ガバナンスを強化しつつ、新規の事業に対応した組織の設置を行う等、より効果的・効率的な事業実施体制の構築を図ったことは評価できる。	＜評定に至った理由＞ 行政改革の指摘等に対応した体制整備のため、ガバナンスを強化しつつ、新規の事業に対応した組織の設置を行う等、より効果的・効率的な事業実施体制の構築を図ったことは評価できる。 以上のことから当該評定をＢとする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞	

【ＷＴ委員からのコメント】

					するため、グローバル人材育成部、奨学金貸与部及び奨学金給付部を設置した。 また、グローバル人材育成部に、グローバル人材育成企画課及び民間資金課を設置し、奨学金貸与部に貸与課、奨学金給付部に給付課を設置した。 (4)国から移管される国費外国人留学生給付事業に係る選考における審査事務に対応するため、国際奨学課内に国費留学生審査室を設置した。 (5)学生支援企画課内に学生支援調査室を設置し、学生支援推進課が実施していた調査関連業務等を移管するとともに、「日本再興戦略」及び「教育振興基本計画」(平成25年6月14日閣議決定)に基づき、今後、キャリア教育の充実を支援するため、キャリア教育課を設置した。 ○「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)及び独立行政法人通則法改正への対応を的確に行いつつ、新たな事業を含めた中期計画事項の円滑な実施及び準備を推進するため、平成27年度以降の組織体制の整備に向けて、内部統制機能の強化、奨学金事業部門のガバナンスの強化等の組織見直しを検討した。		

４．その他参考情報
特になし

様式４－２　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ―３－（１）	内部統制・ガバナンスの強化　（１）　事業の確実な実施		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	―

２．主要な経年データ

評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	（参考情報）

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価（案）	
				業務実績	自己評価	評定	B
理事会等において重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確実に把握し、適切なガバナンスを確保する。 また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）」に基づき、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。	理事会等において重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確実に把握し、適切なガバナンスを確保する。 また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）」に基づき、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。	理事会等において重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確実に把握し、適切なガバナンスを確保する。 また、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。	〈58〉ガバナンス確保の状況 ＜主な定量的指標＞ 特になし （定量的な指標はそぐわないため） ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ －	＜実績報告書等参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P86～88 〇理事会等によるガバナンスの確保 (1)理事会等の運営 以下のとおり、重要事項について審議、報告、決定を行う会議を運営した。 ①理事会 理事長が特に必要と認める機構の重要方針及び施策に関しては、適時に理事会を開催し、審議、決定した（役員が出席）。 ②理事懇談会 理事者間で協議が必要な事業の在り方等の検討を行うため、理事懇談会（月 2 回程度）を開催した（役員及び各部等の長が出席）。 ③運営会議 毎月 2 回開催している運営会議において、機構の事務・事業の実施方針及び施策について報告を行い、理事長からの指示事項の確認を行った（役員及び各部等の長が出席）。 また、運営会議における配付資料（取扱注意となる一部資料を除く）については、会	＜自己評価書参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P86～88 〈評定〉 B 〈評定根拠〉 ・重要な施策について、理事会等において審議・決定されており、また、理事長は、理事会、運営会議等を通して重要課題の実施状況の把握に努めるなど内部統制の現状を把握していることから、適切なガバナンスが確保されていると評価できる。 ・リスク管理規程の制定及びリスク管理委員会の設置により金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図ったことは評価できる。	＜評定に至った理由＞ 重要な施策について、理事会等において審議・決定されており、また、理事長は、理事会、運営会議等を通して重要課題の実施状況の把握に努めるなど内部統制の現状を把握していることから、適切なガバナンスが確保されていると評価できる。 また、リスク管理規程の制定及びリスク管理委員会の設置により金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図ったことは評価できる。 以上のことから当該評定をＢとする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞	

					議後に全職員が閲覧できるように機構内グループウェア掲示板に掲示した。 さらに、運営会議等における審議・検討を踏まえ、各部等における部門会議及び筆頭課長ミーティングの開催や、各課において業務改善に向けた取組を実施し、業務の進捗状況や懸案事項についての問題意識を共有し、業務の効率的な遂行を図った。 (2)重要事項の審議・決定 ①予算配分・決算 法人内の運営費交付金予算配分については、年度ごとに理事長が決定する「予算編成方針」に基づき、各部署で作成した予算案を取りまとめて理事長に報告を行い、理事長を議長とする理事会の審議を経て決定した。また、予算配分後においては、予算及び事業の執行状況を踏まえつつ、予算の適切な執行のため、年度途中に配分額の見直しを行った。 また、平成 25 年度決算については、理事会での審議において、予算が適正に執行されたことを確認した。 ②人事・組織 人事・組織については、年度計画に係る進捗状況の把握を踏まえて、中期計画事項の実施を推進するとともに、行政改革等への対応を的確に行うために、政策企画部が組織改編に係る各部署に対するヒアリングを実施した上で組織改編・定員案を作成し、役員及び各部等の長が出席する運営会議における調整を経て、理事長が平成 27 年度における組織改編事項・定員を決定した。 ③年度計画 年度計画については、各部等で平成 27 年度計画案の検討・作成を行い、政策企画部が年度計画案及びこれに伴う具体的実施事項について調整の上、理事会における審議を経て決定した。 (3)「IT戦略委員会」の設置 業務の IT 化を推進し、業務の効率的実施を図るため、IT化に係る事項を調査・審議・調整する「IT 戦略委員会」を設置し、各部等におけるIT化に係る個別事項の計画	【ＷＴ委員からのコメント】	

					及び進捗状況について審議した（平成 26 年度は 2 回開催）。 また、「IT 戦略委員会」を補助する組織として「マイナンバー・新所得連動対応に関するIT化小委員会」を設置し、マイナンバー制度及び新所得連動返還型奨学金制度のIT化に係る技術的・実務的な検討及び進捗状況の報告を行った（平成 26 年度は 5 回開催）。 〇リスクの把握・管理 (1)中期計画・年度計画の執行管理 各部等における中期計画・年度計画の執行状況について報告させるとともに、ヒアリングを実施して、計画達成における課題や業務運営の課題を洗い出し、必要に応じて改善を求めるなど対応を行った。 (2)重点課題に関する進捗状況把握 行政改革等での指摘事項など機構における重点課題については、隔月にて運営会議に進捗状況を報告（各部等から報告される取組状況等を政策企画部が取りまとめ）し、理事長からの指示事項の確認を行うとともに、適宜、重点課題として取り上げる事項の見直しを行っている。直近では、平成 26 年 6 月報告分から、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）及び「独立行政法人日本学生支援機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」（平成 25 年 12 月 16 日政策評価・独立行政法人評価委員会）における指摘、第 3 期中期計画等を踏まえ、事項の見直しを行った。 (3)危機管理の取組 「独立行政法人日本学生支援機構事業継続計画」（BCP）を策定し、本計画及び危機管理対応にかかる諸事項の整備として、帰宅困難者への対応等について検討を進め、防災計画等へ反映した。 その他、危機管理に係る以下の防災対策を引き続き実施した。 ・緊急連絡網の整備 ・防災訓練の実施、防災意識高揚に向けた情報の発信 ・安否確認サービスの全役職員登録についての働きかけ及び受信訓練		

					・防災備蓄用品の購入 〇金融業務に係る内部ガバナンスの高度化 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)及び「財政融資資金本省資金融通先等実地監査について」(平成 27 年 2 月 12 日財務省理財局長通知)における金融業務のリスク管理に関する指摘等を踏まえ、以下のとおり取り組んだ。 (1)金融業務に係るガバナンス高度化のための準備作業 ①金融業務を行う独立行政法人へのヒアリング等によりガバナンスの取組について情報収集。 ②外部機関が主催するセミナーへの出席や監査法人とのディスカッション等を通じて知見を習得。 ③監査法人による職員対象のリスク管理セミナーの開催。 ④理事長と会計監査人によるリスク管理体制に関する意見交換の実施。 (2)リスク管理規定の制定、リスク管理委員会の設置等 機構のリスク全般を管理するため、リスク管理規程を制定し、リスク管理に係る基本方針、体制、推進の基本的事項等について検討、審議を行う理事長をトップとするリスク管理委員会を設置した。 また、審査・回収等の金融業務機能の強化を図るため、奨学金貸与制度と類似の「教育ローン等」について、外部専門家等による研修を行うことについて、実施方針を策定した。 〇独立行政法人通則法改正による内部統制等の整備への対応 平成 26 年 6 月の独立行政法人通則法改正を受けて、内部統制システムの整備等について以下のとおり対応した。 (1)内部統制システムの整備 「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」(平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知)を踏まえ、業務方法書に内部統制システ		

					ムの整備に関する事項を定める変更手続を行うとともに、内部統制に関する委員会の設置等の組織の体制整備及び内部統制基本方針などの規程等の整備を進めた。 (2)監事機能の強化 平成26年12月に改定された「監事監査指針」(独立行政法人、特殊法人等監事連絡会)の内容を踏まえて「監事監査要綱」の改正を行い、理事長と監事との定期的会合の実施の他、監事の職務を補助すべき職員の独立性を規定する等、監事機能の実効性の向上を図った。		

４．その他参考情報
特になし

様式４－２　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ―３－（２）	内部統制・ガバナンスの強化　（２）　監査の実施		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ									
評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	（参考情報）

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価（案）	
				業務実績	自己評価	評定	B
				＜実績報告書等参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P89～90	＜自己評価書参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P89～90		
理事会等において重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確実に把握し、適切なガバナンスを確保する。 また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成２５年１２月２４日閣議決定）」に基づき、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。 〔再掲〕	業務の適正化を図るため、機構の行う業務及び会計について、内部監査を実施する。	第３期中期計画期間における内部監査の実施方針を取りまとめ、それに基づき計画的に内部監査を実施する。	〈59〉内部監査の実施状況 ＜主な定量的指標＞ 特になし （定量的な指標はそぐわないため） ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ －	業務部門から独立した監査室において、以下のとおり内部監査を実施した。 ○内部監査の実施方針・平成26年度内部監査計画の策定 「第3期中期計画期間（平成26～30年度）における内部監査の実施方針（重点事項等）について」（平成26年9月3日理事長了解）を定め、それを踏まえ、平成26年度内部監査計画を策定した。 ○内部監査（業務監査・会計監査・自己査定監査）の実施 機構内の特定課題を調査し、課題改善につなげることを目的として、以下のとおり内部監査（業務監査・会計監査・自己査定監査）を実施した。 〈内部監査実施概要〉 実施時期：平成26年9月～平成27年3月 監査内容：業務監査 対象：奨学総務課・奨学金返還相談センター(コールセンター)・経理課 海外留学支援課 北海道支部	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 ・業務部門から独立した監査室において、内部監査の実施方針を定めた上で、それに基づいて計画的に業務監査、会計監査、自己査定監査を実施し、その結果を関係部署にフィードバックしたことは評価できる。 ・過年度の監査結果についてフォローアップを実施したことは評価できる。	＜評定に至った理由＞ 業務部門から独立した監査室において、内部監査の実施方針を定めた上で、それに基づいて計画的に業務監査、会計監査、自己査定監査を実施し、その結果を関係部署にフィードバックしたことは評価できる。 また、過年度の監査結果についてフォローアップを実施したことは評価できる 以上のことから当該評定をＢとする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞

		関東甲信越支部
平成26年11月～ 平成27年3月	会計監査	東京国際交流館
		北海道支部
		関東甲信越支部
平成26年5月～9月	自己査定監査	奨学総務課
		法務課

(1)業務監査

平成26年9月～平成27年3月に、以下の事項を重点項目としてヒアリング・現物実査による監査を実施した。

①「コールセンターによる返還相談体制」について、業務委託契約書、仕様書、受託会社からの提案書等に記載されている各条項の実施状況についての確認、併せて平成25年度に進められた「コールセンターの設置及び運営業務」に係る契約手続、仕様書や総合評価基準の策定及び提案書の評価についての検証等について実施した。

②「海外留学支援制度」について、海外留学支援制度に係る規程、細則、募集要項、事務手続の手引き、業者委託契約書等と業務処理の状況及び法人文書管理の状況について実施した。

③「支部の法的処理」について、業務とマニュアルの整合性、個人情報保護・管理の状況及び法人文書管理の状況について実施した。

(2)会計監査

平成26年11月～平成27年3月に、「東京国際交流館の会計処理」及び「支部の会計処理」を重点項目とし、小口現金の出納事務、館費等収入、切手印紙等、固定資産の管理状況、委託契約の実施状況について、ヒアリング・現物実査による監査を実施した。

(3)自己査定監査

平成26年5月～9月に、平成25年4月1日以降平成26年3月31日までの期間内における「債務者区分破綻先認定処理の実施状況」、「債務整理マニュアルに基づく事務処理」、「業務に係る書類の決裁、保管、管理状況」、新たに「実質破綻先」、「破綻先」に移行した債権及び「実質破綻先」、「破綻先」から改善された債権の債務者区分の設定処理」、「2以上の貸与契約のある債務者の全債権についての債務者区分の設定処理」について、監査を実施した。

なお、上記(1)(2)(3)の各監査結果は、関係部署に通知し改善状況報告を求めるとともに、運営会議において適時報告を行った。

(4)過年度監査のフォローアップ

①平成25年度において内部監査を実施した事項のうち、改善に向けた方策の検討及び計画的な取組を行い、速やかに一定の結論を得るよう求めた以下の事項についてフォローアップを行い、改善状況の確認を行った。

【ＷＴ委員からのコメント】

					・「減額返還」（平成26年8月） ・「日本留学試験及び法人文書監査（留学試験課分）」（平成26年6月） ②平成24年度において内部監査を実施した事項のうち、昨年度より継続して改善に向けた方策の検討及び計画的な取組を行い速やかに一定の結論を得るよう求めた以下の事項についてフォローアップを行い、改善状況の確認を行った。 ・「個人信用情報機関の活用」（平成27年3月） 〇監事定期監査 監事による監査を受けた。実施内容は以下のとおりである。 監事定期監査においては、平成25年度に実施した各事業を対象とし、各事業に係る業務や会計経理が、中期計画及び年度計画に基づき法令その他の定め及び予算に従って適正かつ効率的・効果的に運営・処理されたかという観点から、全部署を対象とし、実地監査及び書面監査を実施した。 監査の実施に当たり、平成25年度は、第2期中期計画の目標達成に向けた完成年度であり、第2期中期計画において、PDCAサイクルが適切に機能し、目標達成が図られたかどうかを点検するとともに、第3期中期計画において取り組むべき課題にも留意しつつ、第2期中期計画に設けられた定量的・定性的目標指標の妥当性・有用性について重きを置き監査を実施した。		

４．その他参考情報
特になし

様式４－２　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ―３－（３）	内部統制・ガバナンスの強化　（３）　コンプライアンスの推進		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ									
評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	（参考情報）

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価（案）	
				業務実績	自己評価	評定	B
理事会等において重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確実に把握し、適切なガバナンスを確保する。 また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）」に基づき、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。 〔再掲〕	コンプライアンス推進委員会において、各年度のコンプライアンス・プログラムを策定し、以下の取組により、コンプライアンスの一層の推進を図る。 ① コンプライアンス職員研修	コンプライアンス推進委員会において、コンプライアンス・プログラムを策定し、以下の取組により、コンプライアンスの一層の推進を図る。 ① コンプライアンス職員研修 第３期中期計画期間におけるコンプライアンス職員研修の実施方針を取りまとめ、それに基づき計画的に研修を実施する。	〈60〉コンプライアンス職員研修の実施状況 ＜主な定量的指標＞ 特になし （定量的な指標はそぐわないため） ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ －	＜実績報告書等参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P91～92 コンプライアンスの推進を図るため、コンプライアンス推進委員会（外部有識者1名を含む18名の委員で構成。平成26年6月16日開催）において「平成26年度日本学生支援機構コンプライアンス・プログラム」を策定し、ホームページで公表するとともに、研修資料としての配付やグループウェアの掲示板での掲示により、役職員への周知を図った。また、「法令・規程等の遵守」「個人情報の保護・漏えい防止」等についての理解と意識向上を目的としたコンプライアンス研修の実施など、以下の取組を実施した。 〇コンプライアンスの一層の推進・強化を図る上で、コンプライアンス管理者等に指定されている職員だけではなく、業務に関わる職員一人一人が高い意識を持ち業務執行に当たる必要があることから、「第3期中期計画期間におけるコンプライアンス職員研修の実施方針」を定め、これに基づいて平成26年度は、主任相当職員に対する研修をはじめ、次の研修を実施し、コンプライアンスに係る更なる意識の向上を図った。 (1)主任相当職対象研修 首都圏事務所各課等の主任相当職員を対象に外部講師による研修を実施した。なお、業務都合等で欠席した職員に対しては、別途外部講座を受講させ対象者全員の研修受講を図っ	＜自己評価書参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P91～92 〈評定〉 B 〈評定根拠〉 ・コンプライアンスに対する職員の理解を深めるための階層別研修を実施するとともに、コンプライアンス・プログラムを策定し周知するなど、積極的にコンプライアンスの推進を図ったことは評価できる。 ・主任相当職員に対する研修を行い、欠席者に対してもフォローとして外部講座を受講させることで、対象職員全員に対する研修を行ったことは、機構の事業の適切な運営に資するという観点から評価できる。	＜評定に至った理由＞ コンプライアンスに対する職員の理解を深めるための階層別研修を実施するとともに、コンプライアンス・プログラムを策定し周知するなど、積極的にコンプライアンスの推進を図ったことは評価できる。 また、主任相当職員に対する研修を行い、欠席者に対してもフォローとして外部講座を受講させることで、対象職員全員に対する研修を行ったことは、機構の事業の適切な運営に資するという観点から評価できる。 以上のことから当該評定をＢとする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞

<table>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td></td>
<td></td>
<td></td>
<td>た。
<table><tr><th>対象者</th><th>日程</th><th>参加者数</th></tr><tr><td rowspan="2">首都圏事務所に在籍する主任相当職員（40人）</td><td>平成26年10月23日</td><td>36人</td></tr><tr><td>平成26年12月11日
※10/23欠席者の外部講座受講</td><td>4人</td></tr></table>
(2)新入職員等研修
新入職員等に対する研修を通じ、コンプライアンスに係る理解の促進を図った。</td>
<td></td>
<td>【ＷＴ委員からのコメント】</td>
</tr>
<tr>
<td></td>
<td>② 個人情報保護の徹底</td>
<td>② 個人情報保護の徹底
個人情報保護について、役職員の意識向上を図るため研修等を実施する。</td>
<td>〈61〉個人情報保護の徹底に係る実施状況

＜主な定量的指標＞
特になし
（定量的な指標はそぐわないため）

＜その他の指標＞
特になし

＜評価の視点＞
－</td>
<td>〇個人情報保護の取組
(1)研修等の実施
役職員の意識向上を図るため、首都圏事務所各課等の主任相当職員を対象に外部講師及び機構職員による研修を実施した（参加者36名）。なお、業務都合等で欠席した対象職員（4名）に対しては、別途外部講座を受講させ、対象者全員の研修受講を図った。
研修においては、機構の「個人情報保護規程」の逐条解説を行うなど、参加者の個人情報保護に係る理解を深めることに努めた。
新入職員等（常勤・任期付職員・非常勤職員）に対しては、コンプライアンス・個人情報保護研修を同時に開催した。
研修においては総務省パンフレット等を活用して個人情報保護に係る基本的な事項の説明を行ったほか、個人情報漏えい等の事案を例示し、原因とその対策等の説明を行うなど、効率的・効果的な実施に努めた。

(2)自己点検の実施（平成27年2月）
個人情報の取扱い等で注意すべきポイントをまとめた「個人情報保護に係る自己点検シート」について、職員一人一人に自己点検を実施させ、正答率が低い項目に関してはグループウェアの電子掲示板に改善方法を掲示するなどして機構が保有する個人情報の保護に関する理解と意識の涵養を図った。

(3)「個人情報保護規程施行状況調査」の実施（平成27年1月）
各部等において「個人情報保護規程」の施行状況の確認と点検を行い、機構における個人情報が適切に管理されているかを把握した。

(4)個人情報の漏えい事案に対する再発防止対策の実施
①書類封入時に書類、封筒、相互の内容確認を再度徹底すること等、再発防止策を講じた。
②漏えい事案が発生した部署等に対して、昨年度に引き続き再発防止策検証ヒアリングを実施した。
③より効果的な個人情報保護対策の検討に資するため、金融機関（6機関）にヒアリングを行い、個人情報保護に係る</td>
<td>〈評定〉 C

〈評定根拠〉
・個人情報保護に対する職員の意識向上を図るため、階層別研修を実施したことは評価できる。
特に、欠席者に対しても後日外部講座を受講させ、対象職員全員に対する研修を行ったことは、個人情報保護に係る職員の意識向上の徹底に資する観点から評価できる。
・個人情報の漏えい事案が発生した部署にヒアリングを行い、また、金融機関からも個人情報保護の取組に関する情報収集を行うなど、個人情報漏えいの再発防止策を講じているが、昨年度に引き続き漏えい事案が発生していることから、これまでの取組を継続して実施するとともに、更に効果的な再発防止策を策定し実施する必要がある。

〈今後の改善策等〉
職員一人一人に実施させる自己点検の回数を増やすなど、個人情報保護に対する意識のさらなる向上を図る。</td>
<td>＜評定に至った理由＞
個人情報保護に対する職員の意識向上を図るため、階層別研修を実施したことは評価できるが、一方個人情報漏えいの再発防止に向けて様々取組を行っているものの昨年度に引き続き漏えい事案が発生していることから、更に効果的な再発防止策を策定し実施する必要がある。
以上のことから当該評定をＣとする。
＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞
職員一人一人に実施させる自己点検の回数を増やすなど、個人情報保護に対する意識のさらなる向上を図るとともに、更に効果的な再発防止策を策定し実施する必要がある。
＜その他事項＞</td>
</tr>
</table>

					取組について情報収集を行った。 〈個人情報漏えい事案（郵便物誤発送等）発生状況〉 10件　※業務委託先に起因するもの1件を含む。	【ＷＴ委員からのコメント】	
		③ 情報公開の適正な実施	③ 情報公開の適正な実施 情報公開に関する審査基準に基づき、情報公開を適正に実施する。	〈62〉情報公開の実施状況 ＜主な定量的指標＞ 特になし （定量的な指標はそぐわないため） ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ –	○情報開示請求への対応 平成26年度の情報開示請求は、法人文書開示請求15件、保有個人情報開示請求0件であり、情報公開等審査基準に基づき、適切に対処した。	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 ・情報開示請求に対して適切に処理したことは評価できる。 【ＷＴ委員からのコメント】	＜評定に至った理由＞ 情報開示請求に対して適切に処理されており評価できる。 以上のことから当該評定をＢとする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞

４．その他参考情報
特になし

様式４－２　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ―（１）	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画　（１）収入の確保等		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ

評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	（参考情報）

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価（案）	
				業務実績	自己評価		
				＜実績報告書等参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P93～94	＜自己評価書参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P93～94	評定	B
寄附金等の外部資金の獲得や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適正な財務管理の実現を図るとともに、その他、保有資産の有効活用に努める。 また、奨学金貸与事業においては、財投機関債の計画的な発行等により適切な自己調達資金の確保に努める。	寄附金等の外部資金の獲得や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適正な財務管理の実現を図るとともに、その他、保有資産の有効活用に努める。 また、奨学金貸与事業においては、財投機関債の計画的な発行等により適切な自己調達資金の確保に努める。	寄附金等の外部資金の獲得や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適正な財務管理の実現を図るとともに、その他、保有資産の有効活用に努める。 また、奨学金貸与事業においては、財投機関債の計画的な発行等により適切な自己調達資金の確保に努める。	〈63〉収入の確保等の状況 ＜主な定量的指標＞ 特になし （定量的な指標はそぐわないため） ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ －	○寄附金の獲得 (1)学生支援寄附金受入れ状況 積極的な寄附金募集のため、ホームページのほか、業績優秀者返還免除者への通知に寄附金リーフレットを同封し、返還のてびきの巻末ページに「寄附金募集のご案内」を掲載して、寄附金に対する周知を図った。 〈学生支援寄附金受入れ状況〉 区分 / 平成26年度 / (参考)平成25年度 件数（件） / 1,415 / 1,415 金額（円） / 93,115,347 / 203,005,898 (2)「グローバル人材育成コミュニティ」に係る寄附金受入れ状況 機構幹部及びグローバル人材育成部並びに文部科学省幹部等により約200の民間企業等に対して企業訪問を行うなどの寄附金募集活動を行った。 〈「グローバル人材育成コミュニティ」に係る寄附金受入れ状況〉 区分 / 平成26年度 件数（件） / 140 金額（円） / 2,398,130,995	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 ・寄附金の募集を積極的に行ったことは評価できる。 ・留学生宿舎等において自己収入の確保に努めたことは評価できる。 ・奨学金貸与事業において、計画的に財投機関債を発行し、自己調達資金の確保に努めたことは評価できる。	＜評定に至った理由＞ ホームページに加え、冊子等を活用し寄附金の募集に努めたことは評価できる。今後も受入れ件数の向上につながるよう、引き続き積極的な募集を行うことが求められる。 また、奨学金貸与事業において、計画的に財投機関債を発行し、自己調達資金の確保に努めたことは評価できる。 以上のことから当該評定をＢとする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞	

○自己収入の確保
留学生宿舎については、大学による貸出方式の利用などにより収入の確保に努めている。日本語教育センターについては、学生募集活動について東京・大阪両校のPRの連携の一層強化等による業務の効率化を図っており、効率的な予算執行に努めている。また、日本留学試験については、日本語教育機関等への広報や大学等への利用促進の取組により応募者数増を図るとともに、受験料の改定（インド及び香港）によって、収入確保に努めた。

〈宿舎等収入〉

項目	金額
平成26年度留学生宿舎収入	677,367千円
平成26年度日本語学校収入	328,031千円
平成26年度日本留学試験検定料収入	339,647千円

○予算の効率的な執行
予算の執行状況を年度途中に確認した上で配分額の見直しを行った。

○保有資産の有効活用
居室の最大限の有効利用を行うため全室貸出方式による利用の札幌及び金沢国際交流会館以外の国際交流会館等において、大学推薦方式による入居者募集を積極的に行い、貸出方式での利用と合わせ、平成26年度における国際交流会館等の入居率は、平均で86.3％（平成25年度81.3％、前年度比5ポイント増）であり、平均で前年実績を上回る入居率を得て居室の有効活用を図ることができた。

〈国際交流会館等入居率〉 （単位：％）

会館名	平成26年度	(参考)平成25年度
札幌国際交流会館	100.0	39.7
東京国際交流館	90.1	87.0
金沢国際交流会館	100.0	100.0
兵庫国際交流会館	73.3	79.8
福岡国際交流会館	90.1	94.8
大分国際交流会館	76.3	62.6
平均	86.3	81.3

○奨学金貸与事業における自己調達資金の確保
財投機関債発行及び民間資金借入れにより、以下のとおり自己調達資金を確保した。

(1)財投機関債発行額

【ＷＴ委員からのコメント】

発行年月日	発行額
6月9日	500億円
9月9日	500億円
11月7日	400億円
2月6日	400億円
計	1,800億円

(2) 民間資金借入額実績(年度末残高)
3,628億円

４．その他参考情報

特になし

様式４－２　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ―（２）	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画　（２）奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施		
当該項目の重要度、難易度	―	関連する政策評価・行政事業レビュー	―

２．主要な経年データ

評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	（参考情報）

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価（案）	
				業務実績	自己評価	評定	B
独立行政法人会計基準に従い、適切な債権管理を行うとともに、貸倒引当金については、延滞状況の推移を的確に把握し、適正な評価を行った上で、これを計上する。	独立行政法人会計基準に従い、適切な債権管理を行う。 貸倒引当金については、延滞の今後の推移を的確に把握し、独立行政法人会計基準に沿って適正な評価を行った上で、これを計上する。	独立行政法人会計基準に従い、適切な債権管理を行う。 貸倒引当金については、延滞の今後の推移を的確に把握し、独立行政法人会計基準に沿って適正な評価を行った上で、これを計上する。	〈64〉適切な債権管理及び貸倒引当金計上に係る実施状況 ＜主な定量的指標＞ 特になし （定量的な指標はそぐわないため） ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ –	＜実績報告書等参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P95 ○債権管理の状況 独立行政法人会計基準に従った債務者区分により請求を行った。 ○貸倒引当金の計上 貸倒引当金については、学資金貸与事業における適切な債権管理を実施するために、独立行政法人会計基準に従った債務者区分に基づく算定方法により計上した。 〈平成 26 年度決算額〉 ・第一種　641 億円 ・第二種　1,113 億円	＜自己評価書参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P95 〈評定〉 B 〈評定根拠〉 ・適切な債権管理を実施すべく、独立行政法人会計基準に従った債務者区分により請求を行っていることは評価できる。 ・独立行政法人会計基準に従って貸倒引当金を計上したことは評価できる。	＜評定に至った理由＞ 適切な債権管理を実施すべく、独立行政法人会計基準に従った債務者区分により請求を行っており、また独立行政法人会計基準に従って適正に貸倒引当金を計上している。 以上のことから当該評定をＢとする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞	

【ＷＴ委員からのコメント】

４．その他参考情報

特になし

様式４－２　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ―（３）	予算（人件費の見積りを服務。）、収支計画及び資金計画　（３）　予算		
当該項目の重要度、難易度	―	関連する政策評価・行政事業レビュー	―

２．主要な経年データ

評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	（参考情報）

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価（案）	
				業務実績	自己評価	評定	B
予算を適正かつ効率的に執行し、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。	略	略	〈65〉予算の執行状況 ＜主な定量的指標＞ 特になし （定量的な指標はそぐわないため） ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ –	＜実績報告書等参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P96 〇平成 26 年度予算 （単位：百万円）	＜自己評価書参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P96 〈評定〉 B 〈評定根拠〉 おおむね計画どおりの実績となっており、評価できる。	＜評定に至った理由＞ おおむね計画どおりの実績となっており、当該評定をＢとする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞	

区分	予算	決算	差引増減額
収入			
借入金等	1,524,192	1,445,003	△79,188
運営費交付金	14,029	14,029	―
高等学校等奨学金事業交付金	8,079	8,079	―
育英資金返還免除等補助金	5,707	5,707	―
留学生交流支援事業費補助金	8,514	8,514	―
受託収入	11	6	△5
寄附金収入	2,941	576	△2,364
貸付回収金	625,620	657,186	31,566
貸付金利息等	37,064	38,068	1,004
政府補給金	12,275	791	△11,485
事業収入	874	1,005	131
雑収入	3,814	4,754	940
計	2,243,120	2,183,750	△59,370
支出			
学資金貸与事業費	1,174,476	1,080,514	93,962
一般管理費	2,285	2,246	38

うち、人件費（管理系）	1,106	1,066	40
物件費	1,179	1,180	△2
業務経費	15,694	15,377	317
貸与事業を除く事業費	9,733	9,615	117
うち、人件費（事業系）	3,197	3,189	10
物件費	6,536	6,428	107
貸与事業業務経費	5,961	5,761	200
特殊経費	739	687	52
高等学校等奨学金事業移管業務費	8,079	8,079	―
借入金等償還	1,024,074	1,034,553	△10,479
借入金等利息償還	51,265	36,898	14,366
留学生交流支援事業費補助金経費	8,514	6,501	2,013
受託経費	11	6	5
寄附金事業費	2,941	576	2,364
計	2,288,077	2,185,469	102,609

（注）各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

【ＷＴ委員からのコメント】

４．その他参考情報

特になし

様式４－２　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ―（４）	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画　（４）　収支計画		
当該項目の重要度、難易度	―	関連する政策評価・行政事業レビュー	―

２．主要な経年データ

評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	（参考情報）

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価（案）	
				業務実績	自己評価		
―	略	略	<66> 計画と実績の対比 ＜主な定量的指標＞ 特になし （定量的な指標はそぐわないため） ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ –	＜実績報告書等参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P97 ○平成26年度　収支計画 （単位：百万円）	＜自己評価書参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P97 <評定> B <評定根拠> おおむね計画どおりの実績となっており、評価できる。	評定	B
						＜評定に至った理由＞ おおむね計画どおりの実績となっており、当該評定をＢとする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞	

区分	計画	決算	差引増減額
費用の部			
経常費用	129,536	107,289	△22,247
業務経費	123,108	102,959	△20,149
寄附金事業費	2,941	575	△2,366
一般管理費	2,248	2,230	△18
減価償却費	1,239	1,524	285
臨時損失	―	2	2
収益の部			
経常収益	129,536	112,369	△17,167
運営費交付金収益	13,636	12,627	△1,009
自己収入	41,612	43,502	1,890
受託収入	11	6	△5
寄附金収益	2,941	575	△2,366
補助金等収益	29,528	18,671	△10,857
財源措置予定額収益	40,892	36,180	△4,712
資産見返負債戻入	668	808	140
財務収益	248	328	80
臨時利益	―	―	―

純利益	0	5,406	5,406
目的積立金取崩額	―	―	―
総利益	0	5,406	5,406

（注）各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

【ＷＴ委員からのコメント】

４．その他参考情報

特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ―（５）	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画　（５）　資金計画		
当該項目の重要度、難易度	―	関連する政策評価・行政事業レビュー	―

２．主要な経年データ

評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	（参考情報）

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価（案）	
				業務実績	自己評価	評定	B
―	略	略	〈67〉計画と実績の対比 ＜主な定量的指標＞ 特になし （定量的な指標はそぐわないため） ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ –	＜実績報告書等参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P98 〇平成 26 年度資金計画 （単位：百万円）	＜自己評価書参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P98 〈評定〉 B 〈評定根拠〉 おおむね計画どおりの実績となっており、評価できる。	＜評定に至った理由＞ おおむね計画どおりの実績となっており、当該評定をＢとする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞	

区分	計画	決算	差引増減額
資金支出			
業務活動による支出	△4,149,330	△6,018,379	△1,869,049
奨学金貸与	△1,174,699	△1,080,700	93,999
人件費支出	△4,352	△4,322	30
短期借入金の返済による支出	△1,860,463	△3,832,075	△1,971,612
長期借入金の返済による支出	△1,024,074	△1,034,553	△10,479
支払利息	△46,642	△36,172	10,470
高等学校等奨学金事業移管による支出	△8,079	△8,079	―
寄附金事業による支出	△2,941	△528	2,413
その他の業務支出	△26,846	△20,077	6,769
国庫納付金の支払額	△1,235	△1,871	△636
投資活動による支出	△394	△60,525	△60,131
財務活動による支出	△571	△718	△147
次年度への繰越金	97,286	121,325	24,039
資金収入			

【ＷＴ委員からのコメント】

業務活動による収入	4,104,102	6,017,995	1,913,893
政府交付金による収入	8,079	8,079	―
運営費交付金による収入	14,029	14,029	―
政府補給金による収入	12,275	791	△11,484
国庫補助金による収入	14,221	14,240	19
貸付回収金による収入	625,843	657,409	31,566
短期借入による収入	1,860,463	3,832,075	1,971,612
長期借入による収入	1,523,900	1,444,758	△79,142
貸付金利息	36,826	37,812	986
その他の業務収入	5,513	6,239	726
受託収入	11	―	△11
寄附金による収入	2,941	2,563	△378
投資活動による収入	3,600	56,024	52,424
その他の投資収入	3,600	56,024	52,424
財務活動による収入	―	―	―
前年度からの繰越金	139,877	126,927	△12,950

（注）各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

４．その他参考情報

特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅳ	Ⅳ　短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、難易度	―	関連する政策評価・行政事業レビュー	―

２．主要な経年データ									
評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	（参考情報）

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価（案）	
				業務実績	自己評価	評定	B
―	奨学金貸与事業において、第二種学資金の財源とするための短期借入金の限度額は、13，500億円とする。運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、44億円とする。	奨学金貸与事業において、第二種学資金の財源とするための短期借入金の限度額は、13，500億円とする。運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、44億円とする。	〈68〉短期借入金の調達状況 ＜主な定量的指標＞ 特になし （定量的な指標はそぐわないため） ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ –	＜実績報告書等参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P99 〇第二種学資金の財源とするための短期借入金の借入残高の最大額は、7,374 億円であった。運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の実績はなかった。	＜自己評価書参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P99 〈評定〉 B 〈評定根拠〉 限度額の範囲内で短期借入金を調達できたことは評価できる。	＜評定に至った理由＞ 限度額の範囲内で短期借入金を調達できており、当該評定をＢとする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞	
						【ＷＴ委員からのコメント】	

４．その他参考情報
特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅴ	独立行政法人通則法第三十条第二項第四の二号で定める不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分等に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ

評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	（参考情報）

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価（案）	
				業務実績	自己評価		
				＜実績報告書等参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P100	＜自己評価書参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P100	評定	B
—	札幌、金沢、福岡、大分の各国際交流会館については、引き続き、地方公共団体や大学等に対し条件面も含め様々な働きかけを行うことにより売却を進める。 国際交流会館の売却により生じた収入の額は、政府支出の比率に応じて国庫納付する。	国際交流会館等（札幌、東京、金沢、兵庫、福岡及び大分）については、引き続き、大学・民間等への売却に向けて努力する。 国際交流会館等の譲渡により平成２６年度に譲渡収入が生じた場合は、政府支出の比率に応じて国庫納付することに向け、必要な手続きを行う。	〈69〉国際交流会館の売却に向けた取組状況及び売却による収入の国庫納付等手続の取組状況 ＜主な定量的指標＞ 特になし （定量的な指標はそぐわないため） ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ –	○札幌、金沢、福岡、大分国際交流会館の売却に向けた取組〔再掲〕 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）平成26年度フォローアップ結果」（平成26年8月29日内閣官房行政改革推進本部事務局）により「売却交渉を進める」とされたことを受け、札幌、金沢、福岡、大分の各国際交流会館については、地方公共団体や大学等との売却交渉等を以下のとおり進めた。 (1)売却に関する協議等 平成26年9月から平成27年3月にかけて、札幌国際交流会館、金沢国際交流会館、大分国際交流会館の売却等に向け、地方公共団体や大学等と協議を行うとともに、札幌及び金沢国際交流会館については視察を実施した。 (2)各国際交流会館の不動産鑑定評価の委託 譲渡に当たっての売却価格の参考とする時価を把握することを目的として各国際交流会館の不動産鑑定評価を行うため、	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 国際交流会館の売却に向けて、地方公共団体や大学等と引き続き協議等を行ったことは評価できる。	＜評定に至った理由＞ 札幌、金沢、福岡及び大分の各国際交流会館について、売却等に向けて、地域の大学、自治体と引き続き協議を行っており評価できる。 以上のことから当該評定をＢとする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞	

【ＷＴ委員からのコメント】

					業務委託契約を行った(鑑定評価は平成27年度に実施予定)。 〇売却による収入の国庫納付等手続の取組 平成26年度中にはいずれの国際交流会館も売却に至らなかったため、譲渡収入は生じなかった。		

４．その他参考情報
特になし

様式４－２　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅵ	独立行政法人通則法第三十条第二項第五号で定める重要な財産の処分等に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ										
評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	（参考情報）

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価（案）		
				業務実績	自己評価	評定	—	
—	職員宿舎（百合丘第１（平成２９年３月廃止予定））については、売却により処分を行い、その売却収入は貸倒引当金の財源とする。	平成２６年度は計画なし。	〈70〉 職員宿舎の処分に係る実施状況 ＜主な定量的指標＞ 特になし （定量的な指標はそぐわないため） ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ -	＜実績報告書等参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P101 —	＜自己評価書参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P101 —	—		

４．その他参考情報
特になし

様式４－２　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅶ	剰余金の使途		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ										
評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	（参考情報）

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価（案）	
				業務実績	自己評価	評定	—
—	決算において剰余金が発生したときは、学生支援に関する業務の充実、広報・広聴活動の充実、職員の研修機会の充実等に充てる。	決算において剰余金が発生したときは、学生支援に関する業務の充実、広報・広聴活動の充実、職員の研修機会の充実等に充てる。	〈71〉剰余金の活用状況 ＜主な定量的指標＞ 特になし （定量的な指標はそぐわないため） ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ –	＜実績報告書等参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P102 ※平成 26 年度に剰余金の使用実績はなかった。	＜自己評価書参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P102 —	—	

４．その他参考情報
特になし

様式４－２　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅷ―１	その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項　１　施設及び設備に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ

評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	（参考情報）

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価（案）	
				業務実績	自己評価	評定	B
施設・設備の整備については、長期的視点に立って推進する。	施設・設備の整備については、長期的視点に立って推進する。	施設・設備の整備については、長期的視点に立って推進する。	〈72〉施設及び設備の整備に係る実施状況 ＜主な定量的指標＞ 特になし （定量的な指標はそぐわないため） ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ －	＜実績報告書等参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P103 ○国際交流会館等に入居する外国人留学生の安全・安心のため、各支部等が所管する国際交流会館等について、今後準備を行う施設の維持管理等に係る行動計画の策定に向けた施設整備の現状把握のため、現地調査等を実施し、施設保全マニュアルに基づいた点検等を適切に実施していることを確認した。また、一部修繕等を行い、必要な保全を適切に行った。 ○「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）を受け、平成23年度に市谷事務所を含む都内事務所に係る「オフィスの物件調査と経済性調査」を実施し、その結果を踏まえて機構内に設置する「主たる事務所の在り方に関するプロジェクトチーム」において検討した結果、当面は、業務の円滑性等の観点から、現状維持することとし、必要に応じて見直しを進めていくという結論を得た。	＜自己評価書参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P103 〈評定〉 B 〈評定根拠〉 国際交流会館等について適切に状況確認及び保全を行ったことは評価できる。	＜評定に至った理由＞ 国際交流会館等について適切に状況確認及び保全を行っておりは評価できる。 以上のことから当該評定をＢとする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞	

【ＷＴ委員からのコメント】

４．その他参考情報
特になし

様式４－２　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅷ―２	その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項　２　人事に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	―	関連する政策評価・行政事業レビュー	―

２．主要な経年データ

評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	（参考情報）

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価（案）	
				業務実績	自己評価	評定	B
機構の業務を適切に実施するために必要な人材の確保・育成と適正配置を図る。	(1)方針 ① 多様かつ優れた人材を計画的に確保するとともに、各職員が能力を最大限に発揮できるよう適正に配置する。 ② 高度な実務能力と使命感を持った人材の育成を図るため、他機関との人事交流、職員の能力や意識、専門性の向上に重点を置いた研修を充実する。	(1)方針 ① 多様かつ優れた人材を計画的に確保するとともに、各職員が能力を最大限に発揮できるよう適正に配置する。 ② 高度な実務能力と使命感を持った人材の育成を図るため、他機関との人事交流、職員の能力や意識、専門性の向上に重点を置いた研修を充実する。	〈73〉 人材の確保、適正配置、育成のための取組状況 ＜主な定量的指標＞ 特になし （定量的な指標はそぐわないため） ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ －	＜実績報告書等参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P104～105 「独立行政法人日本学生支援機構人事基本計画」（平成 26 年 4 月）に基づき、以下の施策を実施した。 ○職員の計画的な採用及び配置 (1)幅広い分野層から機構の将来を担う人材を確保するために、年齢・学歴を問わずに募集を行い、任期付採用 20 名を含む 45 名を計画的に採用した。 なお、任期付採用のうち、専門的な能力を有する人材を確保するため、金融関係の分野において 2 名を採用した。 (2)職員採用後のキャリアパス整備及び非常勤職員から任期付職員、任期付職員から常勤職員への内部登用に係る採用基準の設定を行い、任期付職員・常勤職員への登用を行った（内部登用による平成 26 年度任期付職員採用 8 名、常勤採用 13 名）。 (3)女性職員の課長級への登用を引き続き行った。また、今後の登用への対応として、その前段階の課長補佐の登用、育成に努め	＜自己評価書参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P104～105 ＜評定＞ B ＜評定根拠＞ 「独立行政法人日本学生支援機構人事基本計画」に基づき、人材の確保、適正な配置及び人材の育成を行ったことは評価できる。	＜評定に至った理由＞ 「独立行政法人日本学生支援機構人事基本計画」に基づき、人材の確保、適正な配置及び人材の育成が行われており、当該評定をＢとする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞ 【ＷＴ委員からのコメント】	

た。

〈女性職員の管理職等への登用状況〉

区分	平成 26 年度			(参考)平成 25 年度		
	人数	うち女性		人数	うち女性	
		人数	割合		人数	割合
部長級	21 人	2 人	9.5%	17 人	2 人	11.8%
課長級	52 人	13 人	25.0%	48 人	10 人	20.8%
補佐級	64 人	16 人	25.0%	66 人	13 人	19.7%
合計	137 人	31 人	22.6%	131 人	25 人	19.1%

(4)職員の適材適所の配置を心がけるとともに、出身法人の業務を超えた職場への配置を行った。

〇公正な人事評価の実施
(1)課長補佐、係長及び主任職への選考について、選考の基準と方法を明らかにして実施した。

(2)勤勉手当について、期間中の職員の勤務状況と業績を的確に反映したものとするため、自己評価、上司による評価等を総合的に勘案し、増額又は減額して支給した。

〇人事交流の実施
高い専門性と柔軟性をもつ人材の育成、広い視野と公共の精神の醸成及び専門知識、経験の相互提供等を目的として、国、国立大学、私立大学、公益法人及び民間企業等と積極的に人事交流を実施した。
・機構から他機関への出向者:27名
・他機関から機構への出向者:33名

〇職員研修の実施状況
(1)第3期中期計画の着実な達成に向け、機構職員の意識改革と組織の活性化に資するため、管理職研修を重点的に実施した(45名受講)。

					(2)平成26年度においては、次の階層別研修を重点的に実施した。 ①新職員研修(27名受講) ②新職員フォローアップ研修(10名受講) ③主任研修(19名受講) ④内部JST研修(係長職及び課長補佐職対象14名受講) ⑤分野別研修(※)(延べ806名受講) ※職員の適性・能力、希望等に応じた専門分野の研修 ⑥JASSO講演会(※)(125名受講) ※機構業務の改善・充実を図り、加えて若手職員の一層の意欲奮起を促すための特別研修		
		(2)人事に係る指標 業務量に応じた適正な人員配置を行う。 (参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み １７，７９９(百万円) ただし、上記の額は役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。	(2)人事に係る指標 業務量に応じた適正な人員配置を行う。	<74> 業務量に応じた適正な人員配置の実施状況 ＜主な定量的指標＞ 特になし (定量的な指標はそぐわないため) ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ -	○「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)の指摘を踏まえ、計画的な人員の削減を図るため、事業が拡大している中、定型的業務の外部委託を推進するとともに、非常勤職員及び人材派遣の活用を行った。 官民協働海外留学支援制度の創設など事業が拡大している中で円滑な事業の実施のために、平成 26 年度においても平成 25 年度に引き続き、任期付職員への登用も行いつつ自己都合等退職者の補充を行い、必要な職員数の適切な確保を図った。 ○役職員数(平成 27 年 3 月末現在) ・役員:7 名(7 名) ・常勤職員:483 名(477 名) ※(　)は平成 26 年 3 月末現在	<評定> B <評定根拠> 円滑な事業実施のために必要な職員数の適切な確保を図ったことは評価できる。	＜評定に至った理由＞ 円滑な事業実施のために必要な職員数の適切な確保を図っており、当該評定をＢとする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞ 【ＷＴ委員からのコメント】

４．その他参考情報
特になし

様式４－２　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅷ―４	その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項　４　積立金の使途		
当該項目の重要度、難易度	―	当該項目の重要度、難易度	―

２．主要な経年データ

評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	（参考情報）

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価（案）	
				業務実績	自己評価		
―	前中期目標期間繰越積立金については、以下の事業の財源に充てる。 前期中期目標期間中の繰越積立金については、貸倒引当金の増額による繰り入れのための財源とする。	前中期目標期間繰越積立金については、貸倒引当金の増額による繰り入れのための財源とする。	〈75〉積立金の利用状況 ＜主な定量的指標＞ 特になし （定量的な指標はそぐわないため） ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ ―	＜実績報告書等参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P106 ※平成 26 年度に前中期目標期間繰越積立金の使用実績はなかった。	＜自己評価書参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績等報告書 P106 ―	評定	―
						―	

４．その他参考情報

特になし